

第6回 佐世保市地域 タクシー適正化・活性化協議会

□タクシー適正化・活性化特別措置法の
再指定

□適正化(減車等)・活性化(需要喚起等)
の取り組み状況

□タクシー事業の活性化に向けて
(タクシー需要の掘り起こし)

平成25年3月25日

13:00～

佐世保自動車検査登録事務所



**タクシー適正化・活性化特別措置法の特定地域の
再指定について**

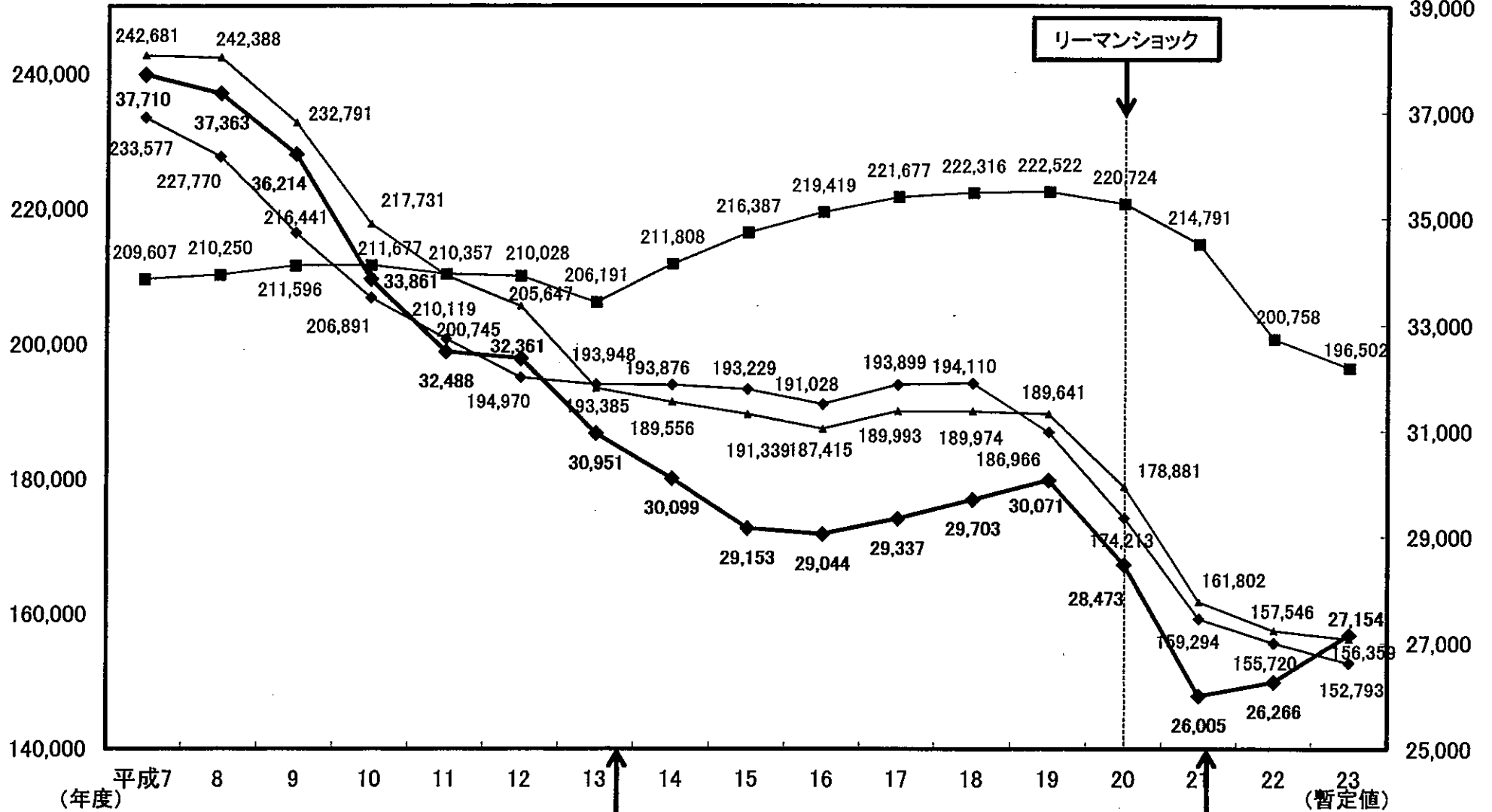


全国のタクシー事業の経営状況等の推移（法人）

輸送人員
運送収入
車両数

◆ 輸送人員(万人) ▲ 運送収入(千万円) ■ 車両数(両) ◆ 日車営収(円)

日車営収



※日車営収：実働1日1車当たりの運送収入

規制緩和(需給調整規制等)

国土交通省調べ

タクシー適正化・活性化法施行

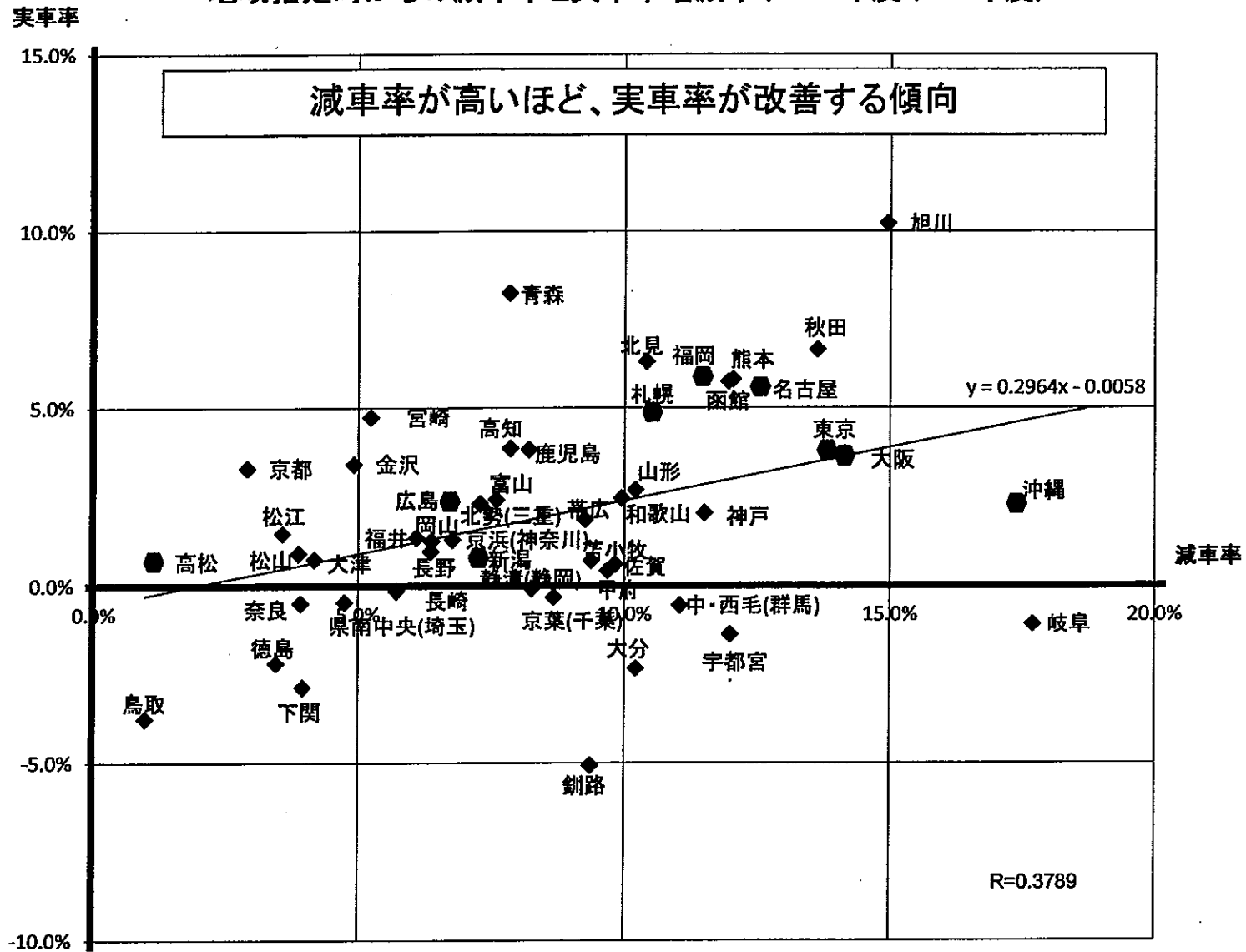
減車進捗状況

				平成24年7月26日現在
ブロック	基準車両数(※)	現在車両数	減車率	現在車両数と 適正車両数(上 限)との乖離率
北海道	9,140	8,076	11.6%	4.2%
東北	10,387	9,245	11.0%	16.3%
関東	67,890	58,167	14.3%	7.1%
北陸信越	6,762	5,849	13.5%	3.9%
中部	19,345	17,009	12.1%	7.4%
近畿	36,531	32,120	12.1%	2.0%
中国	12,031	11,228	6.7%	12.7%
四国	4,623	4,385	5.1%	9.4%
九州	21,762	19,205	11.7%	8.7%
沖縄	3,616	2,962	18.1%	-0.6%
全国計	192,087	168,246	12.4%	6.9%

※ 特定特別監視地域の指定時における車両数。地域によって指定日は異なるが、
H20年7月に指定された地域が多数を占める。

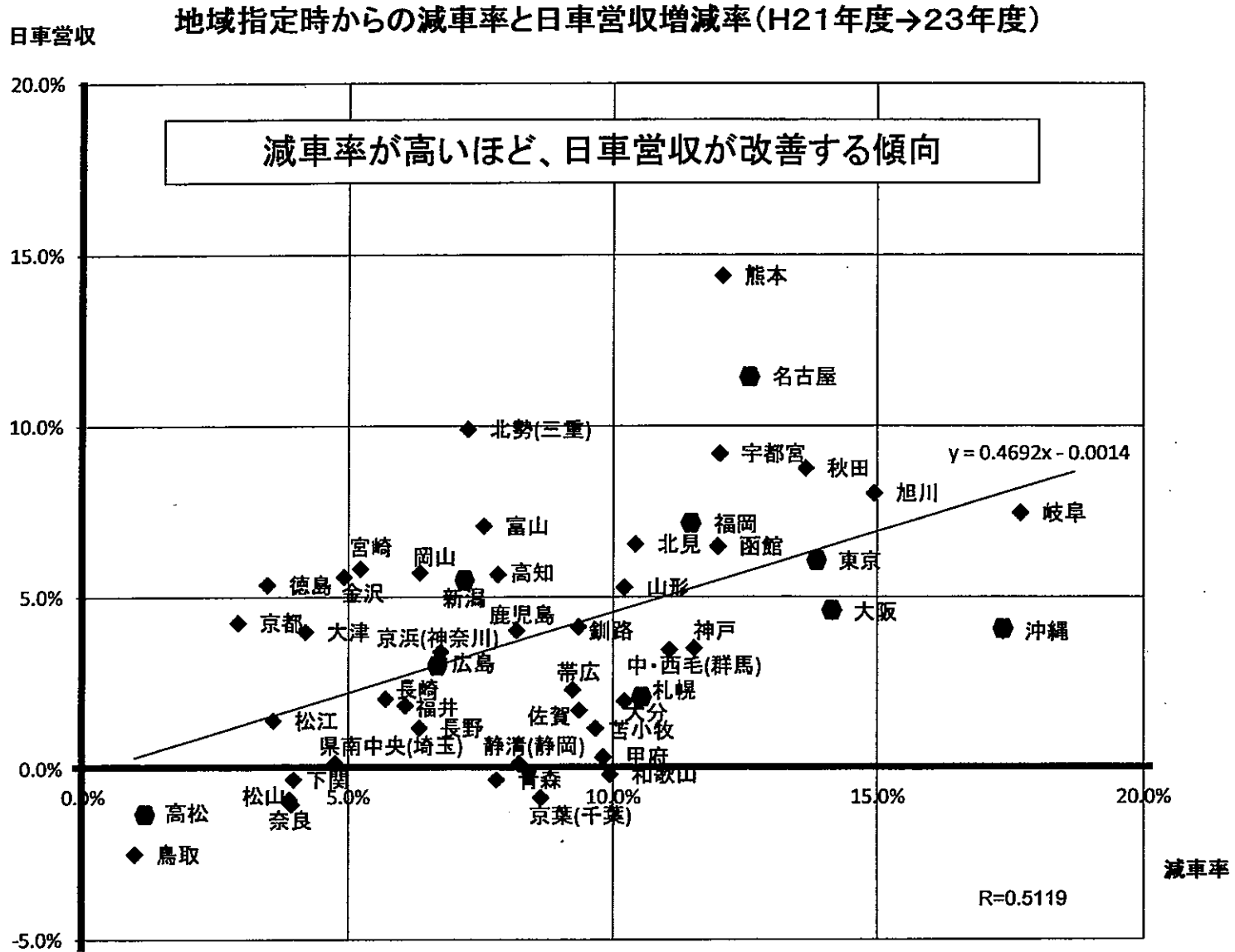
減車率と実車率の関係

地域指定時からの減車率と実車率増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた

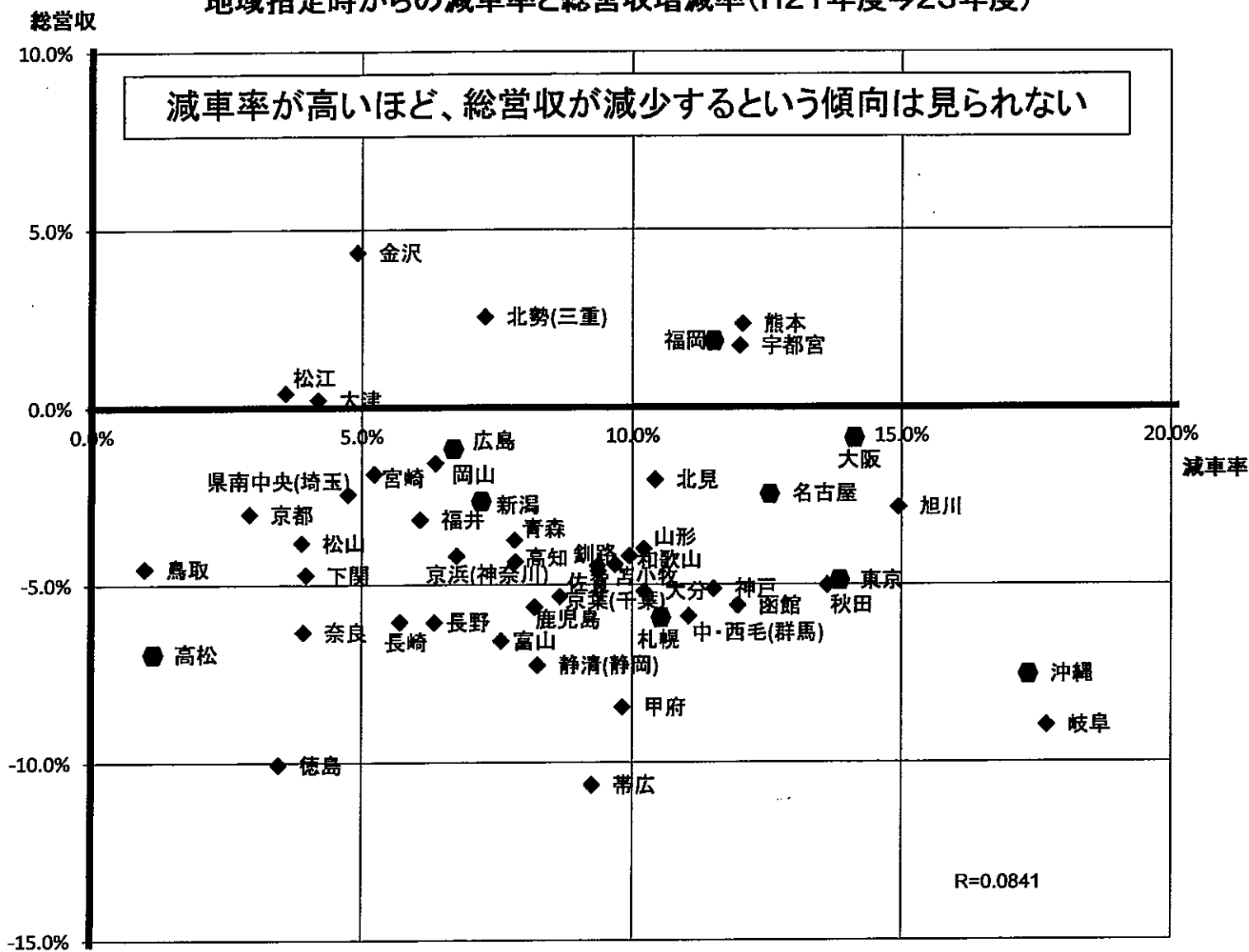
減車率と日車營收の關係



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた

減車率と総營收の関係

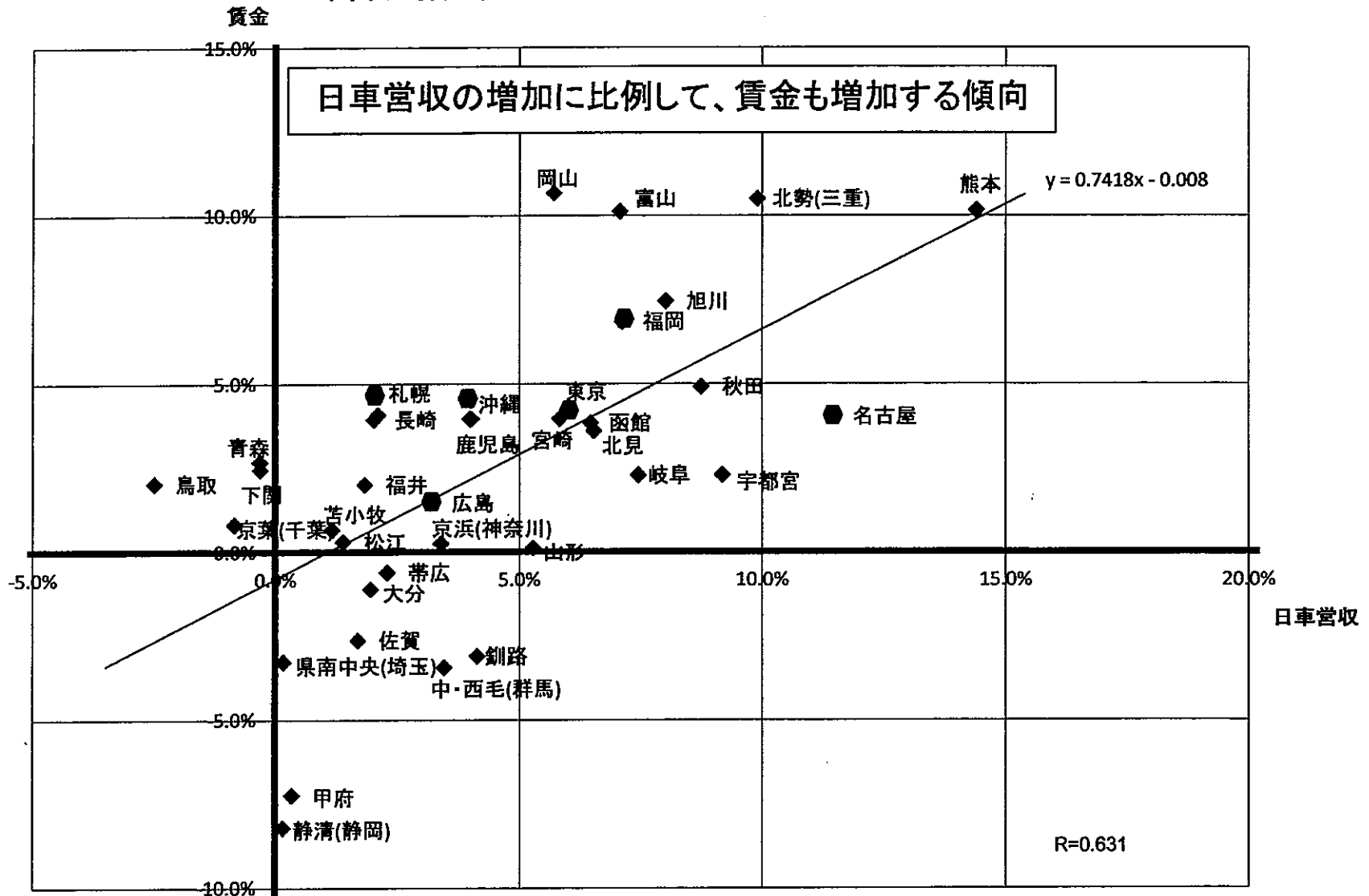
地域指定時からの減車率と総營收増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた

日車営収と賃金の関係

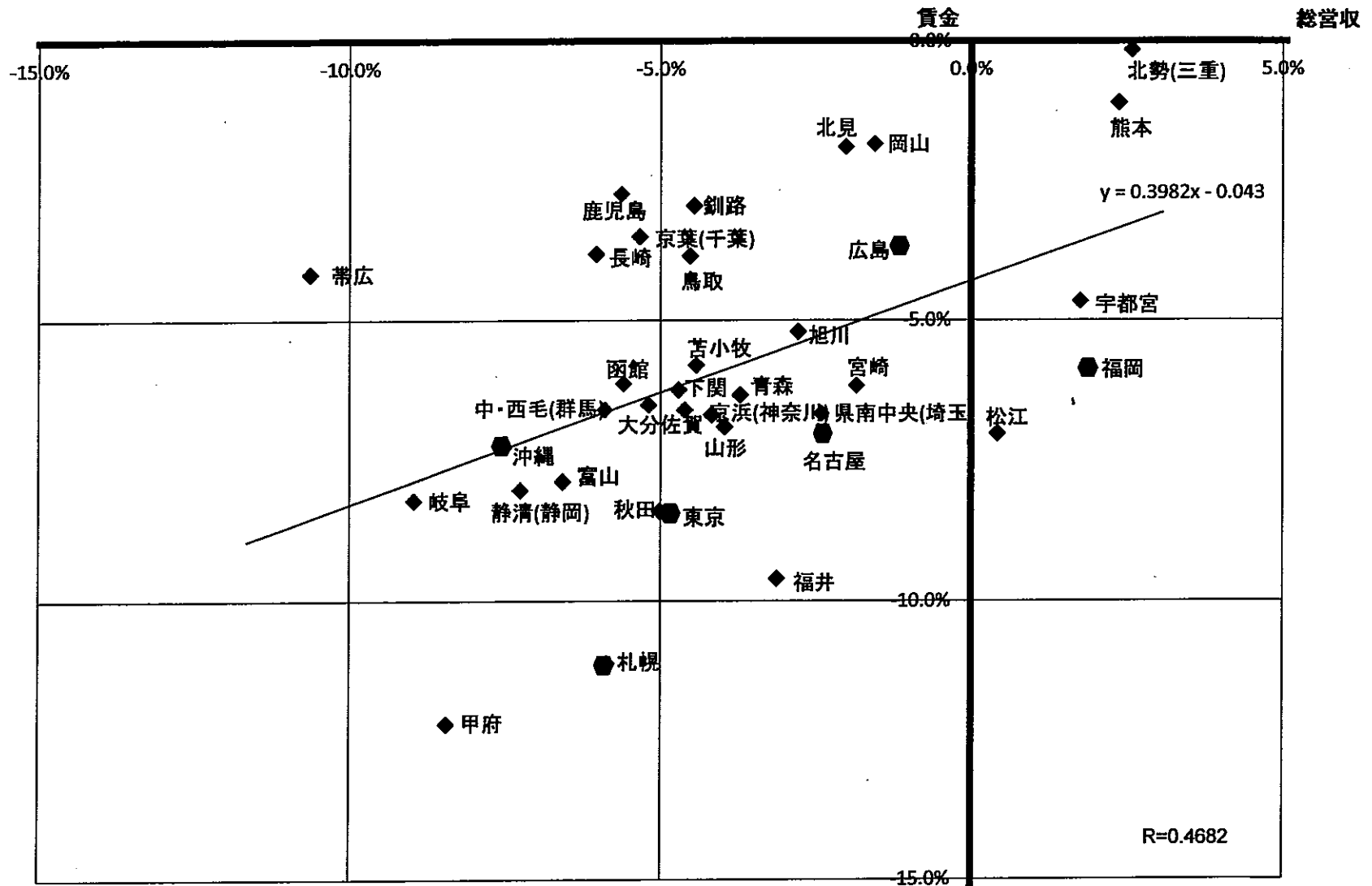
日車営収増減率と1人当たり賃金増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた
賃金は、各地域のサンプルデータである
(サンプルデータの足りない新潟、金沢、長野、近畿管内、四国管内を除いた)

総營收と総賃金の関係

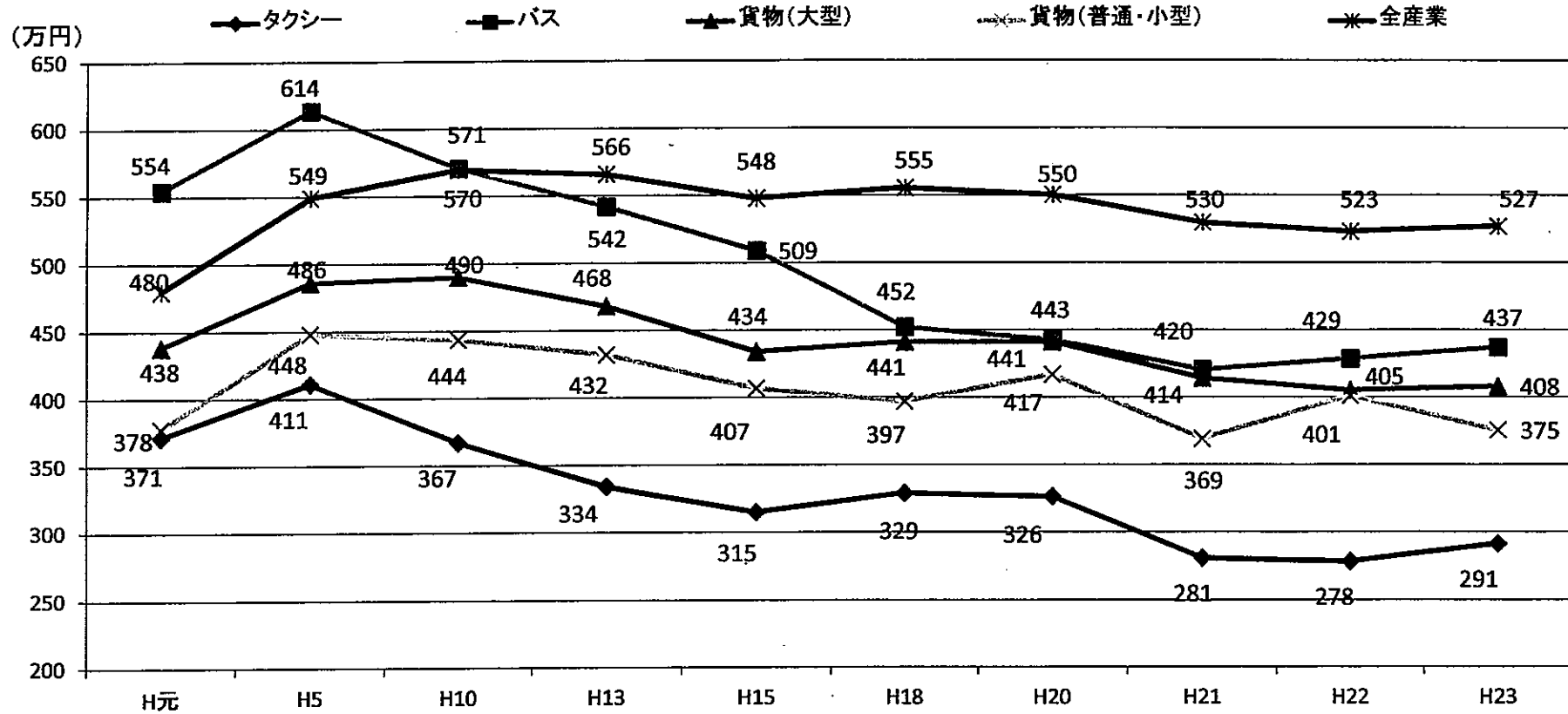
総營收増減率と総賃金増減率(H21年度→23年度)



注) 震災の復興等による特需があった盛岡、仙台、福島、水戸を除いた
賃金は、各地域のサンプルデータである
(サンプルデータの足りない新潟、金沢、長野、近畿管内、四国管内を除いた)

業種別年間賃金比較（全国、男子）

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より



グラフの定義について

○年間賃金：各年6月分の賃金に12を乗じ、前年1年間の賞与、期末手当等を加えたもの。

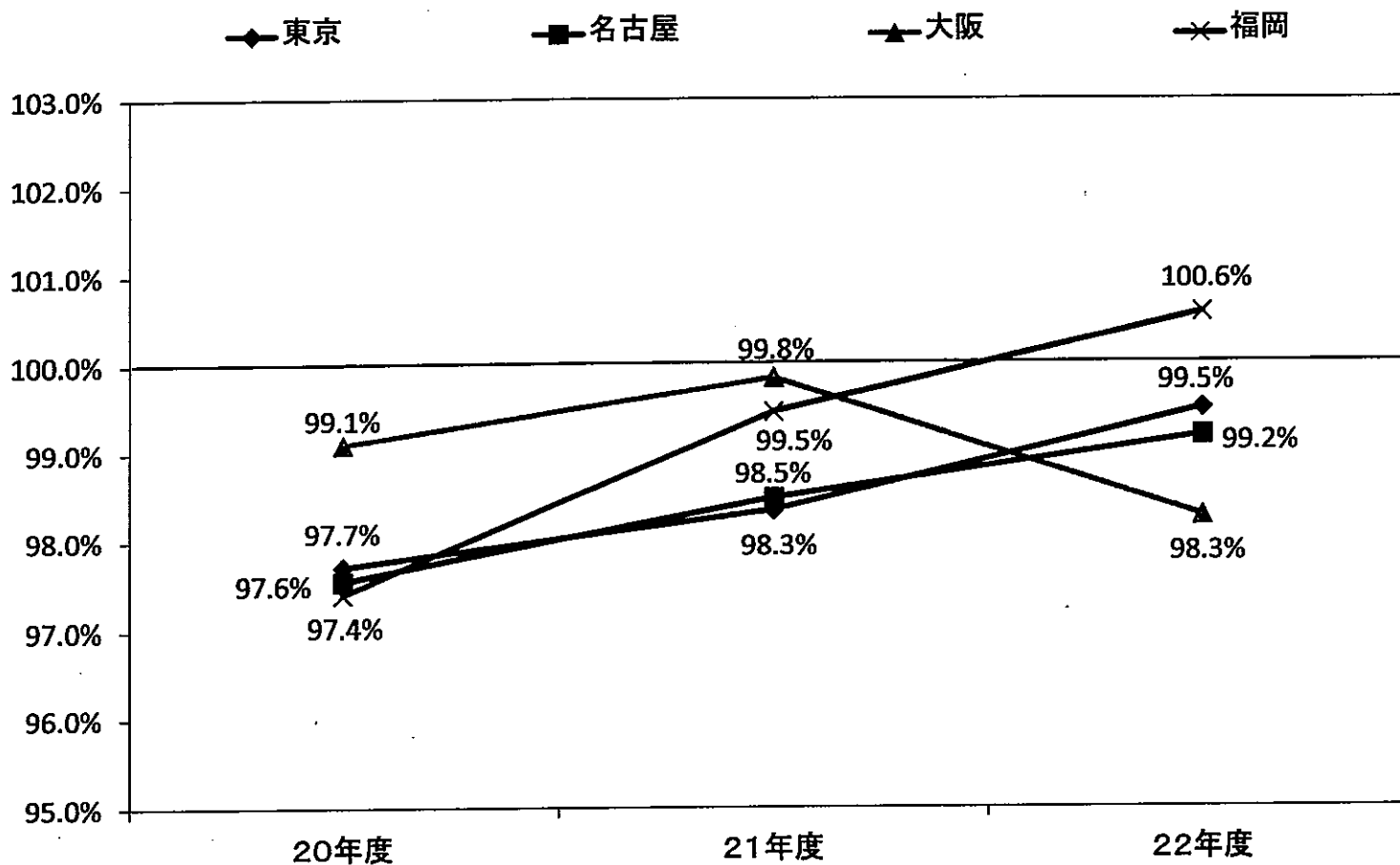
○対象：一般労働者（短時間労働者以外の者）

（短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1週の所定労働日数が少ない労働者。）

※ただし、労働者の区分は各事業者の判断による。

各都市の収支状況について

各都市の収支率の推移



特定地域の指定について

特定地域とは・・・

供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できない地域を国土交通大臣が指定(指定期間 3年)

指定基準

1. 人口10万人以上の都市を含む営業区域
下記の①から③のいずれかに該当

- ①日車実車キロ又は日車營收が減少
(H13年度との比較)
- ②事故件数が毎年度増加(過去5年)
- ③法令違反件数が毎年度増加
(過去5年)

2. 地方公共団体の長から指定要請があった
人口5万人以上の都市を含む営業区域

- 下記の①から③のいずれかに該当
- ①日車実車キロ又は日車營收が減少
(H13年度との比較で10%以上)
 - ②及び③については、1. と同じ



特定地域の指定

(平成24年9月28日告示)

・全国142営業区域を指定
(全639営業区域中)

・長崎県内3地区指定

長崎交通圏

佐世保市

諫早市

特定地域では・・・

国は新たな需要がない限り新規参入及び増車を認めないほか、監査に伴う過重処分など監督上必要な措置を行う

特定地域一覽表

運輸局等	都道府県	特定地域 (157地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、市原交通圏、南房交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、※県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、※県北交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
	北陸信越	新潟
富山		富山交通圏、高岡・氷見交通圏、※砺波市B・南砺市
石川		金沢交通圏、南加賀交通圏
長野		長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、※東三河南部交通圏
	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、※浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、※※東濃西部交通圏、※※東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏、※北勢交通圏
	福井	福井交通圏、※※※武生交通圏

運輸局等	都道府県	特定地域 (157地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、泉州交通圏、※河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、※生駒交通圏、※中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、※尾道市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、※倉吉交通圏
	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
四国	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
	高知	高知交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
沖縄	鹿児島	川薩交通圏、鹿屋交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市
	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 639地域)

- ※ : 平成22年4月1日指定地域 (11地域)
- ※※ : 平成22年10月1日指定地域 (3地域)
- ※※※ : 平成24年4月1日指定地域 (1地域)
- 無印 : 平成24年10月1日指定地域 (142地域)

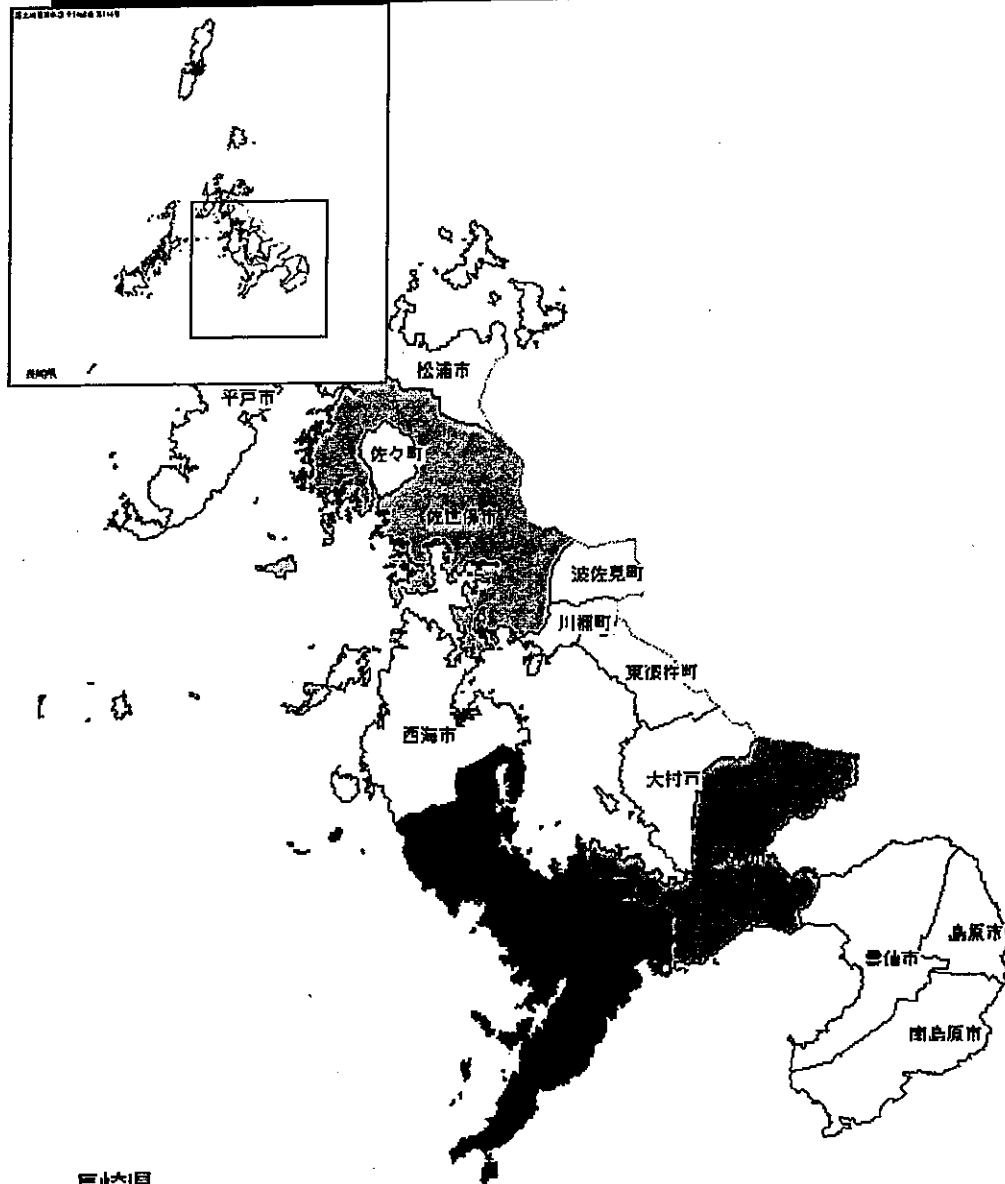


タクシー適正化(減車等)・活性化(需要喚起等)の
取り組み状況



タクシー事業の概要(九州・県内・地域内)

県内特定地域のタクシー事業者数・タクシー台数



長崎県

	長崎交通圏			
	法人タクシー		個人	合計
	事業者数	車両数		
H25.2末	37	1,300	414	1,714
H24.3末	38	1,337	419	1,756
H23.3末	38	1,339	420	1,759
H22.3末	39	1,413	422	1,835
H14.3末	35	1,499	315	1,814

	佐世保市			
	法人タクシー		個人	合計
	事業者数	車両数		
H25.2末	24	554	117	671
H24.3末	24	572	117	689
H23.3末	24	575	119	694
H22.3末	22	580	124	704
H14.3末	19	632	143	775

	諫早市			
	法人タクシー		個人	合計
	事業者数	車両数		
H25.2末	8	175	—	175
H24.3末	9	175	—	175
H23.3末	9	176	—	176
H22.3末	9	185	—	185
H14.3末	6	171	—	171

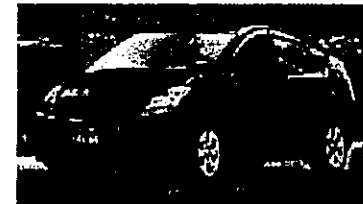
※各地域の各車両数は福祉車両を含まない

法人タクシーの低公害車(HV・EV)導入状況

長崎交通圏	車両数	HVタクシー	EVタクシー	割合
H22.3末	1,413	34	0	2.4%
H23.3末	1,339	47	2	3.7%
H24.3末	1,337	97	2	7.4%
H25.2末	1,300	211	2	16.4%

佐世保市	車両数	HVタクシー	EVタクシー	割合
H22.3末	580	0	0	0.0%
H23.3末	575	2	1	0.5%
H24.3末	572	4	2	1.0%
H25.2末	554	8	2	1.8%

諫早市	車両数	HVタクシー	EVタクシー	割合
H22.3末	185	2	0	1.1%
H23.3末	176	5	0	2.8%
H24.3末	175	9	0	5.1%
H25.2末	175	13	0	7.4%



【ハイブリッド(HV)タクシー】

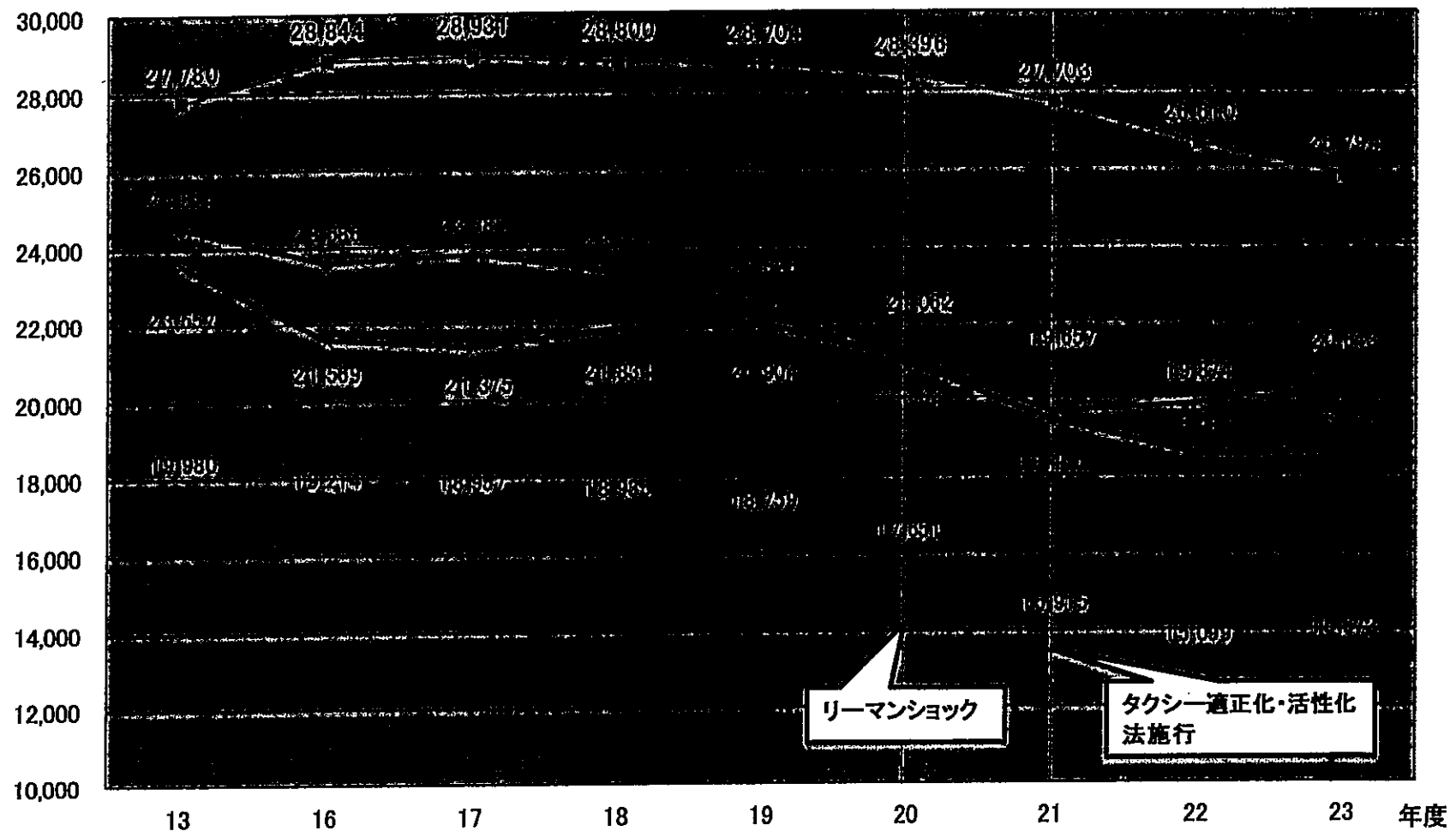


【電気自動車(EV)タクシー】

ポリウレタン
20
20
20

九州のタクシー各種指標の推移(法人のみ)

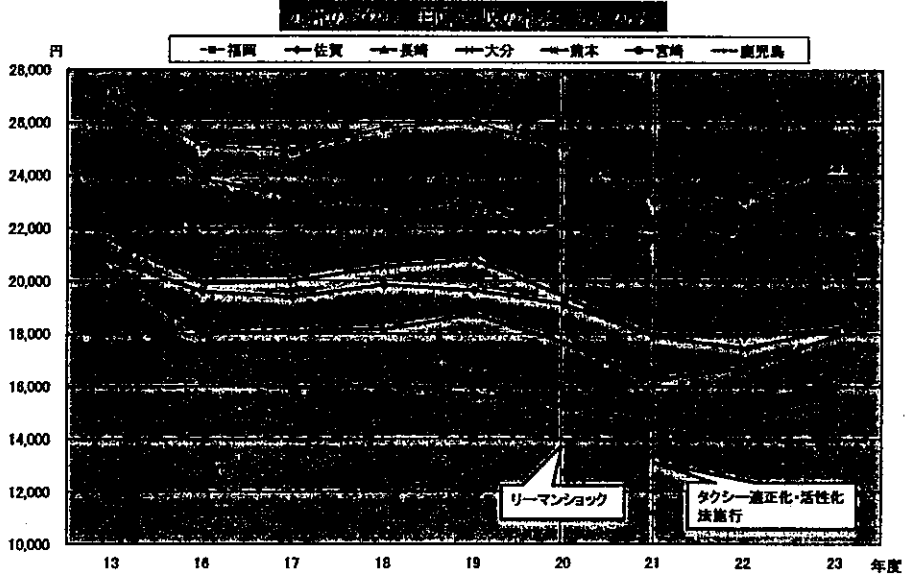
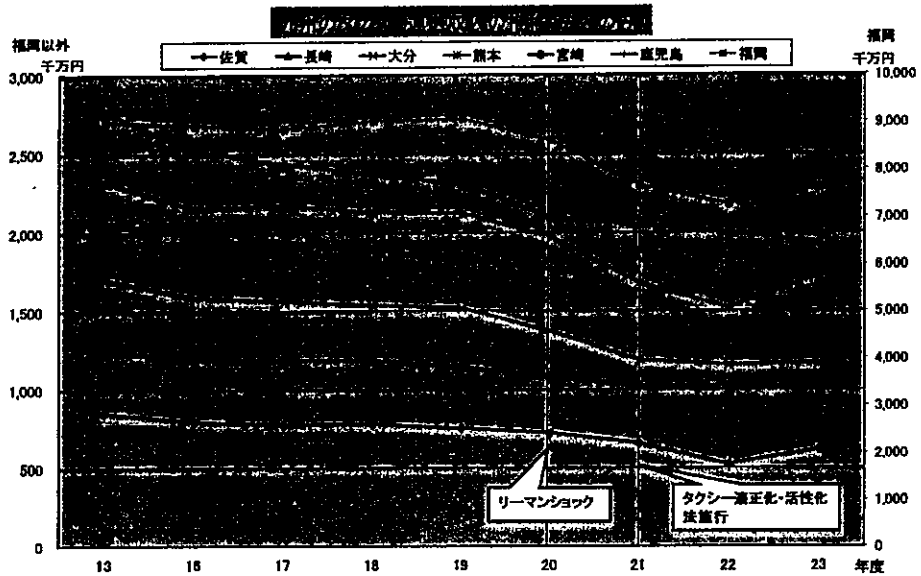
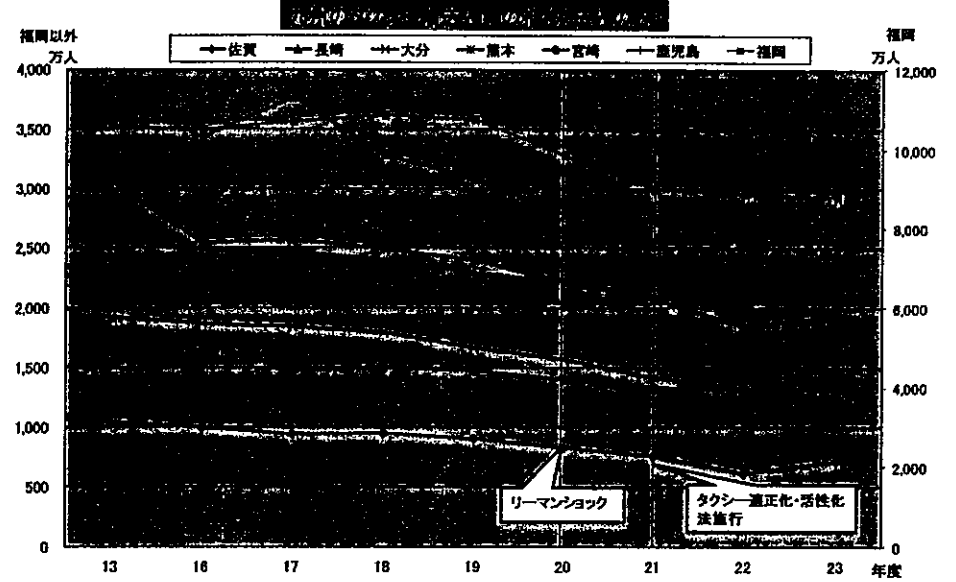
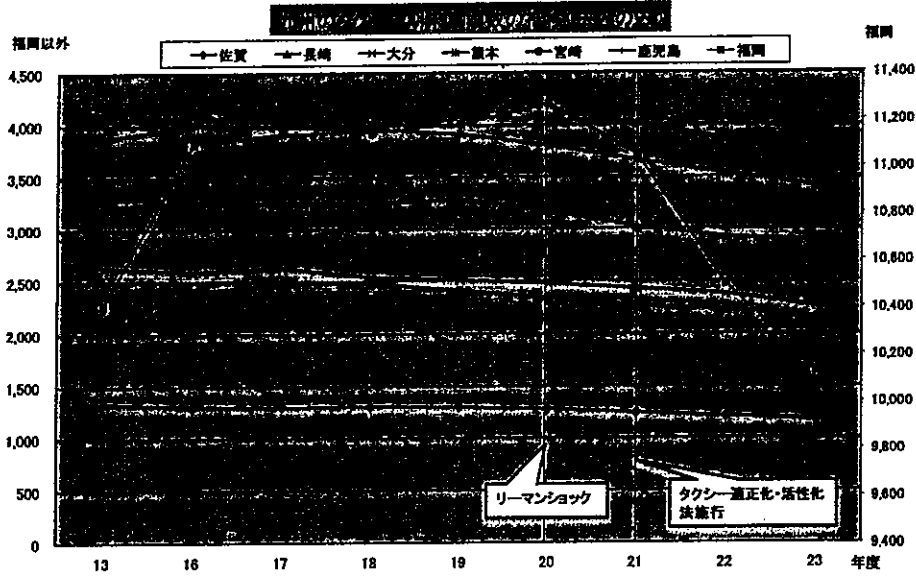
■ 期末車両数(両) ◆ 輸送人員(万人) ▲ 運送収入(千万円) ✕ 日車営収(円)



リーマンショック

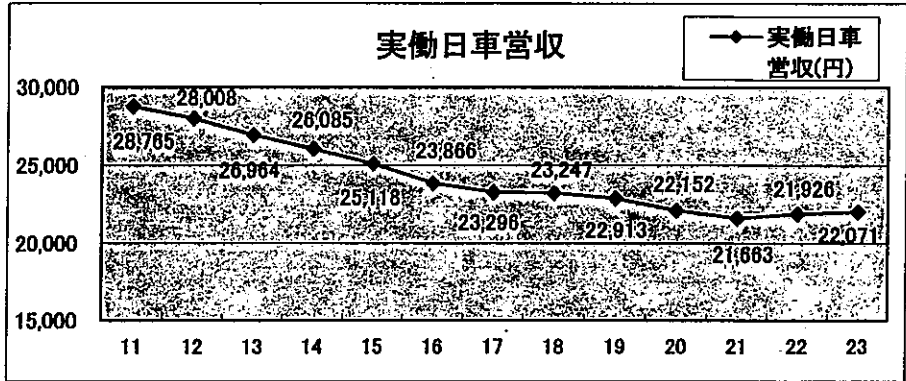
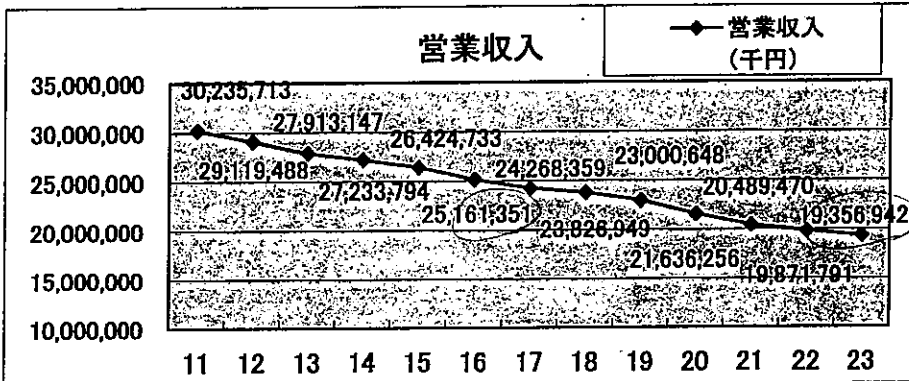
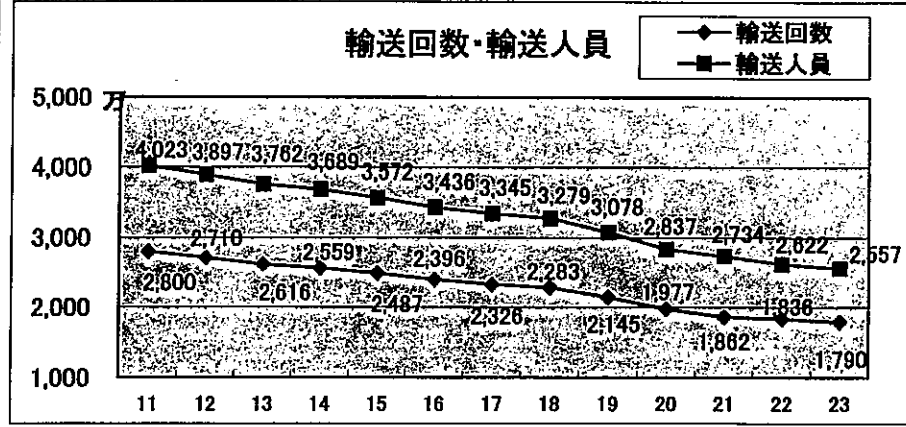
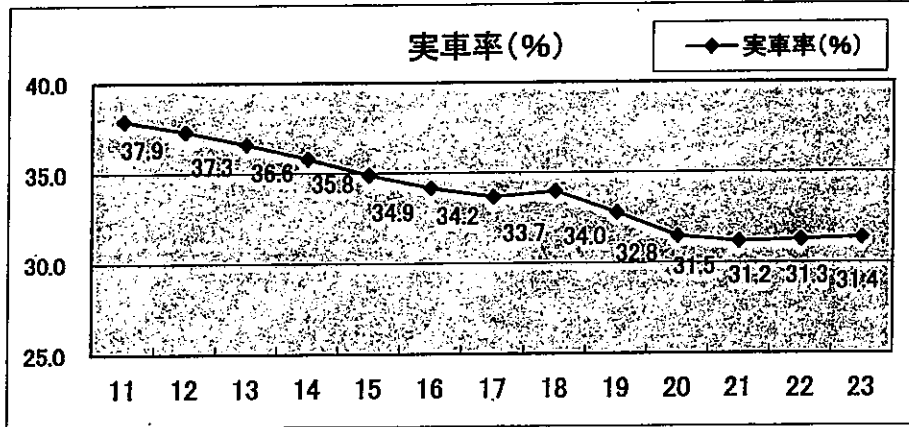
タクシー適正化・活性化法施行

九州のタクシー事業の概要



長崎県内のタクシー事業の概要

【輸送実績の推移(長崎県)】

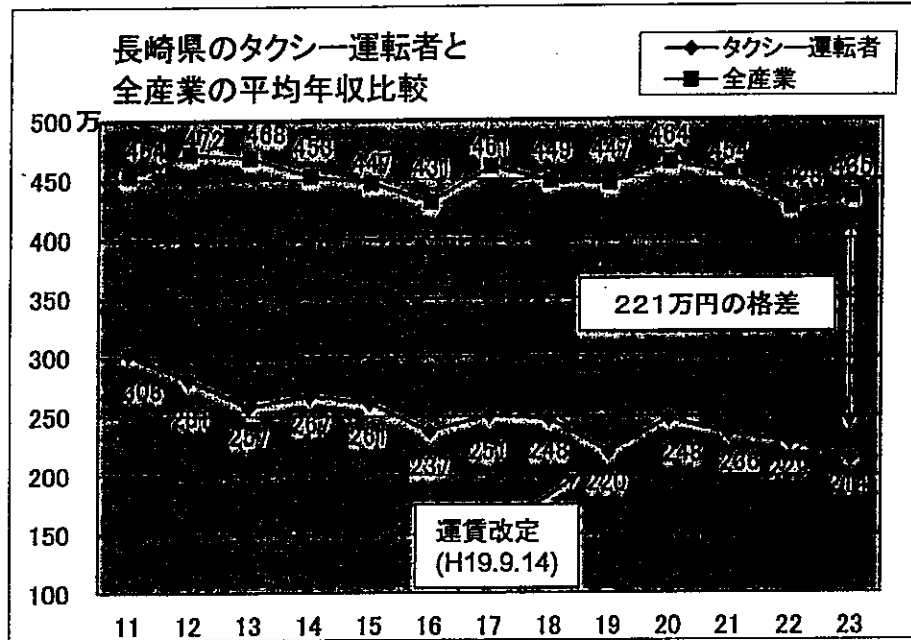


年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
実車率(%)	37.9	37.3	36.6	35.8	34.9	34.2	33.7	34.0	32.8	31.5	31.2	31.3	31.4
輸送回数	27,998,592	27,098,336	26,159,547	25,593,988	24,871,957	23,962,109	23,255,411	22,828,339	21,449,929	19,768,002	18,618,272	18,357,528	17,900,514
輸送人員	40,233,348	38,965,164	37,624,393	36,887,397	35,719,433	34,364,666	33,452,251	32,786,743	30,784,095	28,374,332	27,338,366	26,220,541	25,567,824
営業収入(千円)	30,235,713	27,913,147	26,424,733	24,268,359	23,000,648	20,489,470	21,636,256	19,871,791	19,356,942				
実働日車営収(円)	28,765	28,008	26,964	26,085	25,118	23,866	23,296	23,247	22,913	22,152	21,663	21,926	22,071

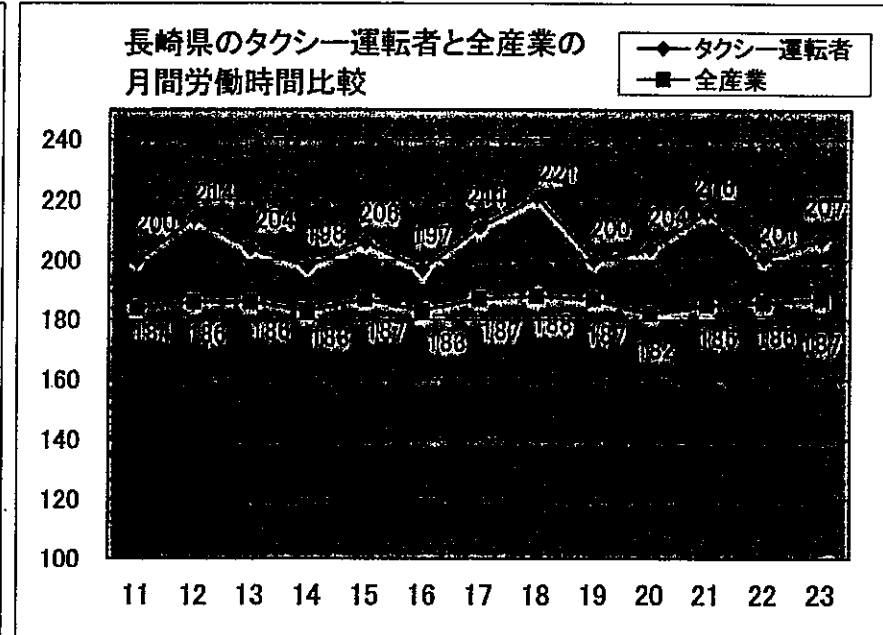
※福祉車両を含む。

資料:(一社)長崎県タクシー協会 調べ

【長崎県内運転者の平均年収】



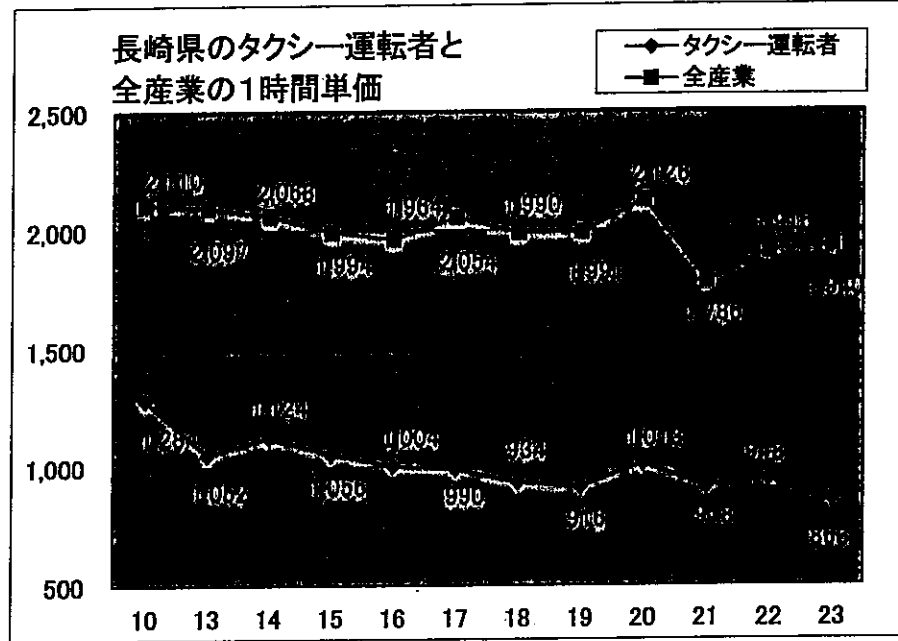
【長崎県内運転者の月間労働時間】



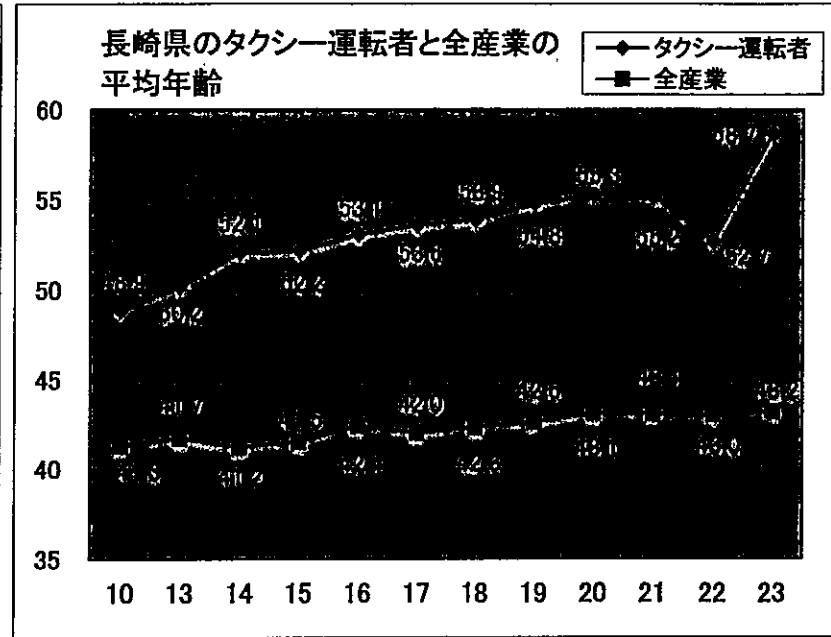
年度	長崎県	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
平均年収(円)	タクシー運転者	3,029,100	2,809,500	2,574,400	2,671,800	2,610,600	2,372,800	2,507,300	2,475,900	2,198,400	2,480,300	2,356,900	2,286,200	2,144,200
	全産業	4,537,900	4,716,400	4,679,900	4,529,300	4,473,900	4,313,800	4,610,100	4,488,700	4,468,300	4,643,500	4,544,300	4,275,700	4,354,300
	格差	△ 1,508,800	△ 1,906,900	△ 2,105,500	△ 1,857,500	△ 1,863,300	△ 1,941,000	△ 2,102,800	△ 2,012,800	△ 2,269,900	△ 2,163,200	△ 2,187,400	△ 1,989,500	△ 2,210,100
月間労働時間(時間)	タクシー運転者	200	214	204	198	206	197	211	221	200	204	216	201	207
	全産業	184	186	186	183	187	183	187	188	187	182	185	186	187
	格差	16	28	18	15	19	14	24	33	13	22	31	15	20

資料：(一社)長崎県タクシー協会 調べ(厚生労働省 賃金構造基本統計調査)

【県内運転者の1時間当たり単価】



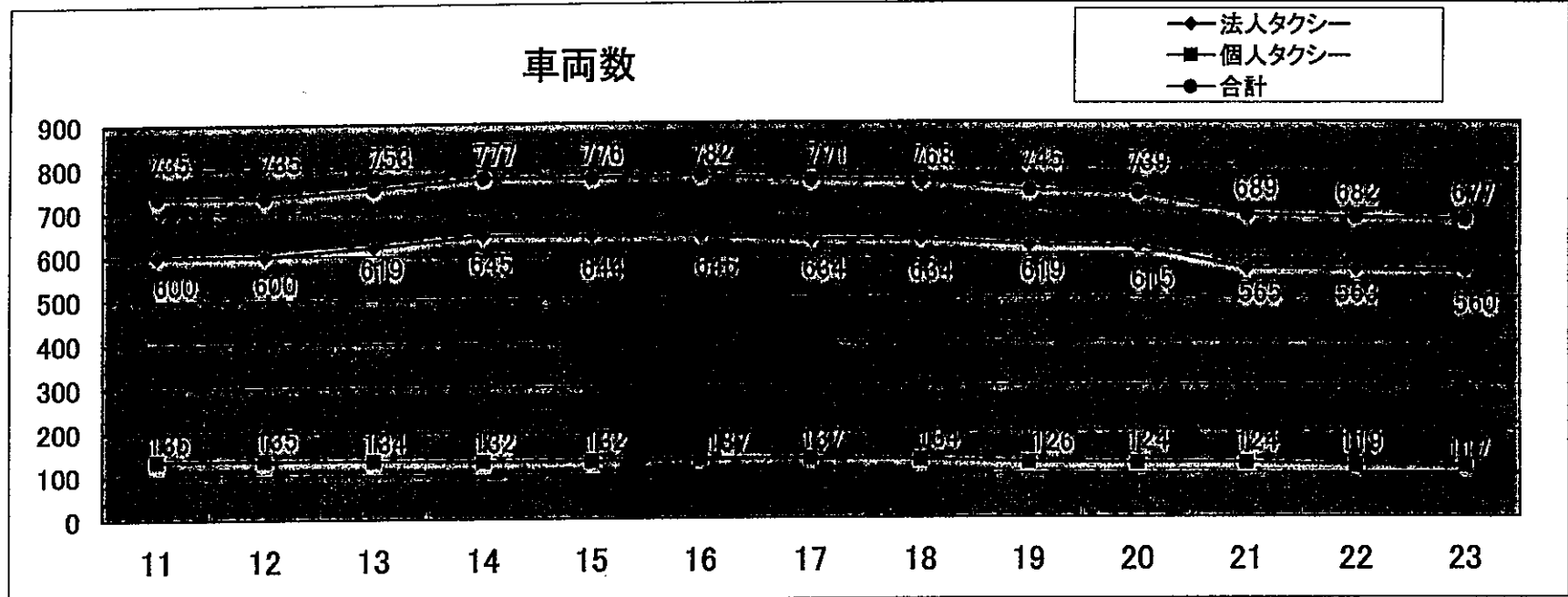
【県内運転者の平均年齢】



年度	長崎県	10	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1時間当たり単価	タクシー運転者	1,284	1,052	1,124	1,056	1,004	990	934	916	1,013	918	948	863
	全産業	2,110	2,097	2,063	1,994	1,964	2,054	1,990	1,991	2,126	1,786	1,916	1,940
	格差	△ 826	△ 1,045	△ 939	△ 938	△ 960	△ 1,064	△ 1,056	△ 1,075	△ 1,113	△ 868	△ 968	△ 1,077
平均年齢	タクシー運転者	48.9	50.2	52.1	52.2	53.1	53.6	53.9	54.8	55.3	55.2	52.7	58.7
	全産業	41.3	41.7	41.2	41.5	42.4	42.0	42.3	42.6	43.1	43.1	43.0	43.2
	格差	7.6	8.5	10.9	10.7	10.7	11.6	11.6	12.2	12.2	12.1	9.7	15.5

資料:厚生労働省 賃金構造基本統計調査

佐世保市内のタクシー事業の概要

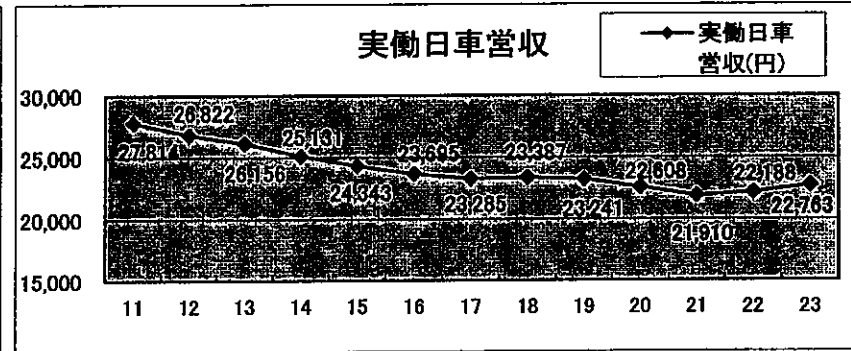
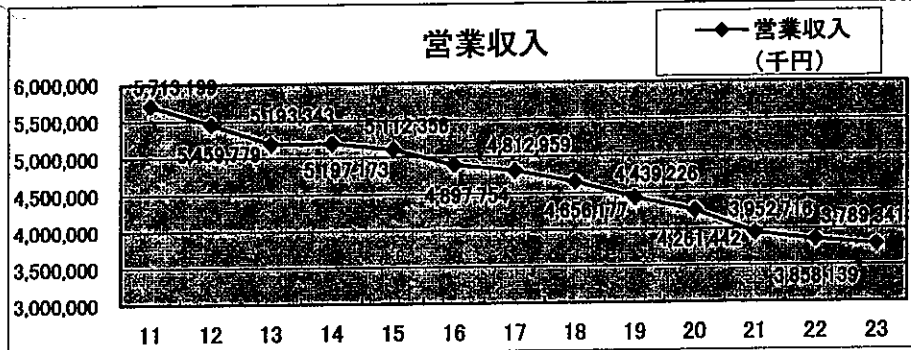
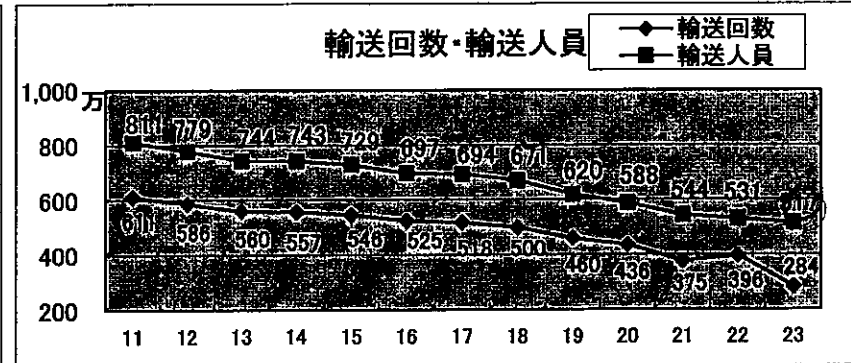
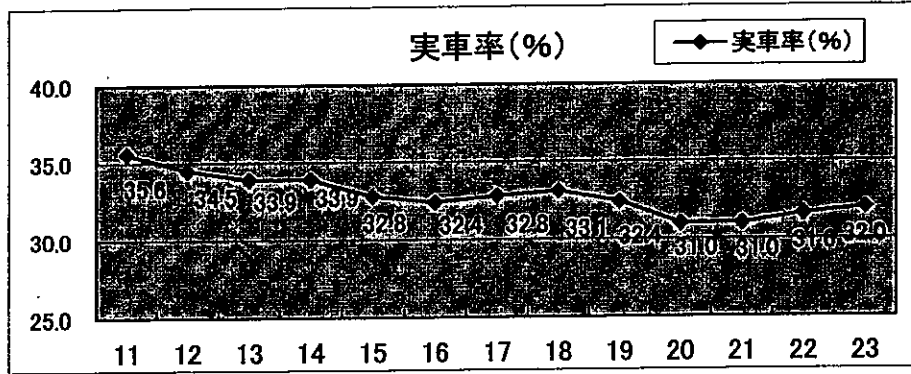


年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
法人タクシー	600	600	619	645	644	645	634	634	619	615	565	563	560
(構成比)	81.6%	81.6%	82.2%	83.0%	83.0%	82.5%	82.2%	82.6%	83.1%	83.2%	82.0%	82.6%	82.7%
個人タクシー	135	135	134	132	132	137	137	134	126	124	124	119	117
(構成比)	18.4%	18.4%	17.8%	17.0%	17.0%	17.5%	17.8%	17.5%	16.9%	16.8%	18.0%	17.5%	17.3%
合計	735	735	753	777	776	782	771	768	745	739	689	682	677

※ 車両数は長崎県タクシー協会加入社の台数
 ※ 福祉車両含む

資料:(一社)長崎県タクシー協会 調べ

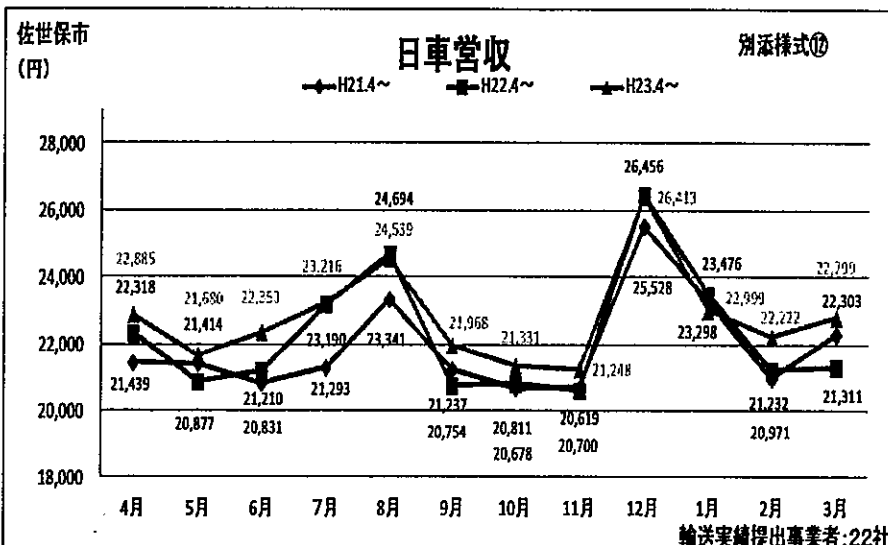
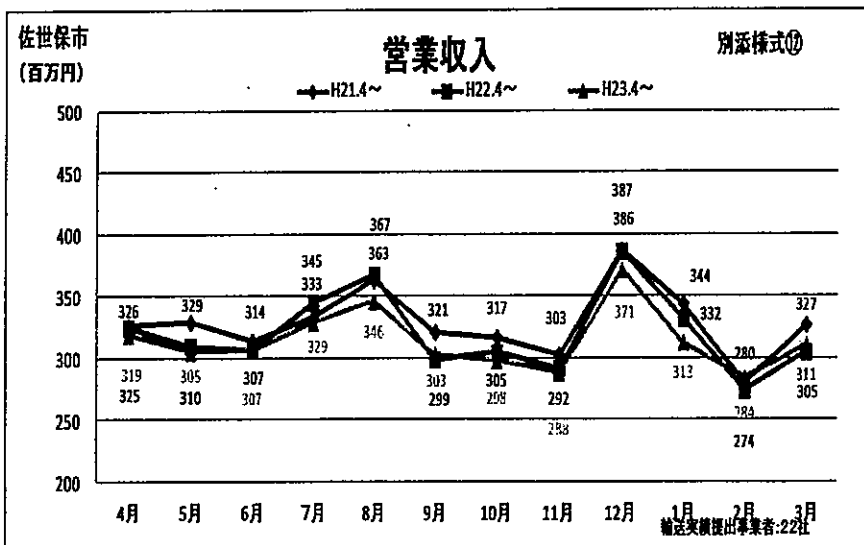
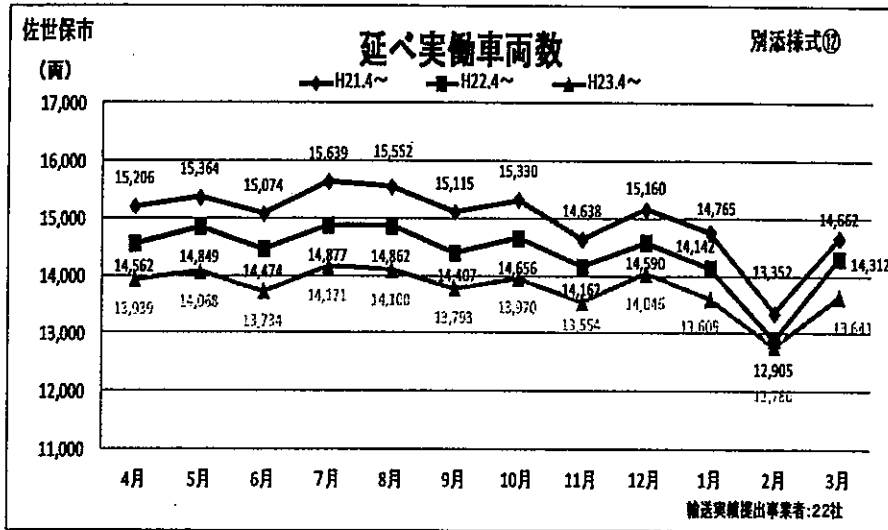
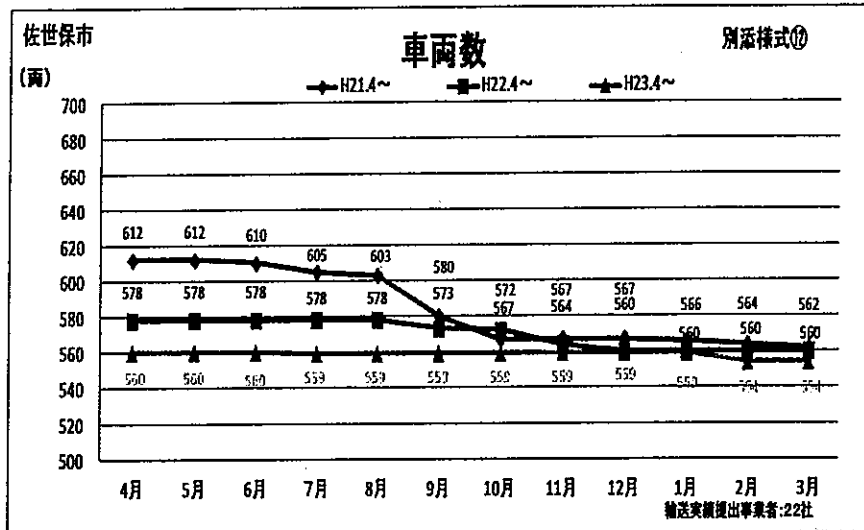
【輸送実績の推移(佐世保市)】



年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
実車率(%)	35.6	34.5	33.9	33.9	32.8	32.4	32.8	33.1	32.4	31.0	31.0	31.6	32.0
輸送回数	6,112,340	5,864,628	5,600,934	5,572,018	5,458,243	5,246,941	5,181,984	5,003,880	4,601,560	4,363,175	3,754,409	3,960,133	2,842,824
輸送人員	8,110,110	7,792,090	7,441,384	7,433,534	7,294,390	6,973,334	6,940,433	6,711,406	6,200,537	5,884,920	5,435,957	5,311,751	5,166,641
営業収入(千円)	5,713,199	5,459,779	5,193,343	5,197,173	5,112,356	4,897,754	4,812,959	4,656,177	4,439,226	4,261,442	3,952,716	3,858,139	3,789,341
実働日車営収(円)	27,814	26,822	26,156	25,131	24,343	23,695	23,285	23,387	23,241	22,608	21,910	22,188	22,763

資料:(一社)長崎県タクシー協会 調べ

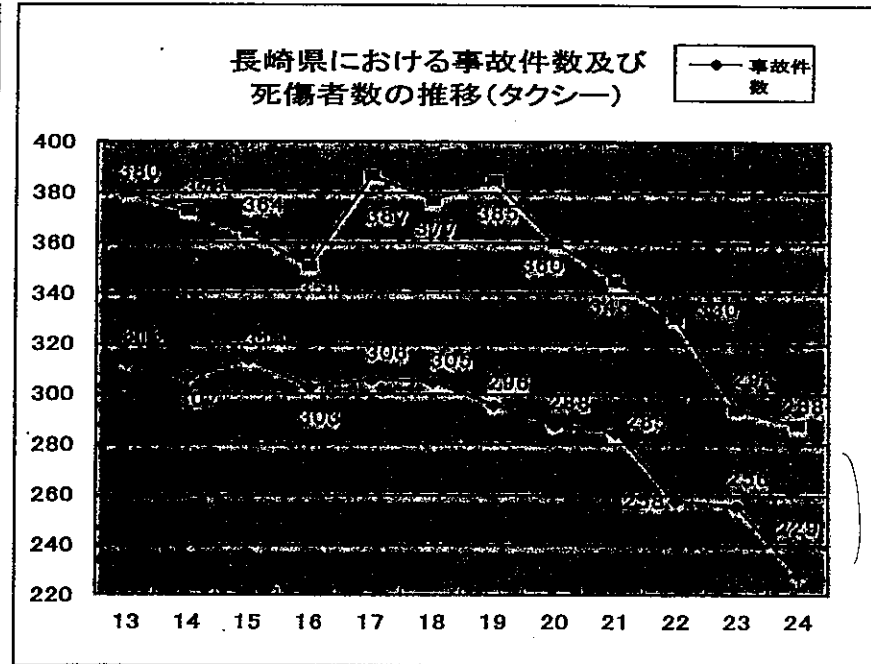
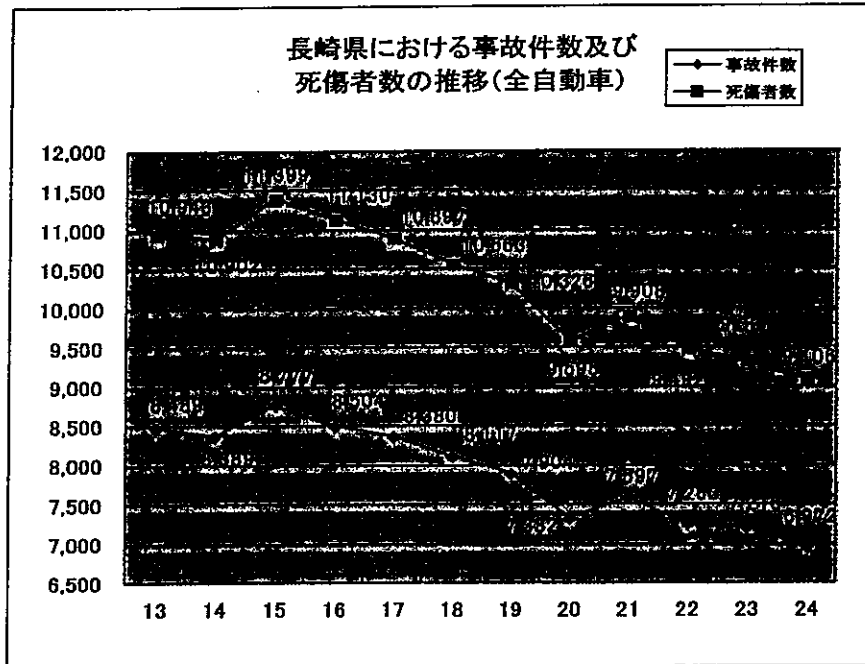
佐世保市地域の月毎の輸送実績比較



交通事故・重大事故・行政処分の状況

人身事故発生件数

【長崎県内における事故件数】

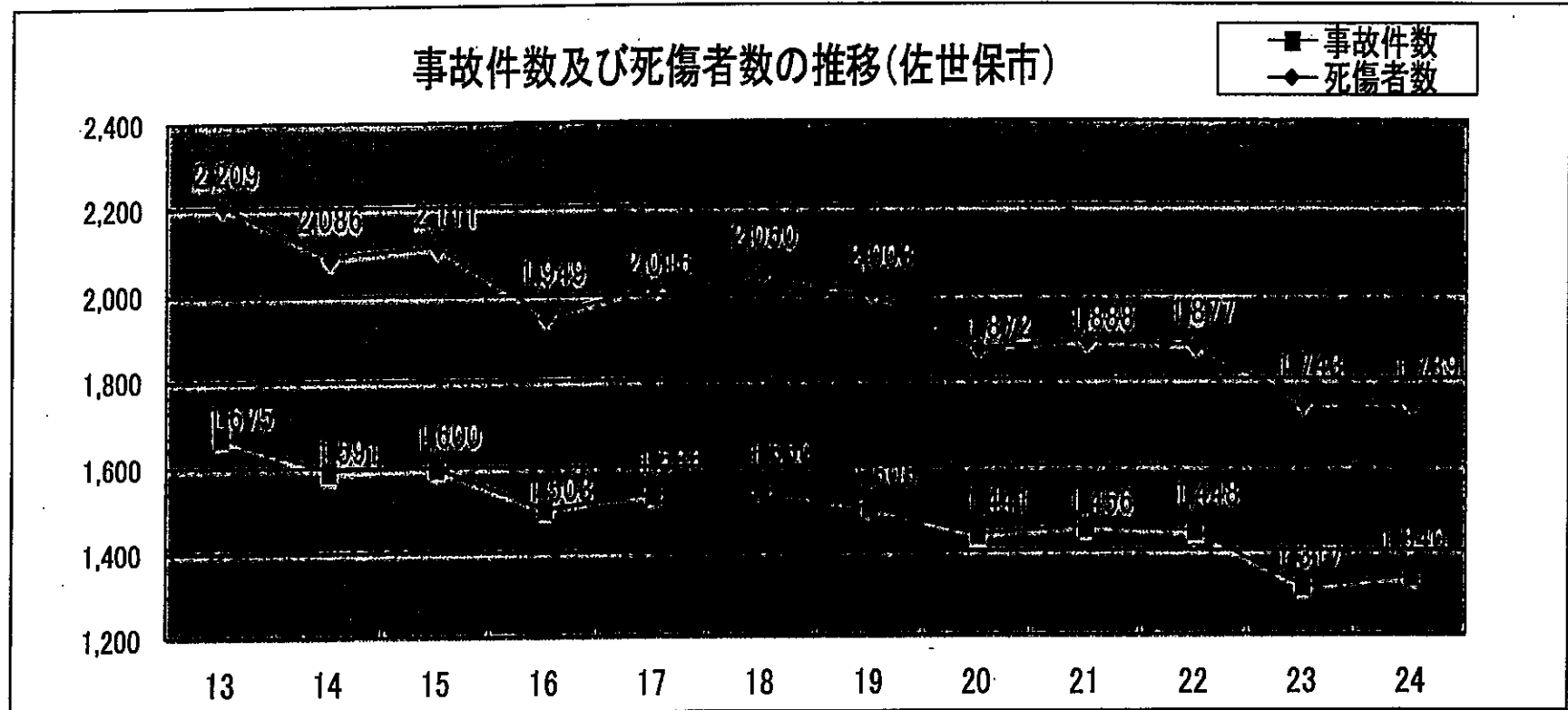


		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
事故件数	全自動車	8,489	8,389	8,777	8,504	8,380	8,117	7,904	7,332	7,597	7,263	7,216	6,972
	タクシー(内数)	313	307	314	303	306	305	296	288	285	258	256	229
死亡者数	全自動車	73	66	80	60	57	59	55	38	65	49	47	37
	タクシー(内数)	1	1	0	0	1	1	0	0	2	3	0	0
傷害者数	全自動車	10,870	10,836	11,319	11,070	10,840	10,504	10,271	9,557	9,843	9,443	9,284	9,069
	タクシー(内数)	379	372	364	351	386	376	385	360	343	327	294	288

※自転車、歩行者を除く

データ:長崎県警察

【佐世保市内における事故件数】



	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
事故件数	1,675	1,591	1,600	1,503	1,536	1,550	1,505	1,441	1,456	1,448	1,317	1,340
死亡者数	10	9	13	9	6	11	14	5	15	11	13	5
傷害者数	2,199	2,077	2,098	1,940	2,010	2,039	1,989	1,867	1,873	1,866	1,730	1,734
死傷者数	2,209	2,086	2,111	1,949	2,016	2,050	2,003	1,872	1,888	1,877	1,743	1,739

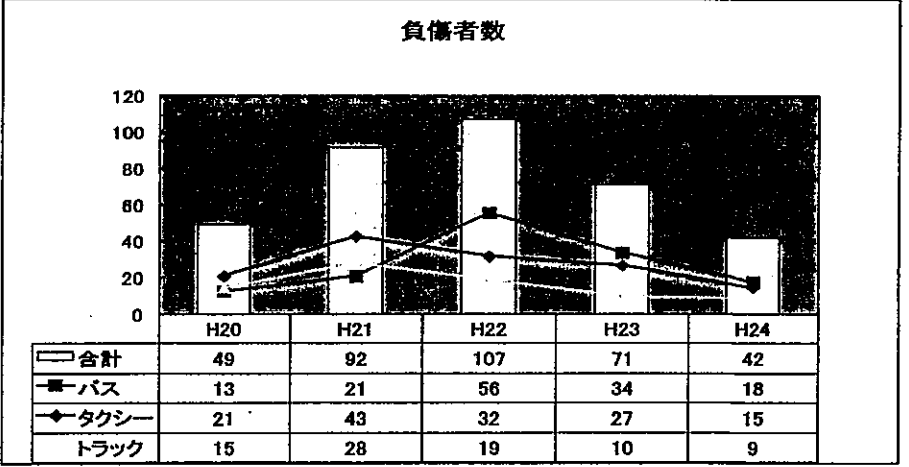
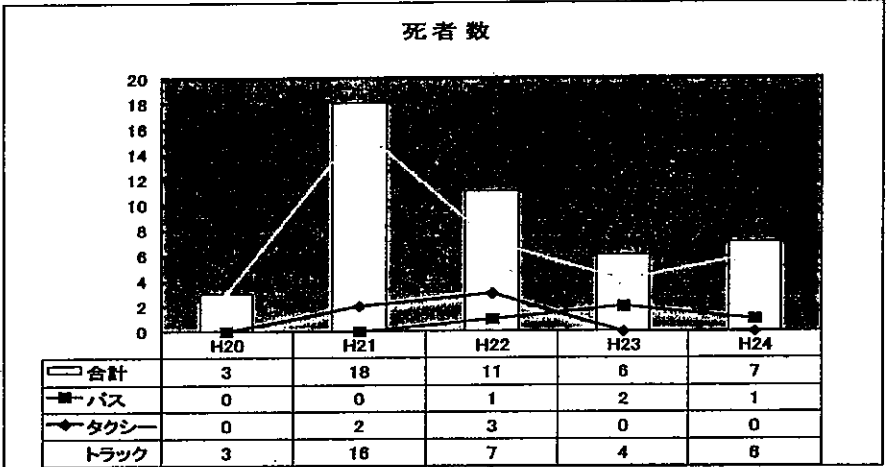
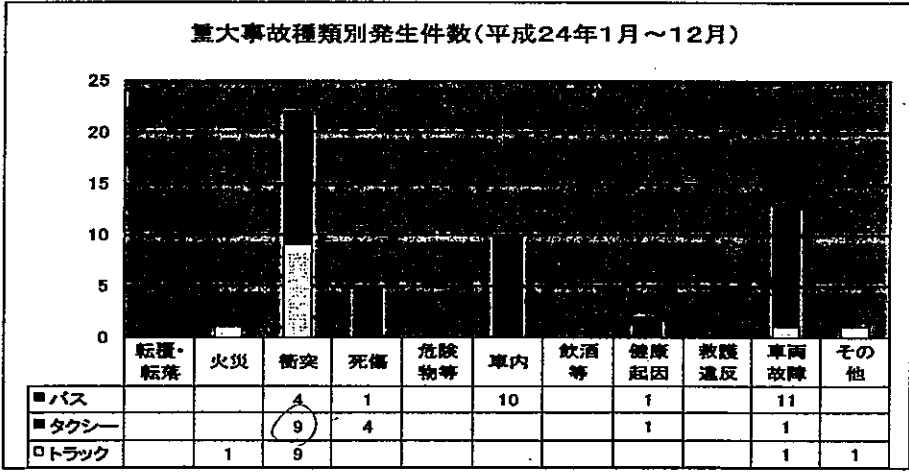
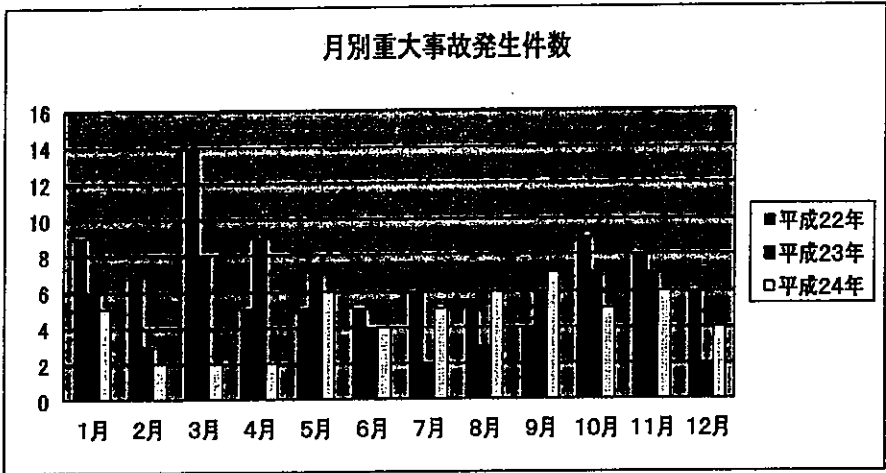
※自転車、歩行者を除く。

データ:長崎県警察

事業用自動車の重大事故の発生状況(長崎運輸支局管内)

	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比
全件数	83件	64件	54件	10件減
死者数	11人	6人	7人	1人増
負傷者数	107人	71人	42人	29人減

全件数	平成22年	平成23年	平成24年	対前年比
バス	30件	33件	27件	6件減
タクシー	34件	19件	15件	4件減
トラック	19件	11件	12件	1件増



乗用旅客自動車運送事業者行政処分件数等推移

1. 過去5年間の行政処分推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
タクシー	件数(件)	74	82	61	130	138
	車両数(両)	484	577	498	929	780
	延停止日車数	3,555	3,947	3,900	6,605	6,798

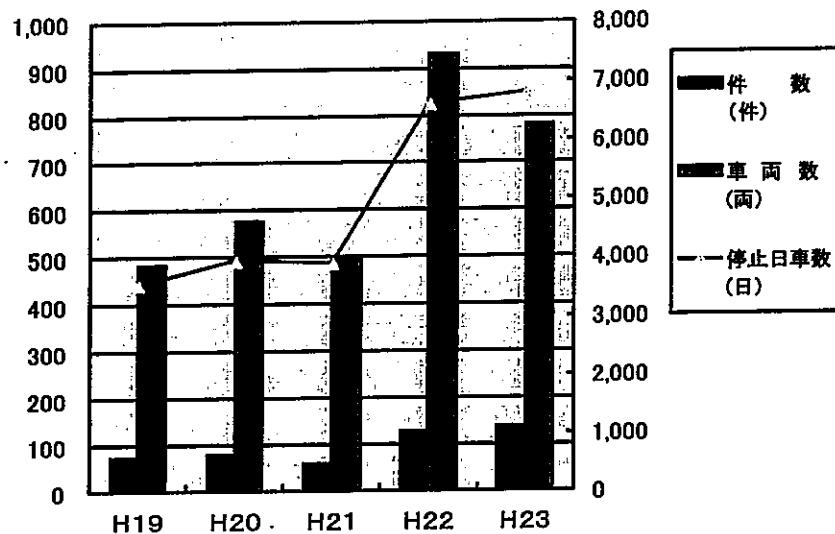
※1) 件数には、許可の取消を含む。

(九州運輸局管内平成24年3月末現在)

※2) 延停止日車数=停止日数×停止車両数

※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。

タクシー



2. 長崎県内事業者の過去5年間の行政処分推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
タクシー	件数(件)	4	6	6	8	4
	車両数(両)	11	15	23	44	7
	延停止日車数	315	790	730	425	448

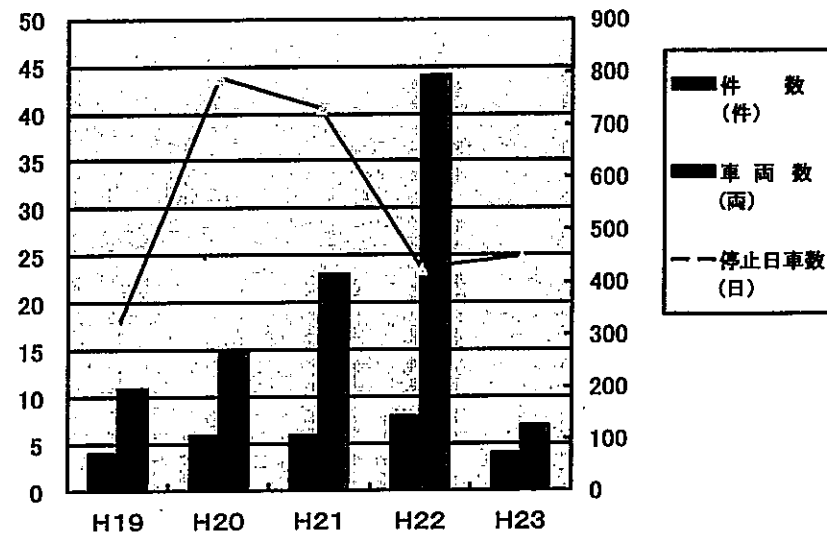
※1) 件数には、許可の取消を含む。

(長崎運輸支局 平成24年3月末現在)

※2) 延停止日車数=停止日数×停止車両数

※3) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。

タクシー



3. 長崎運輸支局管内タクシー運送事業者違反状況

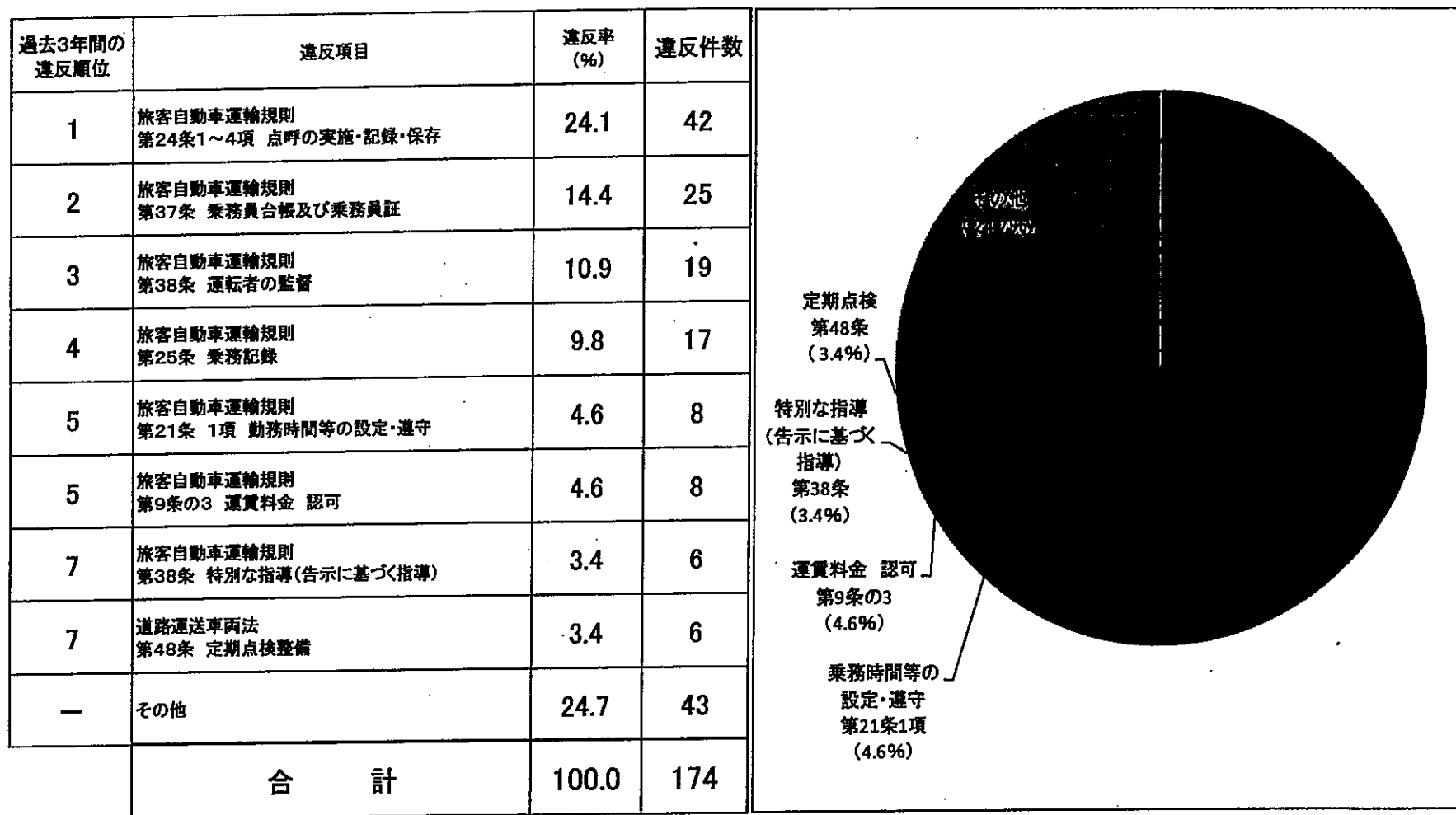
(長崎運輸支局 平成24年3月末現在)

事項	年度										
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	過去3年間の合計							
違反内容	道路運送法 第9条の3 運賃料 認可違反	3	4	1	8	違反内容	運輸規則 第23条 乗務の強制			1	1
	道路運送法 第15条 事業計画		1	2	3		運輸規則 第24条1~4項 点呼の実施・記録・保存	13	15	14	42
	道路運送法 第20条 区域外輸送	1	1		2		運輸規則 第25条 乗務記録	3	7	7	17
	道路運送法 第30条 公衆の利便阻害行為の禁止等		3	1	4		運輸規則 第35条 運転者の選任	2	1	1	4
	道路運送法 第33条 名義貸し、事業の貸渡し			1	1		運輸規則 第36条 日雇い運転者等	2		1	3
	道路運送法 第41条 封印取り付け義務等			1	1		運輸規則 第37条 乗務員台帳及び乗務員証	6	10	9	25
	道路運送法 第94条1項 報告義務違反			1	1		運輸規則 第38条 運転者の監督		7	12	19
	道路運送車両法 第47条の2 日常点検整備	1	1	1	3		運輸規則 第38条 特別な指導（死亡事故惹起者・初任・高齢）	1	4	1	6
	道路運送車両法 第48条 定期点検整備	4	1	1	6		運輸規則 第38条 適性診断 初任運転者		1		1
	道路運送車両法 第50条 整備管理者への権限付与義務	1		1	2		運輸規則 第38条 適性診断 高齢者	1	3	1	5
	道路運送車両法 第58条 無車検走行	2			2		運輸規則 第40条 指導要領及び指導主任者		2	2	4
	運輸規則 第19条の2 損害を賠償するための措置			1	1		運輸規則 第47条の9 3項 統括運行管理者の選任	1			1
	運輸規則 第21条 1項 勤務時間等の設定・遵守	2	4	2	8		運輸規則 第47条の9 3項 補助者の要件		2		2
	運輸規則 第21条 5項 健康状態の把握等			2	2		合計	43	67	64	174

(※当該表は右上部へ続く)

(注1) 処分件数と違反内容の合計が異なるのは、1事業者で複数の違反があるため。
 (注2) 車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重した数は含まない。

4. 長崎運輸支局管内乗用旅客自動車運送事業者違反比率(グラフ)



タクシー乗務員用簡単英会話

挨拶

Hello.

ヘロー

こんにちは

Good morning.. 午前中

グッ モーニング

おはようございます。

Good afternoon. 午後(5時位まで)

グッ アフターヌーン

こんにちは。

Good evening. 夜

グッ イブニング

こんばんは。

行き先

To where?

トゥ ウェア

どちらまで？

(客) To the base.

トゥ ザ ベイス

ベースまでお願いします。

(客) Go to the base.

ゴー トゥ ザ ベイス

ベースまでお願いします。

(客) Take me to the base.

テイク ミー トゥ ザ ベイス

ベースまでお願いします。

(客) I want to go to the base.

アイ ウォントゥ ゴー トゥ ザ ベイス

ベースまでお願いします。



(客) Please go to this address.

プリーズ ゴー トウ デイス アドレス
この住所まで。

(客) To this address, please.

トウ デイス アドレス プリーズ
この住所まで。

(客) To this point on this map.

トウ デイス ポイント オン デイス マップ
(地図を見せながら) ここまでお願いします。

○ (客) Keep going.

キープ ゴーイング
まっすぐ行って下さい。

(客) Straight.

ストレイトウ
まっすぐ行って下さい。

(客) Turn left at the next intersection.

ターン レフト アット ザ ネクスト インターセクション
次の交差点を左へ。

○ (客) I get off here.

アイ ゲットオフ ヒアー
ここで降ります。

(客) Drop me off here.

ドゥロップ ミー オフ ヒア
ここで降ります。

(客) Stop here.

ストップ ヒアー
ここで降ります。

(客) Here is fine.

ヒア イズ ファイン
ここで降ります。

(客) Stop over there.

ストップ オーバーデアー
ここで降ります。



(客) How much is it?

ハウ マッチ イズ イット
いくらですか？

(客) Keep the change.

キープ ザ チェンジ
おつりはいりません。

Yes, sir. Yes, ma'am.

イエス、サー イエス、マム (マダム)
わかりました。

I beg your pardon?

アイ ペッグ ユア パードウン
もう一度おっしゃって下さい。

Excuse me?

イクスキューズ ミー
もう一度おっしゃって下さい。

Could you speak a little louder?

クツジュー スピーク ア リトウル ラウダー
もう少し大きな声で話していただけますか？

車内で

Tell me when you want me to stop.

テルミー ウェン ユー ウォントウ ミー トウ ストップ
降りる時、教えて下さい。

I am sorry, but no smoking inside, please.

アイ アム ソーリー、バツ ノー スモーキング インサイド プリーズ
申し訳ありませんが、車内は禁煙です。

May I use the express way?

メイ アイ ユーズ ザ イクスプレス ウエイ
高速を使ってもいいですか？

Please fasten your seat belt.

プリーズ ファッスン ユア シートベルト
シートベルトを締めて下さい。



It takes about 20 minutes to Sasebo train station.

イツ テイクス アバウト トウウエンティ ミニッツ トウ サセボ トウレイン ステーション
佐世保駅までは約20分ほどです。

The late-night fare has 20% surcharge.

ザ レイトナイト フェア ハズ トウウエンティ パセント サーチャージ
深夜は20%増しです。

到着

Here we are.

ヒア ウィ アー
さあ、着きましたよ。

I don't have the change.

アイ ドントウ ハブ ザ チェインジ
お釣りがありません。

I will get small changes.

アイ ウィル ゲットウ スモール チェインジズ
小銭に両替してきます。

Do you have everything?

ドゥー ユー ヘブ エブリシング
忘れ物はないですか？

Excuse me, but you forgot your OOOO.

イクスキューズミー、パツ ユー フォゴツ ユア OOOO.
OOOOをお忘れですよ。

Umbrella Purse Bag

アンブレラ パース バッグ
傘、財布、かばん

Have a nice day. Have a good day.

ハバ ナイスデイ ハバ グッデイ
いい一日を！

Have a nice weekend.

ハバ ナイス ウィークエンド
いい週末を！



車内での雑談 Small Talk

Where are you from?

ウェア アー ユー フロム
どちらの出身ですか？

Where in the States are you from?

ウェア イン ザ ステイツ アー ユー フロム
アメリカのどちらの出身ですか？

Do you work on the base?

ドウ ユー ワーク オン ザ ベイス
基地で働いているのですか？

Are you busy every day?

アー ユー ビジー エブリデイ
毎日忙しいですか？

You speak good Japanese.

ユー スピーク グッド ジャパニーズ
日本語が上手ですね

Where did you learn Japanese?

ウェア デイド ユー ラーン ジャパニーズ
どこで日本語を習いましたか

How do you like Sasebo?

ハウ ドウ ユー ライク サセボ
佐世保の生活はどうか？

Do you like Japanese food?

ドウ ユー ライク ジャパニーズ フード
日本食は好きですか？

How long have you been in Sasebo?

ハウ ロング ハブ ユー ビーン イン サセボ
佐世保にどのくらい住んでますか？

What is the best thing about your hometown?

ワット イズ ザ ベスト シング アバウト ユアー ホームタウン
あなたの故郷の一番良い点は何ですか？



Have you ever been to Tokyo?

ハブ ユー エバー ビーン トウ トウキョウ
東京に行ったことがありますか？

Did you have a good weekend?

デイドウ ユー ハブ ア グッ ウィークエンド
いい週末でしたか？

Do you have any plan this weekend?

ドウ ユー ハブ エニイ プラン デイス ウィークエンド
この週末は何かプランがありますか？





佐世保の観光は

タクシにおまかせ

- くじゅうくしま 九十九島満喫コース
- みかわら 三川内焼窯元巡りコース
- 西海パールシーリゾートコース
- 西海橋見学と引揚港コース
- 海上自衛隊佐世保史料館見学コース

要予約

タクシー貸切2時間 1台 ¥6,000(税込)より

4人グループで
お1人様あたり ¥1,500(税込)より

かしこく観光するならタクシーがオススメ!

「佐世保市企業立地・観光物産振興局」認定

佐世保の観光なら私達におまかせください!

ドライバー研修により「佐世保観光の達人」として認定された市内タクシードライバーが、観光客の皆さまに格安・安全・快適・愉快的な旅をご提供します!

このステッカー
が目印!

「佐世保市観光課」認定
九十九島の達人
九十九島の事なら
私におまかせください!

「佐世保市観光課」認定
佐世保歴史の達人
佐世保の歴史の事なら
私におまかせください!

「佐世保市観光課」認定
三川内焼の達人
三川内焼の事なら
私におまかせください!

ご利用にあたって

- 「タクシーにおまかせプラン」のご利用は予約制となっています。 ●ご利用タクシーは普通車・ジャンボタクシーとなります。
- 佐世保市内であれば発着地をご指定頂けますが、ご指定の発着地により貸切時間内に運行できないプランもありますので、ご予約時にタクシー会社へご相談ください。
- 掲載してある金額はタクシー乗車運賃のみで前払制です。観光施設の入場料・乗船料、有料道路通行料、屋食代等は含まれません。
- 設定コース以外の観光はできません。追加観光等で時間を超過した場合は、超過運賃を別途お支払い頂きます。
- 運送途中においてお客様のご都合によりルートが変更又は解約された場合の運賃については、その運送の最初から時間制運賃(普通車:30分 1,950円、ジャンボタクシー:30分 2,900円)が適用されたものと見なして算出します。

タクシーにおまかせプランへのご予約は佐世保市タクシー協会所属の下記タクシー会社へお電話下さい。

- 共益タクシー ☎22-6666 ●佐世保タクシー ☎27-3636 ●西部タクシー ☎40-8228 ●元町タクシー ☎22-6101
- キングタクシー ☎22-4136 ●三光タクシー ☎31-7373 ●セブンタクシー ☎24-7711 ●OKタクシー ☎24-5963
- 国際タクシー ☎31-5931 ●シルバータクシー ☎28-3383 ●第一交通 ☎48-7191 ●ラッキー自動車 ☎24-7711
- 佐世保観光タクシー ☎33-8181 ●城山タクシー ☎24-5044 ●天神タクシー ☎31-7564
- 佐世保個人タクシー ☎32-1221 ●しんわタクシー ☎49-4455 ●天満タクシー ☎23-2161

(五十音順・市外局番「0956」)

●...普通車のみ ●...ジャンボタクシー有り

佐世保市タクシー協会 ☎857-0059 佐世保市元町4-20 (月~金曜日)
☎0956-22-2714 FAX 0956-24-3061 E-mail : taxi@ric.hi-ho.ne.jp

佐世保観光情報センター (9:00~18:00 年中無休)

プランの詳細は裏面をチェック!

タクシーにおまかせ

5つのプラン

- 九十九島を満喫!
A・Bプランコース
- 歴史を知りたい!
C・Eプランコース
- 伝統を感じたい!
Dプランコース

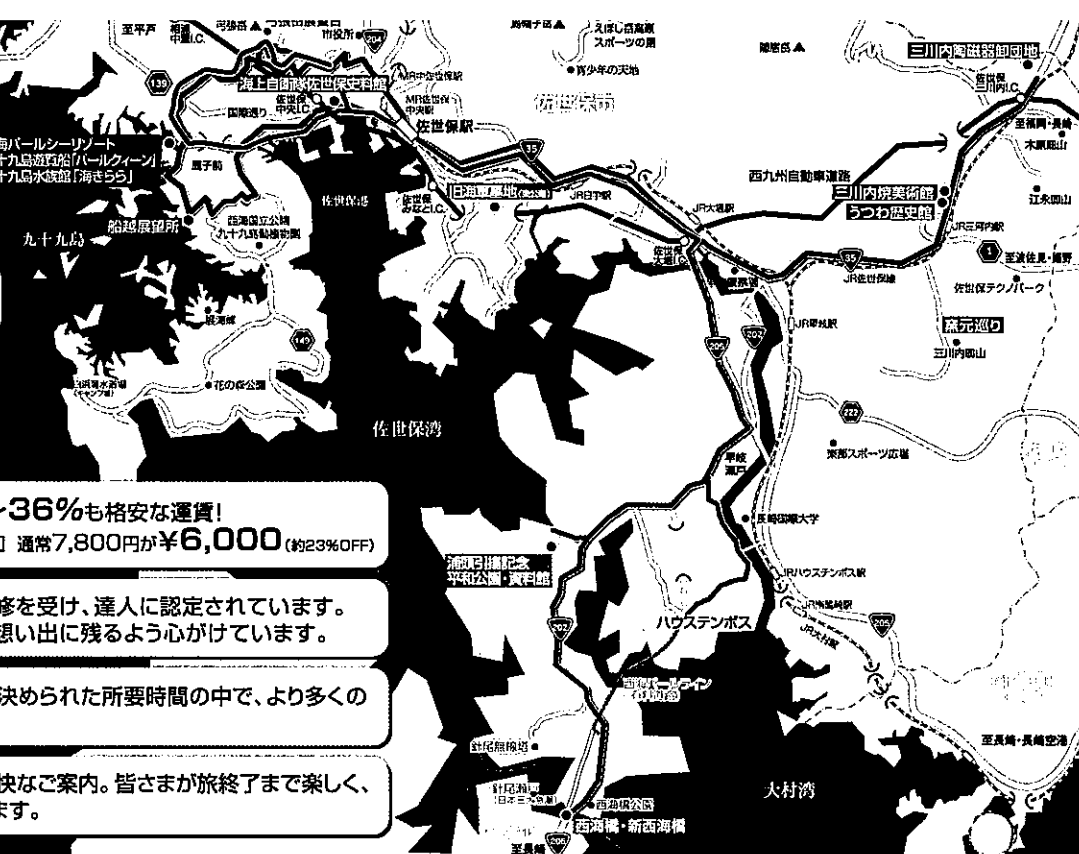


格安! 通常のタクシー運賃より約20~36%も格安な運賃!
【例:九十九島満喫コース プランAの場合】通常7,800円が¥6,000 (約23%OFF)

安全! 熟練したタクシードライバーが研修を受け、達人に認定されています。
最高のサービスをご提供し、旅の思い出に残るよう心がけています。

快適! 各観光施設への移動もスムーズ! 決められた所要時間の中で、より多くの観光スポットを案内していきます。

愉快! ドライバーからは、笑いも交えた愉快なご案内。皆さまが旅終了まで楽しく、飽きないような会話を心がけています。



【最大乗車人数】・普通車...4名 ・ジャンボタクシー...9名

プランA 九十九島をどことん楽しむ旅
九十九島満喫コース 所要時間:2時間 走行距離:約22km
普通車 通常運賃 ¥7,800 **¥6,000** ジャンボタクシー 通常運賃 ¥11,600 **¥9,000**



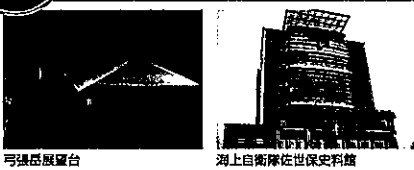
西海国立公園・九十九島(くじゅうくしま)の美しい景観と遊覧船パールクイーンでのクルーズをお楽しみいただく九十九島満喫プランです。
佐世保市内→弓張岳展望台→西海パールシーリゾート(パールクイーン乗船)→船越展望所→(SSKバイパス)→(米軍基地正門)→佐世保市内

プランB 九十九島の景色と海の生き物たちに癒される
西海パールシーリゾートコース 所要時間:2時間 走行距離:約22km
普通車 通常運賃 ¥7,800 **¥6,000** ジャンボタクシー 通常運賃 ¥11,600 **¥9,000**



九十九島(くじゅうくしま)の玄関口、西海パールシーリゾートには水族館やレストラン・お土産品店など楽しい施設がいっぱい!
佐世保市内→弓張岳展望台→西海パールシーリゾート→船越展望所→(SSKバイパス)→(米軍基地正門)→佐世保市内

プランC 海軍さんと佐世保の歴史に触れる旅
海上自衛隊佐世保史料館見学コース 所要時間:2時間 走行距離:約18km
普通車 通常運賃 ¥7,800 **¥6,000** ジャンボタクシー 通常運賃 ¥11,600 **¥9,000**



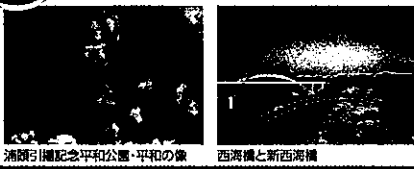
海軍士官の集会所「佐世保水交社」跡地にある海上自衛隊佐世保史料館では、海軍さんとともに繁栄してきた佐世保独特の歴史も紹介されています。
佐世保市内→海上自衛隊佐世保史料館→弓張岳展望台→(西海パールシーリゾート)→(SSKバイパス)→(米軍基地正門)→佐世保市内

プランD 旧平戸藩に愛された伝統工芸品を満喫
三川内焼窯元巡りコース 所要時間:3時間 走行距離:約37km
普通車 通常運賃 ¥11,700 **¥9,000** ジャンボタクシー 通常運賃 ¥17,400 **¥14,000**



平戸藩の御用窯だった三川内焼(みかわちやぎ)は、繊細優美な作風が特徴。このコースでは、代々の陶工による名品見学と窯元巡りを楽しめます。
佐世保市内→三川内焼美術館→うつつ歴史館→窯元巡り→三川内陶磁器卸団地→佐世保市内

プランE 日本三大急潮のうず潮は圧巻!
西海橋見学と引揚港コース 所要時間:3時間 走行距離:約42km
普通車 通常運賃 ¥11,700 **¥9,000** ジャンボタクシー 通常運賃 ¥17,400 **¥14,000**



日本三大急潮のひとつ西海橋のうず潮は迫力満点。戦後約140万人もの引揚者を迎え入れた浦頭港や旧海軍墓地、針尾無線塔など往時を偲ぶコースです。
佐世保市内→旧海軍墓地→浦頭引揚記念平和公園→(針尾無線塔)→西海橋→(西海パール・ライン)→(ハウステンボス)→佐世保市内

早い予約がお得です! 早特割

プランA・Bを運行日の7日以上前までにご予約ください。
※ジャンボタクシーは早特割適用外。

普通車
通常運賃¥7,800を **前36%OFF**
¥5,000

5つのプランよ 各タクシー会社へ お申し込み下さい。

※プランA~Eの各施設利用料金等は、お客様のご負担となります。
※料金は全て税込みです。



タクシー事業の活性化に向けて (タクシー需要の掘り起こし)

- ①タクシーに対する意識調査について
- ②観光立県「長崎」の地域資源の魅力を活かしたサービスの提供
- ③少子高齢化の進展を踏まえたサービスの提供



①タクシーに対する意識調査について



タクシーに関する意識調査

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な交通機関です。

しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が低迷する中、車両数が増加するなどの影響もあり、地域によってはタクシー事業の収益基盤の悪化や、運転者の労働条件の悪化等の諸問題が発生し、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となりました。

これらの諸問題に対処するため、平成21年10月1日より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、供給過剰な状態にある全国の「特定地域」においては、地域の関係者によるタクシー事業の適正化（減車等）・活性化（需要喚起等）の取組みが進められているところです。

つきましては、皆様のタクシーに関する意識調査を実施することにより、今後のタクシー行政に活用してまいりたいと考えていますので、アンケートにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1. 利用頻度等 【皆さんにお伺いします。】

(1) タクシーを利用しますか。

①ほぼ毎日利用する、②週2,3回程度利用する、③月数回程度利用する、

④年数回程度利用する、⑤利用しない

(2) 主に利用する時間帯を教えてください。

①朝(5~9時)、②午前中(9~12時)、③昼過ぎ(12~3時)、④夕方(3~6時)、⑤夜間(6~10時)、⑥深夜(10~翌5時)

(3) 上記(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。1回当たりの支払金額はいくら位が多いですか。

①1,000円以内、②1,001~2,000円、③2,001~3,000円、④3,001~5,000円、⑤5,001円~10,000円、⑥10,001円以上

(4) 上記(1)で⑤を選んだ方にお伺いします。利用しない主な理由は何ですか。(複数選択可)

①乗車時点で運賃が分からないから、②運賃が高いから、③道路事情により時間が読めないから、④近距離で運転者に申し訳ないから、⑤タクシーで過去にいやな思いをしたことがあるから、⑥利用する必要がないから

②. 利用目的・選択方法 【上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) タクシーを利用するのは、どのようなときですか。(複数選択可)

①通勤・通学、②通院、③仕事中の移動、④買い物、⑤レジャー、⑥他の交通機関がないとき、⑦猛暑、降雨・降雪時、⑧仕事後の移動、⑨夜間の飲食後、⑩その他()

(2) タクシーを利用する際に最も重視するのはどのような点ですか。

①安全性、②快適性、③速達性、④拾いやすさ、⑤会社名(無線グループやブランド)、⑥安さ、⑦丁寧なサービス、⑧特にこだわりはない、⑨その他()

(3) どのような方法でタクシーを利用しますか。(複数選択可)

①街中を走っているタクシーを停めて乗る、②タクシー乗り場から乗る、③道路脇に停まっているタクシーに乗る、④電話で呼んで乗る、⑤スマートフォンのアプリケーションを使って呼ぶ

(4) 上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。タクシーの利用をためらってしまうことがありますか。

①よくある、②たまにある、③ない

(5) 上記(4)で①または②を選んだ方にお伺いします。タクシーの利用を最もためらってしまうのは、どのようなときですか。

①日常的、②給料日前など、③運賃額の見当がつかないとき、④長距離利用、⑤近距離利用、⑥乗りたいタクシー会社等の車が選べないとき、⑦その他

(6) 上記(5)を解消するために最も効果的な手法は、どのようなものと考えますか。

①運賃の低廉化や割引の導入、②運賃の概算額が予め分かるようにする、③接客の向上、④地理の習熟度の向上、⑤安全性の向上、⑥タクシー会社等の選択制の向上を図る、⑦その他

(7) タクシーには法人タクシーと個人タクシーがありますが、あなたはどちらを利用しますか。

①個人タクシー以外は選ばない、②選択が可能であれば個人タクシーを選ぶ、③選択が可能であれば法人タクシーを選ぶ、④法人タクシー以外は選ばない、⑤利用する地域には個人タクシーが走っていない、⑥意識していない

(8) 上記(7)で①から⑤までを選んだ方にお伺いします。タクシーを利用する際に、タクシー会社等を選びますか。

①特定のタクシー会社等を利用する、②乗り場等で選択が可能であれば特定のタクシー会社等を選ぶ、③特定のタクシー会社等を選びたいが選べない、④特にどの会社等でも気にせず利用する、⑤利用する地域では選択の余地がない

(9) タクシーが少なく不便と感じることがありますか。(複数選択可)

①特に不便は感じない、②時間帯により不便を感じる、③不便を感じる 때가 多い、④常に不便を感じる、⑤悪天候のときに不便を感じる、⑥利用したいタクシー会社等の車が少なく感じる

3. 車両数【皆さんにお伺いします。】

(1) 客待ちのタクシー台数について、どのように思われますか。

①多すぎると思うことが多い、②やや多いと思うことが多い、③ちょうどよいと思うことが多い、④やや少ないと思うことが多い、⑤少なすぎると思うことが多い

(2) タクシー乗り場以外での客待ちのタクシーをどのように思われますか。

①安全と思う、②どちらでもない、③場合によっては邪魔、危険と思う、④邪魔、危険と思う

(3) 今後、タクシー台数はどうあるべきと思いますか。

①多すぎるのもっと減らすべきと思う、②やや多いが現状を維持すべきと思う、③現状で適正であると考え、④やや少ないが不便はないので現状を維持すべきと思う、⑤少なすぎるのもっと増やすべきと思う、⑥減らすべきタクシー会社等と増やしてもよいタクシー会社等があると思う

4. 運賃・料金【皆さんにお伺いします。】

(1) タクシーの運賃・料金の設定は、提供されるサービスと比較していかがですか。

①高すぎると思う、②やや高いと思う、③適正な水準である、④やや安いと思う、⑤安すぎると思う

(2) 上記(1)で③以外を選んだ方にお伺いします。現状を鑑みて望ましいタクシーの初乗り運賃(2 kmまでとします)は、どのくらいですか。

【参考：長崎交通圏では2 kmまで500円です】

_____円

5. 法人タクシーの運転者(個人タクシー以外)について 【上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) 運転者の接客態度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、
⑦運転者による

(2) 運転者の地理の習熟度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(3) 運転技術や安全性について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、
⑦運転者による

(4) 運転者の年齢について。

①高齢者が多くて不安である、②高齢者が多いと感じるが不安はない、③若い人が多くて不安である、④若い人が多いと感じるが不安はない、⑤特に意見はない

(5) 個人タクシーと比べ、法人タクシーの接客態度、地理、運転技術・安全性は優れていると感じますか。

①優れている、②どちらともいえない、③優れていない、④運転者次第である

6. 個人タクシーの運転者（法人タクシー以外）について 【上記1.（1）で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) 運転者の接客態度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(2) 運転者の地理の習熟度について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(3) 運転技術や安全性について。

①満足なことが多い、②どちらかといえば満足なことが多い、③ふつう、④どちらかといえば不満なことが多い、⑤不満なことが多い、⑥タクシー会社による、⑦運転者による

(4) 運転者の年齢について。

①高齢者が多くて不安である、②高齢者が多いと感じるが不安はない、③若い人が多くて不安である、④若い人が多いと感じるが不安はない、⑤特に意見はない

(5) 法人タクシーと比べ、個人タクシーの接客態度、地理、運転技術・安全性は優れていると感じますか。

① 優れている、②どちらともいえない、③優れていない、④運転者次第である

7. スマートフォン配車について 【皆さんにお伺いします。】

(1) スマートフォンから位置情報等を登録し、タクシーを呼べるアプリケーションソフトがあるのをご存じですか。

①知っている、②知らない

(2) 上記(1)で②を選んだかたにお伺いします。今後、スマートフォンによる配車のアプリケーションソフトを利用してみたいと思いますか。

①スマートフォンを持っており是非利用したい、②スマートフォンに買い換えたら利用したい、③今後も利用したいとは思わない

8. ユニバーサルデザインタクシーについて 【皆さんにお伺いします。】

(1) 国土交通省が認定する「ユニバーサルデザインタクシー」をご存じですか。

①知っている、②知らない

(2) 「ユニバーサルデザインタクシー」に乗車したことはありますか。

①ある、②ない、③わからない

(3) 「ユニバーサルデザインタクシー」とは、車椅子の方もスロープを使ってそのまま乗車できるワンボックスタイプのタクシーです。一般のタクシーと同様にどなたでも利用できますが利用したいと思いますか。利用したことがあるかたは、また利用したいと思いますか。

①是非利用したい、②機会があれば利用したい、③別に利用したいとは思わない

9. ここ数年のタクシーに対する印象の変化について 【上記1.(1)で①から④までを選んだ方にお伺いします。】

(1) タクシーのサービスについて、平成21年以前と比べ、変化を感じますか。

①大変よくなっていると思う、②よくなっていると思う、③変わらないと思う、④悪くなっていると思う、⑤大変悪くなっていると思う

(2) タクシーの台数について、平成21年以前と比べ、変化を感じますか。

①多くなっていると思う、②やや多くなっていると思う、③変わらないと思う、④やや少なくなっていると思う、⑤少なくなっていると思う

10. その他意見

(1) タクシーに対するご意見をお書き下さい。

○<自由記述>



タクシー事業の活性化に向けて (タクシー需要の掘り起こし)

- ①タクシーに対する意識調査について
- ②観光立県「長崎」の地域資源の魅力を活かしたサービスの提供
- ③少子高齢化の進展を踏まえたサービスの提供



②観光立県「長崎」の地域資源を活かした
サービスの提供



平成23年 佐世保市観光動向

1. 総括

平成23年(1月～12月)の観光客数は、対前年比約2.6%(110,200人)の減となった。

観光客の減の要因については、西海パールシーリゾートが15.4%(121,600人)減となったこと、また平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により主に外国人観光客の来訪が大きく減少したこと、悪天候などの理由でイベント参加者が減少したことなどがあげられる。

ハウステンボスの入場者数については、新規イベント展開等により着実に入場者数を伸ばしており、対前年比約2.2%(38,200人)の増となっている。

また、ハウステンボスに次いで本市の観光拠点となっている西海パールシーリゾートについては、平成21年7月にオープンした九十九島水族館「海きらら」のオープン効果の薄れと共に、遊覧船についても、夏場のパールクイーンパールクイーンの故障と悪天候などによって欠航が続いたことが減の要因となっている。

その他国の施策である高速道路料金の休日1,000円上限、無料化実験等も平成23年6月下旬をもって終了したことなども1つの要因と考えられる。

一方、宿泊観光客数については、1,139,400人で、対前年比2.4%(26,900人)増と昨年に引き続き増となっている。

主な要因としては、東日本大震災の影響による外国人宿泊客数(対前年比39.8%減)が減となったものの、関西地区を中心とした修学旅行(対前年比35.5%増)の訪問が増となったことなどがあげられる。

更に、(財)佐世保観光コンベンション協会を中心とした、エージェントエージェンタイアップ事業や佐世保バーガーやビーフグルメ、九十九島かきなどのグルメ観光、各主要観光施設による「おもてなし」の取り組みなどもあり増加した。

平成23年については、宿泊・日帰りとも単価の増により、推定消費額は12%増の592億2千6百万円となった。

平成23年 観光客数	4,132,800人 (前年比 2.6%減 110,200人減) (観光客延数 5,534,262人)
平成23年 宿泊観光客数	1,139,400人 (前年比 2.4%増 26,900人増) (宿泊客延滞在数 2,540,862人)
平成23年 日帰り観光客数	2,993,400人 (前年比 4.4%減 137,100人減)

2. 主要観光施設の動向

注意：各観光施設単独の数値であり、観光統計上の「地区別数値」とは一致していない場合がある

①ハウステンボス

対前年比2.2% (38,200人) 増の1,761,800人となり、平成22年春に(株)エイチ・アイ・エスの支援を受けて以来、2年連続の増となった。

ハウステンボスにおいては、3月の東日本大震災の影響で外国人入場者数が激減したものの、迅速にターゲットを国内客に切り替えた事業展開を図ると共に、人気アニメキャラクターを活用したクルージングや光の王国、花の王国などのイベント展開による賑わい創出やスピーディな事業展開等に努められ、観光客数を増加させた。

②西海パールシーリゾート

平成21年7月にオープンした九十九島水族館「海きらら」の平成23年(1月～12月)の入館者数については、リニューアルオープン後2年が経ち、オープン効果が薄れてきていることは否めず、対前年比19.7% (101,672人) 減となった。一方、遊覧船事業についても、夏休み期間の8月中旬から2週間、電気系統部品の損傷によるパールクイーンの運休や悪天候の影響による欠航などにより、対前年比9.5% (30,469人) 減となった。結果、西海パールシーリゾート全体としては、対前年比15.4% (121,600人) 減の667,700人となった。

<九十九島遊覧船> 九十九島遊覧船「パールクイーン」「海王」ほか小型船含む。

③九十九島動植物園

平成23年4月に「佐世保市亜熱帯動植物園」から「九十九島動植物園『森きらら』」と名称を変更し、西海パールシーリゾートの「九十九島水族館『海きらら』」との連携による、テレビ・ラジオ・各種雑誌による広報PRなどにより集客を図った。さらに、平成23年は、モンキーゾーンなどのハード整備に加え、これまで以上に、動物や植物と触れ合うことのできる体験イベントの実施など、ソフト面でも充実を図ったことから、入園者数は対前年比17% (28,627人) の増となった。

④えぼし岳高原リゾートスポーツの里

対前年比7.3% (2,727人) の減となった。

⑤海上自衛隊佐世保史料館

対前年比5.0% (3,730人) の減となった。

⑥弓張岳

対前年比98.6%とほぼ横ばいとなった。

⑦西海橋

対前年比10.7% (41,000人) の減となった。

●世知原地区

観光客数を、山暖簾の日帰客と山暖簾を含む地区内宿泊施設の利用者数の合計とする。世知原地区として平成23年は前年比1.2% (1,800人)の増となった。

●小佐々地区

「冷水岳公園」「神崎鼻公園」の来場者数を算入しており、対前年比2.2% (1,600人)の減となった。

●宇久地区

宇久平港旅客ターミナルの乗船客を基に算出。対前年比1.6% (200人)の減となった。

●鹿町地区

長串山公園(キャンプ場含む)の来場者数を算入。長串山公園のつつじの開花時期が遅れ、ゴールデンウィークまで見頃であった為、前年比26.0% (12,000人)増となった。なお、ジャンボフィッシング村の利用者数については、平成23年は観光地点の共通基準外の為除外した。

●江迎地区

白岳自然公園の利用者を算入しており、対前年比23.0% (5,900人)の減となった。

● 世知原地区	149,800人	(前年比 1.2%増)
● 小佐々地区	72,200人	(前年比 2.2%減)
● 宇久地区	12,500人	(前年比 1.6%減)
● 鹿町地区	58,100人	(前年比 -)
● 江迎地区	19,800人	(前年比 23.0%減)

※吉井地区については、観光庁の観光地点の共通基準(集客人数が年間1万人・特定月5千人以上の施設)に該当する施設がない為、除外している。

7. その他

平成23年観光統計より、展海峰、三川内地区を算入。また、小佐々地区に「冷水岳公園」に加え、「神崎鼻公園」を算入。

三川内地区については、「三川内焼はまぜん祭り」「三川内陶器市」「三川内焼伝統産業会館」「佐世保市うつわ歴史館」の来場者数を算入しており、対前年比5.8% (3,600人)の増となった。

3. イベント集客数

イベントについては、平成23年度佐世保地区観光実態調査に基づき、市外観光客数のみをカウントしている。

7回目の開催となった「させぼシーサイドフェスティバル」は、佐世保の夏季のイベントとして定着したこと、花火や催し物、広報PRの効果もあり、来場者は前年比1.5%（4,000人）増の268,000人を記録したが、市外観光客は、前年比6.3%（4,300人）減の64,300人となった。

秋のイベントとして定着している「YOSAKOIさせぼ祭り」については、対前年比6.1%（14,000人）増の244,000人となったが、市外観光客は、前年比5.6%（3,500人）減の58,600人とどまった。なお、参加チーム数は過去最高の166チーム、踊り子数7,000人となった。

九十九島かき食うカキ祭りについては、平成23年11月開催分から、カウント方法の見直しを行った事などから、21.4%の減となっている。千灯籠祭りについては、イベント初日の悪天候の影響もあり、前年比50%減となった。

なお、九十九島の日については、2日間の開催予定だったが、台風で18日のイベントが中止となった為、前年比95.1%（7,700人）減となり、平成23年観光統計にはカウントしていない。

させぼシーサイドフェスティバル (8月6日、7日)	64,300人 ※来場者数 268,000人のうち、市外観光客数 (前年比 6.3%減 4,300人減)
YOSAKOIさせぼ祭り (10月21日、22日、23日)	58,600人 ※来場者数 244,000人のうち、市外観光客数 (前年比 5.6%減 3,500人減)
九十九島かき食うカキ祭り (2月・11月の土・日・祝日)	50,000人 ※来場者数 97,000人のうち、市外観光客数 (前年比 21.4%減 13,600人減)
千灯籠祭り (8月23日、24日)	4,500人 ※来場者数 30,000人のうち、市外観光客数 (前年比 50.0%減 4,500人減)

観光施設等利用状況

1 九十九島遊覧船乗船者数(小型船も含む)

区分	22年	23年	前年比
乗船客数	321,532	291,063	90.5%

2 水族館(海きらら)

区分	22年	23年	前年比
入場者数	515,180	413,508	80.3%

3 弓張岳

区分	22年	23年	前年比
来場者数	44,095	43,513	98.7%

4 西海国立公園九十九島動物園

区分	22年	23年	前年比
入園者数	168,317	196,944	117.0%

5 西海橋

区分	22年	23年	前年比
利用者数	384,600	343,600	89.3%

6 浦頭引揚記念資料館

区分	22年	23年	前年比
利用者数	15,542	16,093	103.5%

7 えびし岳高原リゾートスポーツの里

区分	22年	23年	前年比
施設利用者数	37,394	34,667	92.7%

8 県立佐世保青少年の天地利用者数

区分	22年	23年	前年比
宿泊	48,018	45,898	99.7%
日帰り	27,829	26,371	94.8%
計	73,847	72,269	97.9%

9 展海峰来場者数

区分	22年	23年	前年比
菜の花期	17,000	13,000	76.5%
コスモス期	32,000	32,000	100.0%
計	49,000	45,000	91.8%

10 ハウステンポス入場者数

区分	22年	23年	前年比
入場者数	1,723,600	1,761,800	102.2%

11 海上自衛隊佐世保史料館入館者数

区分	22年	23年	前年比
入館者数	74,822	71,092	95.0%

12 長崎県立世知原少年自然の家

区分	22年	23年	前年比
施設利用者数	25,749	26,381	102.5%

13 イベント集客数

区分	22年	23年	前年比
させぼシーサイドフェスティバル	264,000	268,000	101.5%
内、市外来場者	68,600	64,320	93.8%
YOSAKOIさせぼ祭り	230,000	244,000	106.1%
内、市外来場者	62,100	58,560	94.3%
九十九島かき食うカキ祭り	124,700	97,000	77.8%
内、イベントのみ	63,600	50,000	78.6%
九十九島の日	30,000	3,000	10.0%
内、イベントのみ	8,100	400	4.9%
千灯籠祭り	45,000	30,000	66.7%
内、市外来場者	9,000	4,500	50.0%

14 鹿町地区(利用者数)

区分	22年	23年	前年比
養寿山公園来場者数	46,100	58,100	126.0%

15 江迎地区(利用者数)

区分	22年	23年	前年比
佐世保市白岳自然公園	25,700	19,800	77.0%

16 キャンプ場・海水浴場利用者数(白浜地区)

区分	22年	23年	前年比
白浜キャンプ場	6,650	6,014	90.4%
白浜海水浴場	11,745	12,905	109.9%

17 小佐々

区分	22年	23年	前年比
冷水岳公園	54,025	52,213	96.6%
雄崎鼻公園	22,460	22,546	100.4%
計	76,485	74,759	97.7%

18 万津棧橋(観海ターミナル&新みなとターミナル)利用者数

区分	22年	23年	前年比
利用者数	604,342	620,176	102.6%

19 相浦棧橋利用者数

区分	22年	23年	前年比
黒島行	35,601	34,624	97.3%
高島行	18,752	19,556	104.3%
計	54,353	54,180	99.7%

20 温泉施設入湯客数

区分	22年	23年	前年比
入湯客数(施設)	819,377	822,143	100.3%

21 定期観光バス利用者数

区分	22年	23年	前年比
利用者数	1,467	1,410	96.1%

22 佐世保駅乗降客数

区分	22年	23年	前年比
J R	2,833,600	2,635,209	100.1%
一般	1,795,784	1,772,029	98.7%
定期	837,816	863,180	103.0%

23 無窮洞

区分	22年	23年	前年比
見学者数	41,863	49,172	117.5%

24 梅ヶ枝酒造

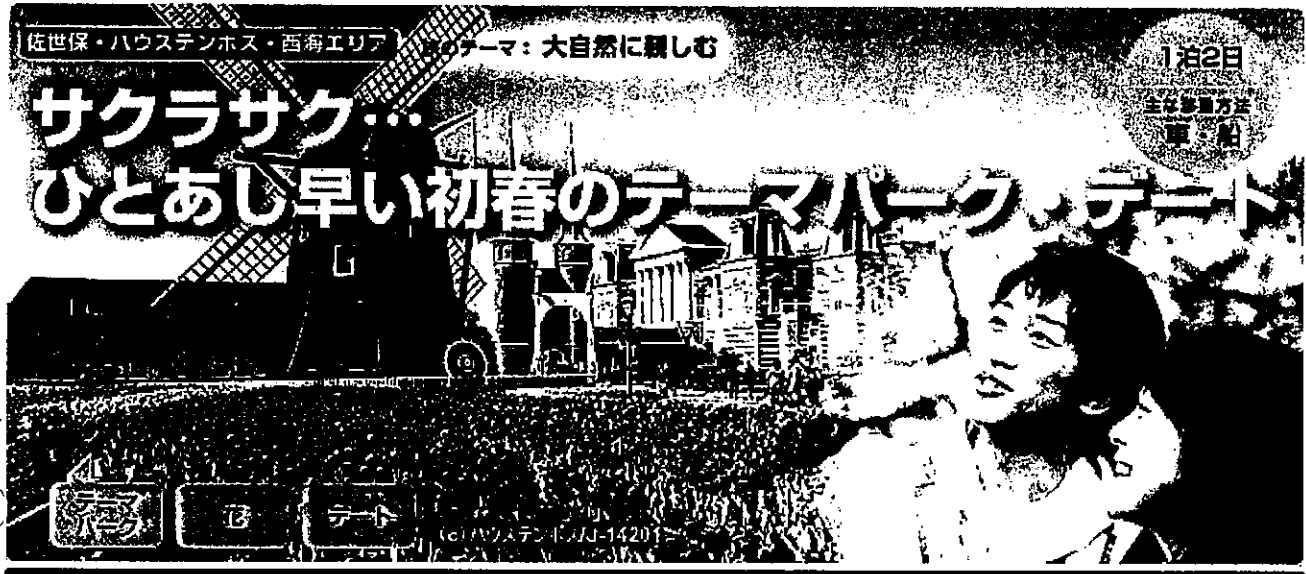
区分	22年	23年	前年比
見学者数	22,600	36,500	161.5%

25 海上自衛隊艦艇

区分	22年	23年	前年比
見学者数	18,900	15,200	80.4%

26 三川内

区分	22年	23年	前年比
三川内焼伝統産業会館	32,942	37,616	114.2%
佐世保市うつわ歴史館	6,626	7,410	111.8%
三川内焼はまげん祭り	18,000	15,000	83.3%
内、市外来場者	11,520	9,600	83.3%
三川内陶器市	20,000	20,000	100.0%
内、市外来場者	10,600	10,600	100.0%



本州よりひとあし早い長崎の春。例年、3月下旬頃から桜やチューリップが見頃を迎えます。バイオパーク、ハウステンボス、西海パールシーリゾート、3つのテーマパークをめぐる、心浮き立つ季節の思い出デートコース。

アクティブ度 ☆☆☆☆☆
 爽快度・面白さ ☆☆☆☆☆
 プログラム満足度 ☆☆☆☆☆

<1日目 (1~4) | 2日目 (5~8) | 3日目 (9~12) >

- | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|----------|---------------|----------------------|---------------|--------------|-------------------|-----------|---------------|---------------|------------|
| 1
松島桜坂 | 2
長崎バイオパーク | 3
西海橋 | 4
ホテルヨーロッパ | 5
花の王国
ハウステンボス | 6
石岳展望台で夕陽 | 7
レモンステーキ | 8
外国人バー in 佐世保 | 9
海きらら | 10
パールクイーン | 11
佐世保バーガー | 12
四季彩館 |
|-----------|---------------|----------|---------------|----------------------|---------------|--------------|-------------------|-----------|---------------|---------------|------------|

1日目

隠れた桜の名所
 【松島桜坂】



瀬戸港から松島港までフェリーで約15分、隠れた桜の名所「桜坂」へ。3月下旬~4月上旬が桜の見頃。ひとあし先に春を感じよう！

アメリカ海軍佐世保基地や海上自衛隊艦艇に大興奮！

6時間コース

海軍さんの港まちツアー

佐世保・ハウス
テンボス・西海

旅のテーマ：地元ガイドとめぐる旅



佐世保駅前

弓張岳展望台

米海軍佐世保基地内見学

立神岸壁 海自艦艇見学

海上自衛隊佐世保地方総監部見学

セイルタワーで海軍の歴史資料見学

佐世保駅前

海上自衛隊OBやアメリカ海軍基地関係者のガイドでめぐる、佐世保ならではのレアなツアー！このツアーだけに許された基地や艦隊の見学、そしてアメリカ海軍基地内レストランでランチバイキングが楽しめるなんて、これはもう参加するしかない！

海軍さんの港まちツアー	
実施期間	毎月第4日曜日
集合時間	9:45
集合場所	JR佐世保駅構内佐世保観光情報センター前 地図はこちら
催行人数	12~20名
食事	あり *米海軍基地内レストランでランチバイキング
料金	お一人様：8,500円
お申込み	(財) 佐世保観光コンベンション協会 TEL：0956-23-3369 *申込み締切：催行日より6ヶ月前から催行日の10日前まで先着順 *日本国籍の方のみ（写真付身分証の提示が必要です）

「海風の国」観光圏認定を

佐世保市、小値賀町が計画素案

あすまで意見募集

佐世保市と小値賀町は国の支援を受けて観光客の来訪・滞在の促進を図る新たな観光圏の認定を目指して「海風の国」佐世保・小値賀観光圏を交流する島々の整備計画素案をまとめた。13日まで住民の意見を募集している。

観光圏は観光圏整備法

(2008年施行)に基づき、観光地が連携して2泊3日以上滞り交流型観光に取り組む区域。国の財政支援や優遇措置が受けられる。全国で49地域が認定されていたが、圏域が適切でなく十分に機能していない例もあったため、国が昨年末、計画の見直しを決め

た。佐世保市は従来、平戸、西海国などと共同に認定を受けてきたが、新たに小値賀町を圏域を組むことを決定した。

素案は佐世保市中心部を「滞在促進地区」とし、観光メニューの企画・提供に取り組む「交流地区」として小値賀、宇久島、九十九島などの地区を指定。2017年度で佐世保市中心市街地での宿泊者数25万200人(11年

度比で約1割増)を目標としている。

JR九州は、10月から運行する豪華寝台列車「ななつ星九州」で、立ち寄る沿線の文化や伝統、自然を楽しむ乗客限定の観光プランを計画している。鹿児島県の鶴元では年に一度しか公開していない茶室でお茶が味わえ、長崎市では街歩き「長崎さるく」の特別コースを用意。沿線観光でも乗客だけが体験できない豪華さを演出する。

乗客限定の観光プラン

次西眺

博多駅発着で九州を周遊するななつ星は、停車駅周辺の観光も魅力の一つで、沿線関係者と協力してさまざまな企画を練っている。

九州北部を運行する1泊2日コース（1人15万〜22万円）では、長崎市内を散策する「長崎さるく」を取り入れる。長崎国際観光コンベンション協会が協力し、乗客用に特別コースを設定して市民ガイドが案内する。

国営に指定されている日本最古の木造教会大浦天主堂を裏側から見ることができ、「祈念坂」を歩き、新たな観光スポットになりつつある教会や神社、寺院が立ち並ぶ祈りの三角ゾーンなどを訪れる。サブプライスとして、「さるく」を発売した中心メンバーの田上喜久・長崎市長が登場し、街を案内することもあるといふ。

JR九州*****長崎さるく、由布院神楽、篤姫の食事

九州を一周する3泊4日コース（1人38万〜55万円）では、由布院駅（大分県由布市）に降り立つと、由布院神楽が披露され、地元の人を知る由布岳がきれいに見えるスポットなどを散策。

鹿児島県日置市にある薩摩焼の窯元「沈黙官窯」では絵付け体験ができ、焼き上がった作品は後日、自宅に届ける。年に一度しか公開していない茶室でお茶も楽しめる。

鹿児島市の島津家別邸「仙巖園」でも、普段は公開していないエリアや秘室が見学でき、夕食に島津家の養女だった「篤姫」も味わったとされる島津家伝説の大名料理が振る舞われる。

JR九州は「これまでの人生で味わったことがない貴重な体験を提供したい」としている。

(黒石規之)

「ななつ星」の輝きアップへ



「ななつ星」の乗客が散策する「祈念坂」。港や大浦天主堂など教会が並ぶ風景を楽しめる =長崎市

旅行業法施行規則の一部改正について

観光を取り巻く環境の変化

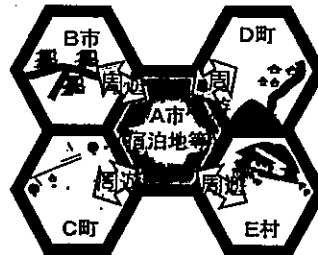
背景

地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応の観点から、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行への期待の高まり。

(※)「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。

施策の方向性

いわゆる「着地型旅行」(※)の商品提供のための取組が必要。



島のガイドツアー



ブランド芋の大収穫祭

改正内容

1. 地域限定旅行業の創設

旅行業の類型	募集型企画旅行 (パッケージツアー)		元注型 企画旅行 (修学旅行等)	手記旅行 (チケット手配等)
	(海外)	(国内)		
第1種	○	○	○	○
第2種	×	○	○	○
第3種	×	△ (隣接市町村等)	○	○
地域限定	×	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)	△ (隣接市町村等)



2. 事前収受金20%制限の撤廃

- 第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する場合の事前収受金の制限(旅行代金の20%相当額以下)を撤廃し、募集型企画旅行をより取り扱いやすくする。

営業保証金	基準資産
7,000万	3,000万
1,100万	700万
300万	300万
100万	100万

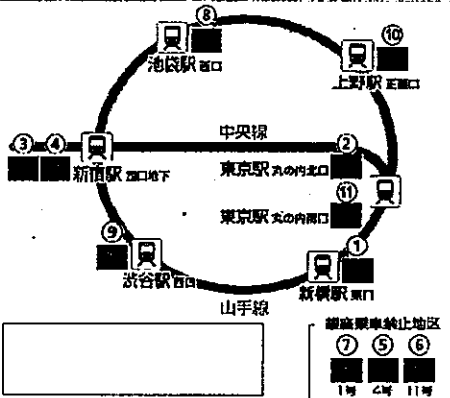
国内の隣接区域に限定
区域限定に伴う引き下げ

専用乗り場の設置

EV・HVタクシー乗り場：東京1カ所、大阪2カ所
 優良タクシー乗り場：東京11カ所
 プレミアムタクシー乗り場：福岡2カ所

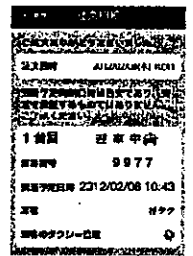
(優良タクシー乗り場)

(プレミアムタクシー)



スマートフォン配車

日本交通グループ他 40都道府県 全76グループ
 東京無線 協同組合
 第一交通産業グループ 8道県



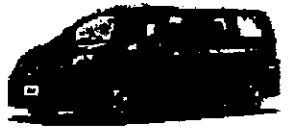
等

UDタクシーの導入促進

公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進

【UDタクシー認定制度】
 より良いUDタクシーの構造を標準仕様化
 標準仕様を満足する車両を国が認定

【認定車両(日産NV200バネットタクシー)の導入状況】(全タク連調べ)
 平成24年3月31日現在 125社187両



《UDタクシーマーク》



【導入補助】 UD車両 1両当たり60万円
 【税制優遇措置】 自動車重量税：免税(初回のみ)
 自動車取得税：取得価額から100万円控除

定額運賃の設定

全国の空港定額運賃
 導入事業者数

21年度 562者
 ↓
 24年度 1,243者

その他

- ・観光タクシーの運行
(全国各地に認定制度あり)
- ・子育て支援タクシーの運行
(全国125者が運行)
- ・ユニバーサルドライバー研修
(バリアフリー研修)の実施
(約950名受講)

等

東京観光タクシーの推進

■「東京観光タクシー推進協議会」を設立(H24. 6. 1)

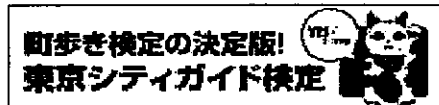
東京には、日本国内各地から多くの観光客が訪れる。また、羽田空港再拡張・国際化による海外からのアクセスが改善されたことも相まって、諸外国からの来訪旅行者も増加している。このような状況下、東京のタクシー事業者は、観光需要に応えるべく多種多様な観光ルートを設定するなど努力をしているが、旅行者(観光客)に満足頂けるサービスを提供するには様々な課題に直面している実態がある。また、タクシー事業に関しては、タクシー適正化・活性化特措法の下、適正化とともに需要創出に向けた活性化の取り組みを相まって進めていくことが重要である。

このため、観光タクシーを制度化し組織的に取り組むこととし、東旅協が事務局となり、「東京観光タクシー推進協議会」を設立。

【東京観光タクシードライバー認定制度の創設】

- 高いレベルでガイドサービスができるタクシー乗務員を東旅協が「東京観光タクシードライバー」として認定。

(下記の検定、研修をすべてクリアーした者を認定)



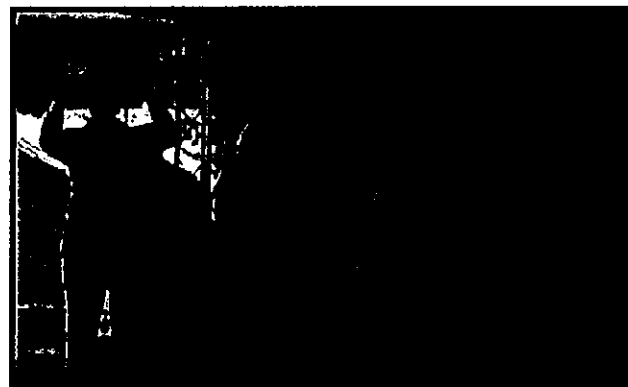
ユニバーサルドライバー研修



東京観光タクシードライバー認定研修



【タクシーの日イベント(東京)】



観光タクシー出発式



【具体的な取り組み】

- 平成24年2月及び4月に準備会を2回開催。
- 平成24年6月1日東京観光タクシー協議会を設立。
- 平成24年8月5日タクシー生誕100周年記念事業と併せ、東京観光タクシードライバー認定第1号による出発式を挙げる。

朝市・朝ぶろ・乗合タクシー「八戸あさぐる」事業

概要

■ 八戸市内のホテルの宿泊客を対象に、ホテルから朝市、銭湯間を乗合タクシーにより運行し、新規需要の創出を図るもの。

朝文化と夜文化の融合「八戸あさぐる」

新幹線八戸駅の開業と共にビジネスマンの宿泊が増え始めたが、「八戸の観光面での弱点は大型の温泉宿泊旅館がないこと」と言われることが多かった。しかし、市内には40軒もの銭湯があり、その半分近くが朝5～6時の早朝から営業していた。銭湯に立ち寄ってから出勤したり、早起きして「朝市」で買い物や食事をしたりする“早朝文化”は八戸市民には当たり前の光景だった。一方で、八戸には昭和の面影漂う8つの「横丁」という夜の魅力もある。こうした朝と夜に代表される二つの魅力をつなげて観光まちづくりに活かさないかという意識が芽生えた。朝と夜にスポットを当てることで宿泊需要の掘り起こしにつなげようとしたのである。こうして生まれたのが、宿泊したビジネスマンをターゲットに八戸の朝市と朝風呂をタクシーで巡るという生活体験型の滞在プログラム「八戸あさぐる」である。「八戸あさぐる」は前夜の予約で翌朝タクシーがホテルまで出迎え、早朝銭湯、朝市での朝食といった早朝文化など、八戸市民が日常生活で楽しんでいる資源を組み合わせたものである。

平成20年には観光庁の実証事業などを活用して実験を重ね、一定の利用実績と高い評価を得たことから、八戸の新しい魅力の一つとして本格的な商品化にいたっている。現在ではあさぐる目的の観光客が八戸を訪れるなど、「あさぐる」を含んだ宿泊プランも登場している。



あさぐる利用者にはお土産(オリジナルエコバッグ、フェイスタオル、地元産の「ふり石練」、「ふりシヤンブー」)が付く



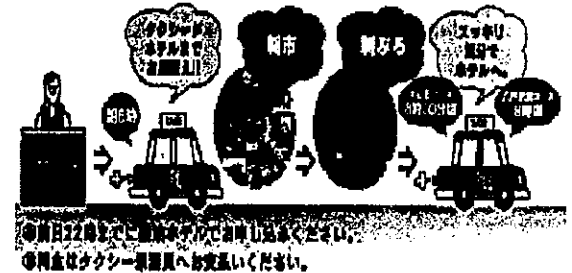
朝市では魚介類や惣菜を購入し、市場内の売店で販売されているご飯や味噌汁と合わせてオリジナルのご飯を食べることができる

「あさぐる」ができるまで

(地域資源を観光事業に活かすまでのプロセス)

東北新幹線八戸駅開業以降、八戸の宿泊客の8割がビジネス客と言われていた。ビジネス客をターゲットに八戸の魅力を楽しんでもらうコンテンツを開発し「八戸は夜も朝も楽しい」と広めてもらおう。「あさぐる」はそうした背景からスタートした。

大型の温泉宿泊旅館はないが、早朝営業の銭湯は多い(弱点とされた温泉がない点を逆に武器に)、八戸市内には朝市が9カ所といたった「八戸の早朝文化」をビジネス客に伝えるため、ビジネスホテルと乗合タクシーを活用した商品が開発された。



【参考】

- 青森県は早起き県日本一 (青森県「平成18年社会生活基本調査(総務省)」より)
- 青森県は公衆浴場数日本一(人口10万人あたり)(青森県25.1軒(2位 鹿児島県---18.9軒))

(八戸あさぐる誕生までの流れ)

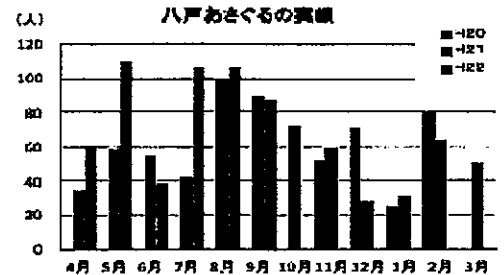
平成20年(2008年)9月	八戸せんべい汁研究所の木村氏より朝市と早朝銭湯を立ち寄り先とする乗合バスの相談 バス運行から乗合タクシー案に変更した事業を検討 観光産業イノベーション促進事業に申請
10月	乗合タクシーの許可確認(東北運輸局) 市内ビジネスホテルの参加の呼びかけ
11月	八戸あさぐる実証実験スタート

主催した社団法人八戸観光コンベンション協会では日頃から木村氏をはじめとする地域のキーパーソンと密なコミュニケーションを取っており、企画から実証実験まで2ヶ月という短期達成が可能であった

(統計データ)

数字でみる「八戸あさぐる」

平成20年11月からスタートした「あさぐる」は平成20年度の実証実験期間中にはべ228人、通年で実施された平成21度に延べ680人が参加している。





③少子高齢化の進展を踏まえたサービスの提供





佐世保市
SASEBO CITY

ホーム

事業者の方へ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

目

目

目

目

目

佐世保市ホームページの検索方法について

検索

サイト 0

いいね! 0

0

佐世保市町別人口及び世帯数

※町別人口及び世帯数は毎月20日前後に更新しています。

平成22年10月分より平成22年国勢調査確定値を基に集計した人口及び世帯数を掲載しています。

平成25年2月1日現在(市全体) ()は対前月比

世帯数 105,489世帯(-14世帯)

総人口 258,258人 (-40人) [男性121,112人(-49人)、女性137,146人(+9人)]

1月中の動き 転入589人、転出461人、出生191人、死亡359人

<今年度の推移>

	平成24年										平成25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
世帯数 (前月比)	104,903 -358	105,868 965	105,905 37	105,802 -103	105,550 -252	105,588 48	105,644 46	105,622 -22	105,578 -44	105,503 -75	105,489 -14		
総人口 (前月比)	257,788 -1,762	259,201 1,413	259,127 -74	258,865 -262	258,438 -426	258,394 -45	258,520 126	258,503 -17	258,430 -73	258,298 -132	258,258 -40		
男 (前月比)	120,679 -1,055	121,838 959	121,614 -24	121,487 -127	121,209 -278	121,161 -48	121,266 105	121,265 -1	121,225 -40	121,161 -64	121,112 -49		
女 (前月比)	137,109 -707	137,563 454	137,513 -50	137,378 -135	137,230 -148	137,233 3	137,254 21	137,238 -16	137,205 -33	137,137 -68	137,146 9		

<過去5年間の推移>

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
	4月	4月	4月	4月	4月
世帯数 (前年同月比)	100,187 591	100,631 434	101,081 450	105,527 4,446	105,934 407
総人口 (前年同月比)	254,176 -1,527	252,207 -1,969	250,750 -1,457	260,324 9,754	258,868 -1,456
男 (前年同月比)	119,102 -889	118,061 -1,041	117,436 -625	121,868 4,432	121,087 -781
女 (前年同月比)	135,074 -638	134,146 -928	133,314 -832	138,456 5,142	137,781 -675

※平成22年3月31日 旧江迎町・旧鹿町町と合併

ダウンロード

- 平成19年度(H19.4~H20.3)毎月町別人口表(447KB)(エクセル文書)
- 平成20年度(H20.4~H21.3)毎月町別人口表(423KB)(エクセル文書)
- 平成21年度(H21.4~H22.3)毎月町別人口表(400KB)(エクセル文書)
- 平成22年度(H22.4~H23.3)毎月町別人口表(481KB)(エクセル文書)
- 平成23年度(H23.4~H24.3)毎月町別人口表(538KB)(エクセル文書)
- 平成24年度(H24.4~H25.2)毎月町別人口表(462KB)(エクセル文書)
- 平成25年2月1日現在町別人口表(264KB)(PDF文書)
- 平成25年2月1日現在町別人口表(71KB)(エクセル文書)

平成22年国勢調査人口等基本集計結果 (長崎県分) の公表について《確定値》

平成22年国勢調査人口等基本集計結果が10月26日総務省より公表されました。その中から、本県に係る集計結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

《本県の特徴》

- 本県の平成22年10月1日現在の人口は1,426,779人。前回調査の平成17年と比較して51,853人(3.5%)減少した。人口を都道府県別に比較すると、本県は多い方から全国で27番目。九州沖縄では福岡県、熊本県、鹿児島県に次いで4番目。
- 本県の65歳以上人口(老年人口)の割合は、全国平均の23.0%を3.0%上回り、26.0%となった。老年人口割合を都道府県別に比較すると、本県は高い方から全国で16番目。九州沖縄では大分県、鹿児島県に次いで3番目。
- 本県の15歳未満人口(年少人口)の割合は、全国平均の13.2%を0.4%上回り、13.6%となった。年少人口割合を都道府県別に比較すると、本県は高い方から全国で19番目。九州沖縄では沖縄県、佐賀県、宮崎県、熊本県、鹿児島県に次いで6番目。
- 本県の平成22年10月1日現在の総世帯数は558,660世帯。前回調査の平成17年と比較して5,040世帯(0.9%)増加した。そのうち一般世帯数は556,895世帯。前回調査の平成17年と比較して5,365世帯(1.0%)増加した。一般世帯の1世帯あたり人員は2.47人。1世帯あたり人員を都道府県別に見ると、本県は多いほうから全国で32番目。九州沖縄では佐賀県、沖縄県、熊本県に次いで4番目。

《年少人口の割合(高い順)》

	全 国	13.2%
1位	沖縄県	17.8%
2位	滋賀県	15.1%
3位	佐賀県	14.6%
18位	兵庫県	13.7%
19位	長崎県	13.6%
20位	福岡県	13.6%
21位	栃木県	13.6%

《老年人口の割合(高い順)》

	全 国	23.0%
1位	秋田県	29.6%
2位	島根県	29.1%
3位	高知県	28.8%
15位	富山県	26.2%
16位	長崎県	26.0%
17位	香川県	25.8%
18位	青森県	25.8%

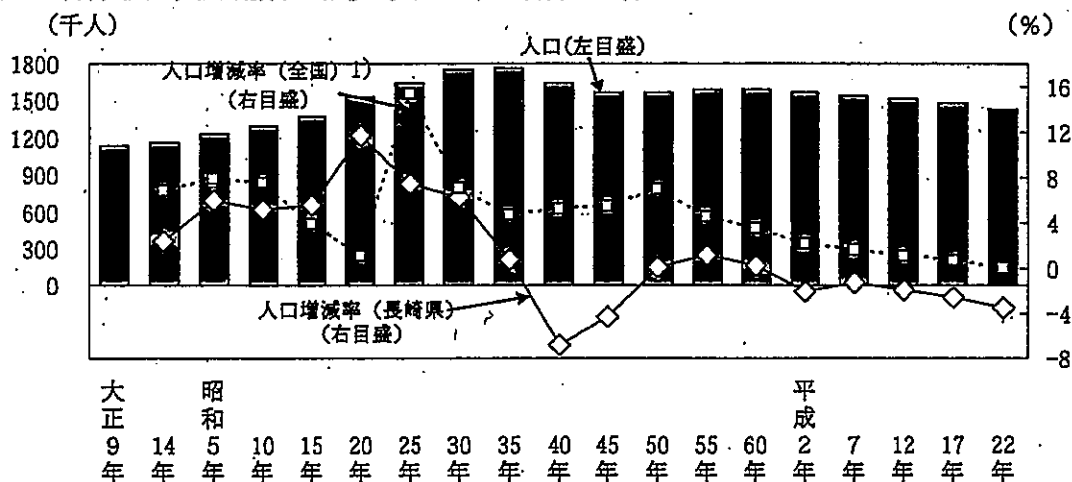
1 人口総数及び男女別人口 (図1・表1, 5参照)

- 本県の確定した人口は1,426,779人(平成22年10月1日現在)。
- 男女別人口は女性が男性より94,981人多い。

平成22年10月1日現在の本県の人口は1,426,779人で、平成17年と比較して3.5%(51,853人)減少した。大正9年の国勢調査開始以来、昭和40年の6.8%(119,176人)、昭和45年の4.3%(71,000人)に次ぐ人口減少率となった。人口が5万人以上減少するのは昭和45年以来40年振り。本県人口を男女別に見ると、男性が665,899人(本県人口の46.7%)、女性が760,880人(同53.3%)となり、女性の人口が男性を94,981人上回った。

県内に住む外国人の人口は6,498人で、平成17年の5,675人から823人(14.5%)増加した。国籍別では中国の3,200人が最も多く、次いで韓国・朝鮮の1,045人、フィリピンの522人、アメリカの428人となっている。

図1 本県人口と人口増減率の推移(大正9年~平成22年)



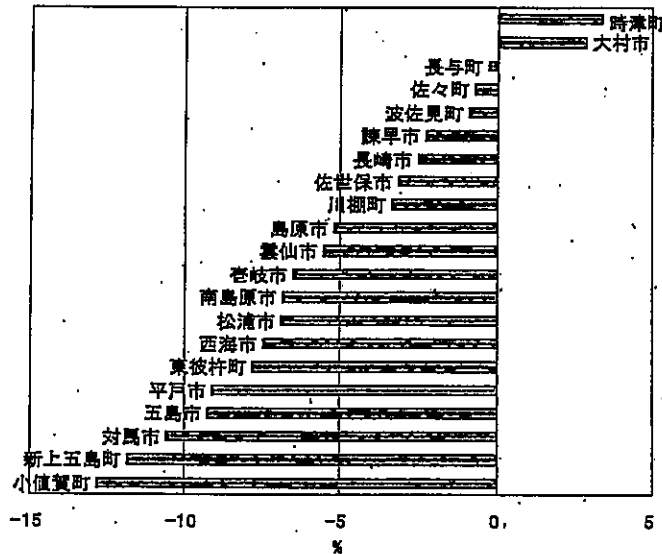
(注) 昭和20年は人口調査結果による。
1) 昭和20年及び25年の人口増減率は沖縄県を除いて算出。

2 市町別人口 (図2・表1参照)

- 人口が増加したのは大村市と時津町の1市1町のみ。
- 人口減少率は離島地域で高い傾向にある。

本県の人口を市町別に見ると、長崎市が443,766人と最も多く、次いで佐世保市の261,101人、諫早市の140,752人、大村市の90,517人、南島原市の50,363人となっている。平成17年と比較すると、大村市が2,477人、時津町が983人増加しており、それ以外の19市町において人口が減少している。減少数が最も大きいのは長崎市の119,176人、次いで佐世保市の8,473人、五島市の4,143人、対馬市の4,074人、南島原市の3,682人となっている。増減率で見ると、小値賀町が△12.8%と最も減少率が大きく、次いで新上五島町の△11.8%、対馬市の△10.6%、五島市の△9.3%、平戸市の△9.1%となっている。

図2 本県の市町別人口増減率（平成17年との比較）



3 年齢別人口（図3・表2、3参照）

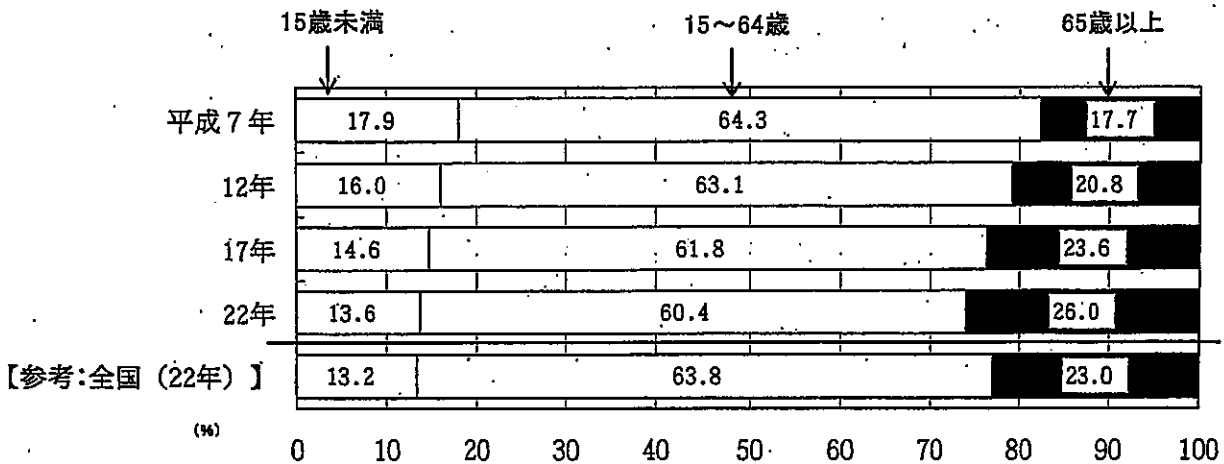
- 65歳以上人口（老年人口）の割合は26.0%となり、平成17年の23.6%から2.4ポイント増加した。
- 11市5町において老年人口割合が25%以上となった。

本県の人口を年齢別に見ると、65歳以上人口（老年人口）の割合が26.0%となり、大正9年の国勢調査開始以来初めて25%を超えた。

市町別に見ると、老年人口の割合が県内で最も高いのは小値賀町の43.4%であり、次いで新上五島町の33.4%、五島市の33.4%、平戸市の33.2%、東彼杵町の30.5%となっている。県内の市町のうち老年人口割合が25%未満であったのは諫早市、大村市、長与町、時津町、佐々町の5市町であり、その他の16市町においては老年人口割合が25%以上となった。

15歳未満人口（年少人口）の割合が県内で最も高いのは、時津町の17.1%であり、次いで大村市の16.9%、長与町の16.7%、佐々町の16.6%、川棚町の15.0%となっている。また、年少人口割合が最も低いのは、小値賀町の8.1%、次いで東彼杵町の11.5%、五島市の11.8%、西海市の11.9%、新上五島町の12.4%となっている。

図3 本県の年齢3区分別人口の割合の推移



4 世帯の状況 (図4・表7, 8, 9参照)

- 総世帯数は558,660世帯であり、平成17年から5,040世帯(0.9%)増加した。
- 一般世帯数は556,895世帯であり、平成17年から5,365世帯(1.0%)増加した。
- 一般世帯の1世帯あたり人員は2.47人。平成17年から0.12人減少。
- 世帯人員別で見ると、2人世帯の割合が30.0%と最も多い。

本県の総世帯数は558,660世帯で、平成17年に比べて5,040世帯(0.9%)増加した。そのうち一般世帯数は556,895世帯で、平成17年に比べて5,365世帯(1.0%)増加した。一般世帯1世帯あたり人員は2.47人で、平成17年の2.59人と比べて0.12人減少した。

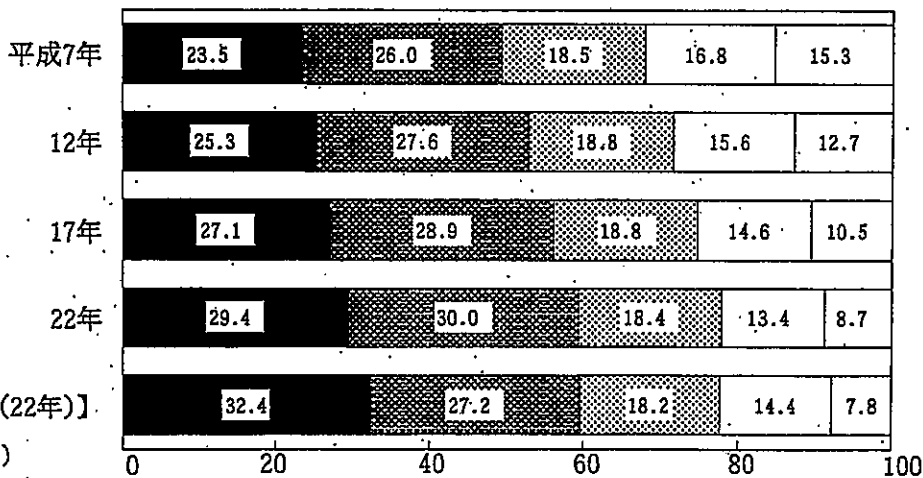
一般世帯のうち、世帯数が最も多いのは2人世帯の167,321世帯(一般世帯のうち30.0%)であり、次いで1人世帯の163,899世帯(同29.4%)。これらの世帯で一般世帯数の半数以上(同59.5%)を占めている。

一般世帯の世帯人数別の増減をみると、1人世帯が平成17年と比べて2.3ポイント、2人世帯が同じく1.1ポイントと増加しているのに対し、3人世帯~9人世帯は減少している。

次に、一般世帯を家族類型別にみると、単独世帯が最も多く、163,899世帯(一般世帯のうち29.4%)となっている。次いで、夫婦と子供から成る世帯の145,837世帯(同26.2%)、夫婦のみの世帯の120,545世帯(同21.6%)となっている。

図4 本県の世帯人員別世帯の割合の推移

■ 1人世帯 ■ 2人世帯 ■ 3人世帯 □ 4人世帯 □ 5人以上の世帯



- 65歳以上1人暮らし人口は63,245人であり、平成17年から11.2%増加した。
- 65歳以上人口に占める1人暮らしの割合は17.1%であり、平成17年から0.8ポイント上昇した。

65歳以上人口のうち1人暮らしの人口は63,245人であり、平成17年と比べて

身延町地域公共交通活性化協議会（山梨県身延町）

概要

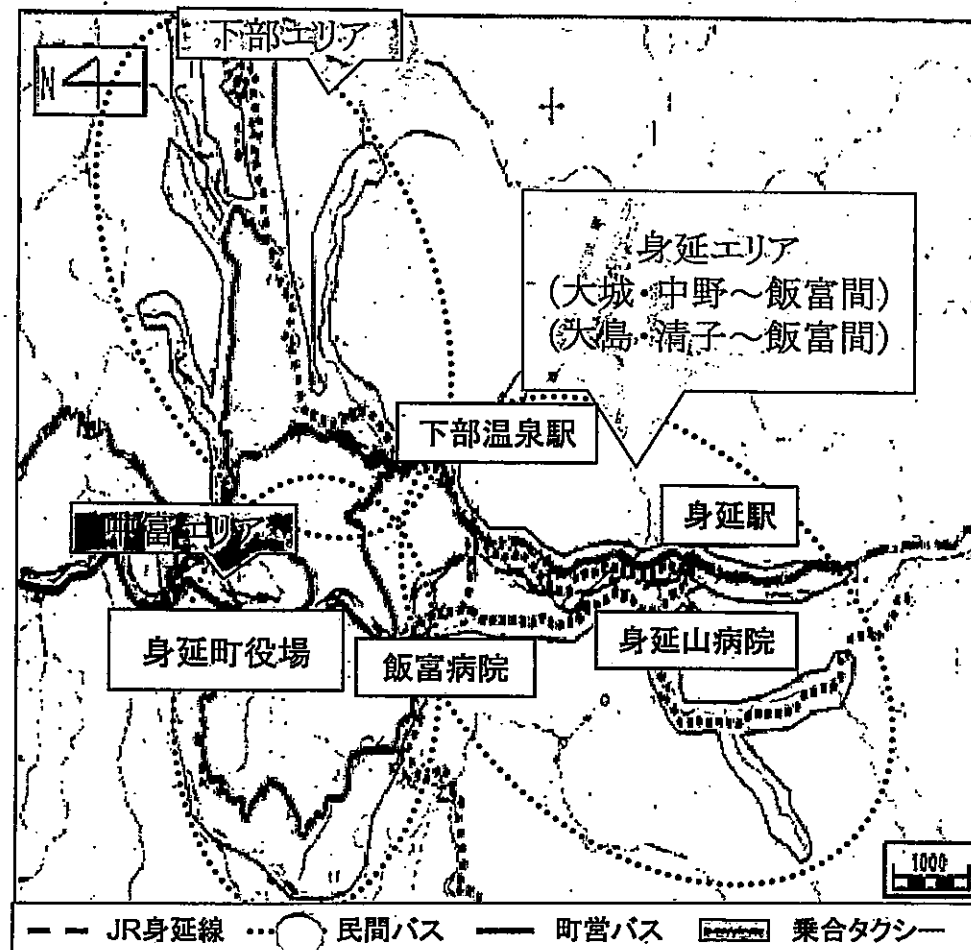
商工会と連携、デマンド型乗合タクシーで高齢者の買い物支援も実現！

身延町は、平成16年の三町合併（下部町、中富町、身延町）により誕生し、全域が過疎地域の指定を受け、高齢化率が40%弱と極めて高い地域である。

縮小傾向である民間バス路線や旧町単位で実施のコミュニティバスについて再編が検討され、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）を活用して乗合タクシー運行事業を実施し、高齢者等の移動手段確保を図っている。

○身延町乗合タクシー運行事業

- 平成20年10月から平成23年6月まで実施した実証運行を踏まえ、同年7月より道路運送法第4条許可に切り替えて、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）を活用し、下部エリア、中富エリア、身延エリア（大城・中野～飯富間、大島・清子～飯富間）の4系統を運行している。
- フィーダー路線4系統はJR身延線、バス路線と接続し、連携を図っている。
- 交通空白地域を解消するとともに、主な利用者である高齢者に適した車両を用い、通院・買物手段として地域内の生活交通を確保。
- 利用料金は大人300円/回
- 地域の商工会と連携し、買物ポイントカード（500円分）と回数券（600円分）の引き替えを行い、利用促進を図っている。
- デマンドシステムを活用して利用者への配車を行うとともに、実績データを蓄積して分析し、運行内容改善の検討に役立っている。



まんのう町地域公共交通協議会(香川県まんのう町)

概要

デマンドタクシーと路線バスの共通パス券で利用促進実現！

まんのう町には鉄道(JR土讃線、琴電琴平線)、路線バス(地域間幹線:琴参バス)等の公共交通機関があり、デマンドタクシーの導入及び共通パス券の発行等により相互の連携強化を図りながら、住民のニーズに対応した効率的で利便性の高い公共交通サービスの確保を目指している。

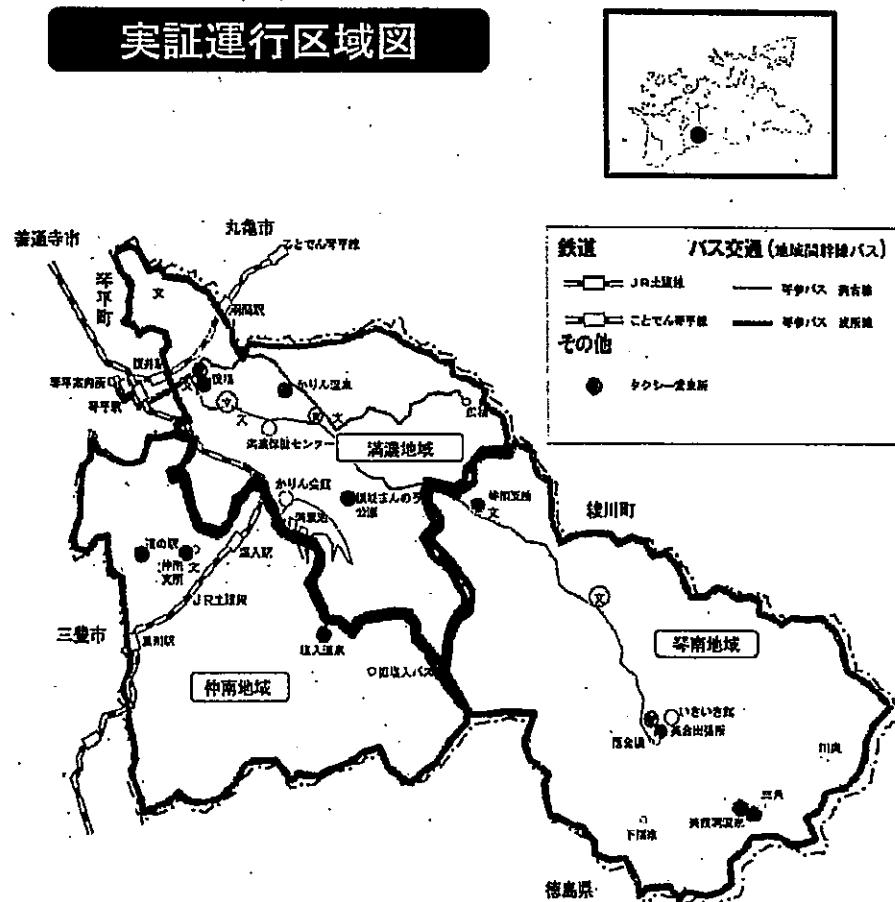
デマンドタクシーの実証運行

- ・バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業として平成21年11月より実証運行を開始。満濃・仲南・琴南の各エリアごとにタクシー事業者1社が10人乗りのワゴンタクシーを各1台、合計18便運行。片道300円で自宅から町内の病院やスーパー、公共施設、鉄道駅等を結ぶ。
- ・登録者は平成24年4月現在、約1100名。60才以上の利用者が全体の9割を占め、通院に利用する人が利用者全体の約6割、買い物に利用する人は利用者全体の約2割。
- ・実証運行を行う中で、問題点の検証、事業の見直しを行った結果、乗継便の廃止、運行区域の変更(琴南号の満濃地区乗り入れ)等を行い、平成24年4月より町の事業として本格運行開始。

共通パス券の発行

- ・デマンドタクシーは10枚綴りの乗車券を販売。町商工会の協力により、町内全域での購入が可能となり、交通弱者の利便性が向上。
- ・デマンドタクシーと路線バス(琴参バス:美合線、炭所線)を自由に利用できる共通パス券(1ヶ月3000円)を販売することにより、路線バスの利用促進や公共交通利用者の運賃負担の軽減が図れた。

実証運行区域図



子育てタクシー

CASE

90

子育てタクシー

- NPO法人わははネット
- 全国子育てタクシー協会

実施主体・組織

プロジェクト概要

NPO法人わははネットは、地域密着型の子育て情報誌を発行。登録者に必要な情報を自動配信する携帯電話システムを構築し、登録者を約4,000人まで拡大。登録者を活用した企業のアンケート調査やマーケティング調査で収益も確保。また、タクシー会社と協働し、全国子育てタクシー協会を設立し、子育てタクシードライバーを約1,000名養成するなど、企業とのWin-Winの関係を積極的に構築している。

母親の声から子育てタクシーが誕生

地域密着型の情報誌づくりや携帯電話を活用した情報サービスに取り組むNPO法人わははネットは、一方で人と触れ合う「井戸端」として、地元商店街の空き店舗を利用した親子の広場「わははひろば」を運営している。子育てタクシーは、「わはは広場」に集まった母親の何気ない会話から生まれた。「子どもとタクシーに乗ると運転手が大嫌いだ」「破水してタクシーに乗ったら運転手に迷惑がられた」という声をヒントに、子育てタクシーのサービスを思いついた。

しかし、子育てタクシーの企画書を手紙で、地元タクシー会社へ提案して回ったものの、ほとんど賛同を得られなかった。唯一、ワーキングマザーであったタク

シー会社社長の賛同を得られ、ドライバー5名で試験運行を開始した。

その結果、タクシー事業者の意識改革、子育てタクシー運行の情報提供、専門的なスキルを持つ運転手の養成が必要ことがわかった。そこで、全国均一のサービス提供を行うため、「全国子育てタクシー協会」を設立。延べ1,000人の子育てタクシードライバーを養成した。業界のイメージアップや活性化につながるだけでなく、母親から感謝されたドライバーからは「仕事に誇りを持てるようになった」という声も上がるようになった。

子育てタクシーは、全国のタクシー業界を巻き込み、23都道府県97社まで拡大した。地域によっては、自治体の支

目的	子育てタクシーの普及
効果	子育てタクシーの普及促進



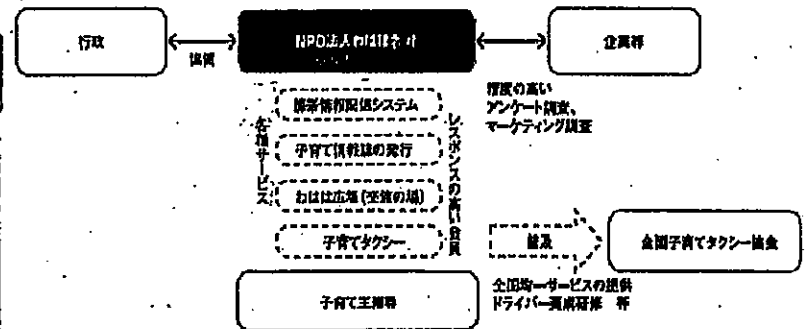
チャイルドシートを設置して運転をおこなう子育てタクシードライバー

援も始まるなど、地域の企業や団体、行政を巻き込んだ独自のサービスが開始されている。

POINT

- ① 地域の企業や団体、行政を巻き込んだサービスを展開
- ② タクシー業界全体の活性化・イメージアップに貢献
- ③ 子育てタクシーのニーズに応えるベテランドライバーの養成を実施

ビジネスモデル

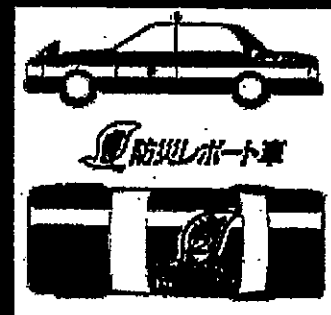


災害、犯罪防止対策に取り組んでいる事業者

災害情報ネットワーク

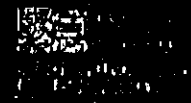
地元の放送局と連携し、シボレーが備修を受けた車体上にあるタクシーが防災シボレー車として地域の災害発生状況を通報（平成8年度から実施）

タクシー防災シボレー車の様子



S. O. S. 防犯タクシー

乗客が乗客者に声をかけられたり、迷惑行為を受けた場合、誰がかわからないタクシー乗客に台詞をすると、乗客員が無線を介して、送客先や車内状況など、乗客の場所まで伝達を可能（平成11年度から実施）





佐世保市地域タクシー適正化・活性化協議会設置要綱

制定 平成21年12月24日

一部改正 平成25年3月 日

(目的)

第1条 佐世保市地域タクシー適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、佐世保市における関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー運転者」とは、タクシー車両の運転者をいう。
- 4 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
- 6 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② その他協議会が必要と認める協議事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、別紙協議会委員名簿のとおりとし、その任期は平成27年9月30日までとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 事務局は、長崎運輸支局輸送部門及び長崎県タクシー協会並びに佐世保市タクシー協会に置く。
- 6 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員の選出を議決する場合
法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 九州運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画の作成を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)の①②及び④から⑥を満たしていること。
 - ② 地域計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されているタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
 - (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長が合意していること。
- ② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。

- 7 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。
- 8 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 9 協議会は原則として公開とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

会長に事故がある場合の職務代理者として指名する者（協議会要綱 第5条第4項）
佐世保市タクシー協会会長



平成25年1月25日

自動車局

**国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
施行規則の一部を改正する省令について**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく自動車運転代行における利用者保護等のあり方の詳細は、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「施行規則」という。）において定めています。

平成14年6月の法の施行以降、警察庁及び国土交通省では、20年2月に「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」をとりまとめ、これを踏まえた自動車運転代行業の損害賠償措置の拡充等の施策を講じてきましたが、その後も、運転代行業者にはタクシー類似行為（以下「白タク行為」という。）を始めとする違法行為を行っている業者が多い等の指摘が各方面よりなされてきました。

このため、警察庁及び国土交通省では、23年10月に自動車運転代行業における諸問題を把握するための実態調査を実施し、随伴用自動車（自動車運転代行業者が利用者に代わって運転する自動車の随伴に用いられる自動車をいう。以下同じ。）による白タク行為等の悪質な違法行為を根絶するための改善等に向けてこれまで以上に効果的な対策をとることが必要となっている状況を確認するとともに、昨年3月に改善等のための具体的な方策を盛り込んだ「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定・公表したところです。

同健全化対策の実施の一環として、今般、施行規則の見直しを行い、以下のとおり改正しましたのでお知らせします。

■概要

法第17条は自動車運転代行業者に対し随伴用自動車に一定の事項の表示等を義務づけ、表示等の具体的な方法について、施行規則第7条は、随伴用自動車に事業者名等を表示（ペンキ等による表示）すること（第1項）、ただし、専ら自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車以外の自動車を用いる場合には、事業者名や認定番号等を表示した表示板（マグネット板）の装着をもって足りること（第2項）等を定めています。

今回の改正では、表示板（マグネット板）を外した随伴用自動車による白タク行為を防止するため、随伴用自動車に自家用自動車等を用いる場合にはペンキ等による表示によらなければならないこととします（別紙のとおり）。

■スケジュール

公	布	平成25年1月25日（金）
施	行	平成25年3月31日（日）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課 青木 大村

TEL: 03-5253-8111（内線41-273）

TEL（直通）: 03-5253-8572

Fax: 03-5253-1636

自動車運転代行業の概況

参考資料

自動車運転代行業とは

盛り場等で飲酒し運転できなくなった者等の自動車にその者を乗せその者に代わって運転（随伴用自動車が随伴）する事業



代行業者



今回の改正により、自家用自動車等を随伴用自動車に用いる場合における表示方法を以下のとおり変更。
現行…マグネット板でも可
施行後…ペンキ等による表示のみ

① 代行業者が利用者の自動車を取りに行く

② 代行業者が利用者の自動車を運転してくる



利用者の自動車

B

駐車場

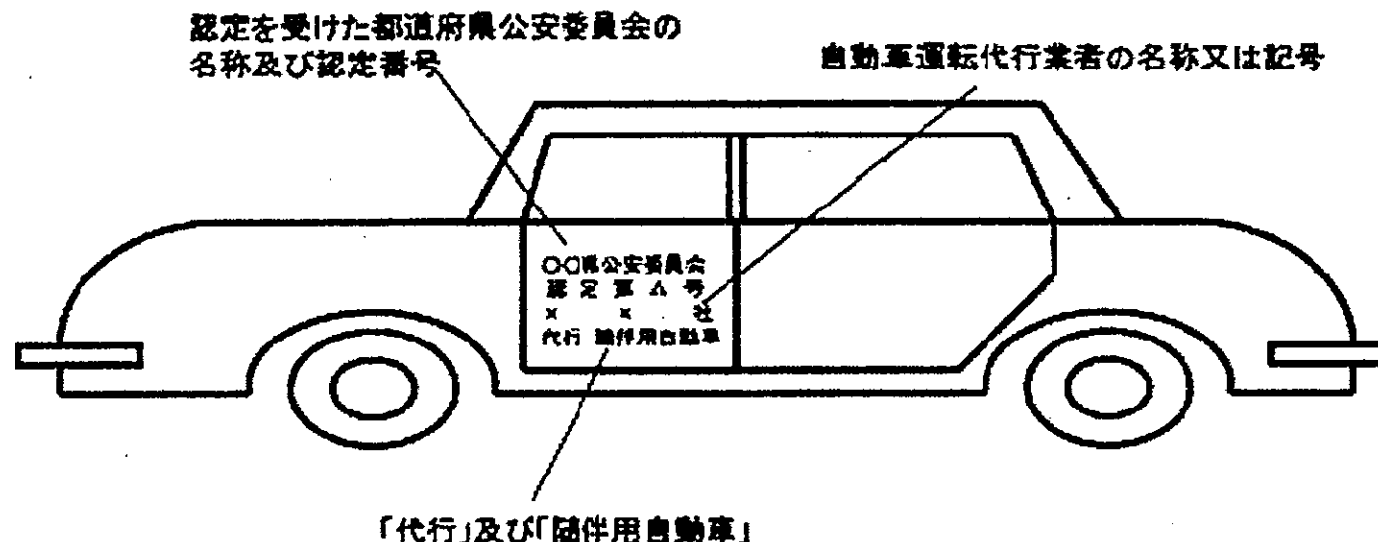


③ 代行業者が利用者の自動車に利用者を乗せて運転する



利用者自宅

別表



- 注(1) 規則第7条第1項による場合にあつては、自動車運転代行業者の名称又は記号、認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号、「代行」及び「随伴用自動車」の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
- (2) 規則第7条第2項による場合にあつては、(1)に掲げる事項の表示は、見やすく横書きした表示板によるものとし、はがれないようマグネット等により自動車の両側面に行うこと。
- (3) (1)に掲げる事項の各文字の大きさは原則として同じとし、縦横それぞれ5センチメートル程度以上を目安とする。

◇ 随伴用自動車の表示に関する改正概要 ◇

随伴用自動車の表示等が定められた施行規則の改正に伴い、今まで認められていた自家用使用などと併用する随伴用自動車のマグネット板での表示が認められないこととなりました。なお、法令の適用は平成25年3月31日より適用されます。

改正前

随伴用自動車を専用車として使用する場合 (施行規則第7条第1項の適用)	→	ペイント等による表示
自家用自動車と随伴用自動車を併用する場合 (施行規則第7条第2項の適用)	→	マグネット表示でも可
タクシー車両を随伴用自動車として使用する場合 (施行規則第7条第2項の適用)	→	認定番号及び認定年月日のみの マグネット表示

改正後

随伴用自動車を専用車として使用する場合 (施行規則第7条第1項の適用)	→	ペイント等による表示
自家用自動車と随伴用自動車を併用する場合 (施行規則第7条第1項の適用となる改正)	→	ペイント等による表示 (改正によりマグネット表示不可)
タクシー車両を随伴用自動車として使用する場合 (施行規則第7条第2項の適用)	→	認定番号及び認定年月日のみの マグネット表示

○ 表示の方法

容易に剥がせない方法(ペイントやステッカーなど)により自動車の両側面に横書きで表示します。また、文字の大きさは1辺が5センチメートル程度以上で表示して下さい。

表示の例

長 崎 県 公 安 委 員 会
 認 定 番 号 第 ○ ○ ○ 号
 × × 代 行 社
 代 行 随 伴 用 自 動 車

※ 表示は「自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示」により定められた方法で表示することとなりますので、文字の大きさなどの変更は無く、マグネット表示で行っていたものをそのままペイント等の表示に移行させるものです。

※ 法令条文は、国土交通省ホームページより見る事が出来ます。

アドレス http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000135.html

○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）

（傍線の部分は改正部分）

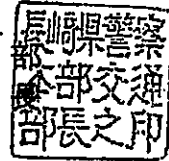
改正	現行
<p>（随伴用自動車の表示等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合</u>にあつては、<u>法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項第二号及び第四号に掲げる表示事項を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをも</u>つて足りる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（随伴用自動車の表示等） 第七条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、もつばら自動車運転代行業の用に供する<u>随伴用自動車以外の自動車</u>を随伴用自動車として用いる場合にあつては、<u>法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項に規定する表示事項（旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、同項第二号及び第四号に掲げるものに限る。）</u>を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをもつて足りる。</p> <p>3（略）</p>



平成25年3月1日

九州運輸局長崎運輸支局長 様

長崎県警察本部
交通部



高齢者交通死亡事故多発警報第9号（長崎ブロック警報）発令に伴う交通死亡事故抑止対策への協力依頼について

早春の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素から、警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに對し、厚くお礼申し上げます。

さて県内では、2月中に高齢者関連の交通死亡事故が相次いで発生し、2月16日に高齢者交通死亡事故多発警報第7号（県北ブロック警報）、2月19日に同警報第8号（全県警報）を発令して、高齢者の交通死亡事故抑止対策を推進してきたところであります。

しかしながら、発令期間中の21日に東彼杵郡川棚町、23日に対馬市美津島町、25日に長崎市高浜町、28日に西彼杵郡時津町と4件の交通死亡事故が発生しています。特に、

○ 2月25日（月）午後7時02分ころには、長崎市高浜町の国道上において、普乗と横断歩行者（83歳、女性）との事故で歩行者が死亡

○ 2月28日（木）午前4時55分ころには、西彼杵郡時津町の長崎漁港臨港道路路上において、普貨（65歳、男性）と横断歩行者との事故で歩行者が死亡と、長崎ブロック（長崎市、西海市、長与町、時津町）において4日間に2件の高齢者関連の交通死亡事故が発生しました。

そこで県警では、3月1日から10日間、高齢者交通死亡事故多発警報第9号を長崎ブロックに発令し、引き続き高齢者の交通死亡事故抑止対策を推進することとしております。

今年、県内の交通死亡事故は11件となり、その内、高齢者の交通死亡事故が7件と全体の63.6%を占めています。

また、7件の高齢者の交通死亡事故は、6件が夜間事故（うち4件が薄暮時間帯）、5件が道路横断中の事故（うち4件が自宅から1キロメートル以下）となっております。

全県警報発令時にも関係機関・団体の皆様に対し御協力をお願いしていたところでありますが、非常に厳しい交通情勢であることを認識していただき、

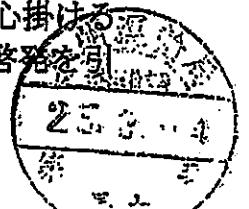
○ 高齢者を含めたドライバーに対しては、

- ・ 運転中は運転に集中し、脇見運転やぼんやり運転をしないように注意する
- ・ 交差点やカーブでは他の車や歩行者に注意するとともに、道路状況に応じて減速・徐行する
- ・ 体調が悪い時は運転を控える

○ 高齢者を含めた歩行者に対しては、

- ・ 道路横断の際は、近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る
- ・ 道路横断時（横断前、横断中）の安全確認を十分行うとともに、夜間の外出の際には反射材を活用するなど、運転者から見えやすい服装に心掛ける

ということなどを街頭指導や会議等のあらゆる機会を通じ、県民への広報啓発を引き続き推進して頂きますようお願い申し上げます。





平成25年

春の全国

交通安全運動

実施期間

4月6日(土) ▶ 4月15日(月)

スローガン

気をつけて! あおになっても 右左

運動の
重点

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

特別
広報

- 脇見・ぼんやり運転の防止
- 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯

子どもと高齢者の交通事故を防ぎましょう。

子ども交通事故防止

昨年は、他県で登下校中の重大事故が発生しました。

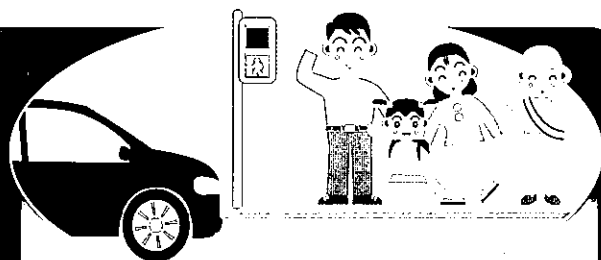
長崎県では、子ども(中学生以下)の交通事故が153件発生し、495人の子どもたちが怪我をしています。(負傷者は車両同乗中を含む。) そのうち登下校中の事故が38件で、子どもの交通事故の約25%を占めています。

保護者の皆さん

- 子どもたちに横断歩道のある場所では必ず横断歩道を渡ること、道路を渡る時は左右の安全を確認してから渡るよう指導しましょう。
- 子どもたちと一緒に通学路を歩き、安全確認や注意が必要な危険な場所を子どもの目線でチェックし、安全な通行方法を指導しましょう。

ドライバーの皆さん

- 学校・幼稚園などの周辺や通学路では、子どもたちの飛び出し、駐車車両の陰からの横断等に注意しましょう。
- 子どもたちを見かけた時はその動きに注意し、減速・徐行するなど安全な速度で進行しましょう。



高齢者の交通事故防止

昨年、県内では交通事故により39人の方が亡くなっています。そのうち高齢者は25人で、全死者数の6割以上を占めています。

また、本年も高齢者関連の交通死亡事故が多発しています。特に、薄暮時間帯の道路横断中の事故が多発しています。

ドライバーの皆さん

- 歩行者の動きに注意して運転するとともに、運転中は緊張感を持ち、脇見・ぼんやり運転をしないようにしましょう。

歩行者、特に高齢者の皆さん

- 近くに横断歩道がある場所では、必ず横断歩道を渡り、道路を横断するときは確実に安全確認を行いましょう。
- 薄暮、夜間などは、反射材を身に付けましょう。

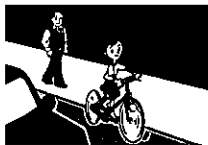
自転車は交通ルール・マナーを守り、安全に利用しましょう。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、歩行者との衝突など、交通事故の加害者となることもあります。

自転車安全利用五則を守り、安全な自転車利用を心掛けましょう。

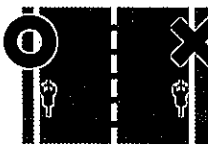
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



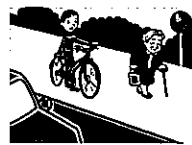
2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



4 安全ルールを守る

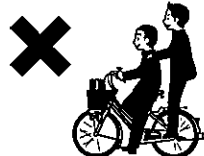
飲酒運転は禁止



夜間はライトを点灯



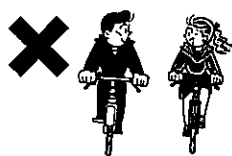
二人乗りは禁止



信号を守る



並進は禁止



交差点での一時停止と安全確認



長崎県道路交通法 施行細則を改正しました。

(3月1日公布、4月1日施行)

【主な改正の内容】

交通事故につながるおそれのある危険な行為として、次の行為が禁止となりました。

- 携帯電話等を使用しながら自転車を運転する行為を禁止
- 大音量でイヤホン等を使用して車両等を運転する行為を禁止
- バイクや自転車で傘差し運転等をする行為を全ての道路において禁止

自転車利用者の皆さん、携帯電話を使用しながらの運転や大音量で音楽を聞きながらの運転などはたいへん危険ですので、ぜったいにやめましょう。

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



シートベルト・チャイルドシートは正しく着用しましょう。



長崎県は、運転席のシートベルト着用率は99.5%、助手席は97.3%ですが、後部座席の着用率は35.0%、チャイルドシートの使用率は63.1%であり、まだまだ徹底されていません。

運転者は発進する前に、同乗者に対し「シートベルトを着けて!」と声をかけるとともに、着用の確認を行いましょ。

また、車に乗る人は、シートベルト・チャイルドシートは正しく着用しましょう。

飲酒運転追放三ない運動を推進しましょう。

全国的に飲酒運転根絶の気運が高まっているにもかかわらず、昨年、県内では飲酒運転事故が78件発生し、4人の方が亡くなっており、いずれも前年と比較して増加しました。

「飲酒運転三ない運動」を推進し、家庭・職場・地域から飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転追放 三ない運動

- ① 酒を飲んだら運転しない
- ② 運転前には酒を飲まない
- ③ 運転者には酒を出さない



気をつけて 脇見・ぼんやり 事故のもと

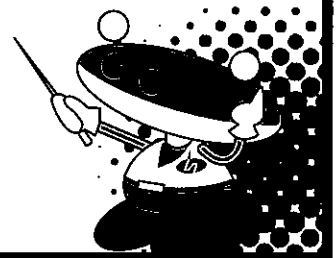
長崎県警察

長崎県道路交通法施行細則の一部改正

平成25年4月1日施行

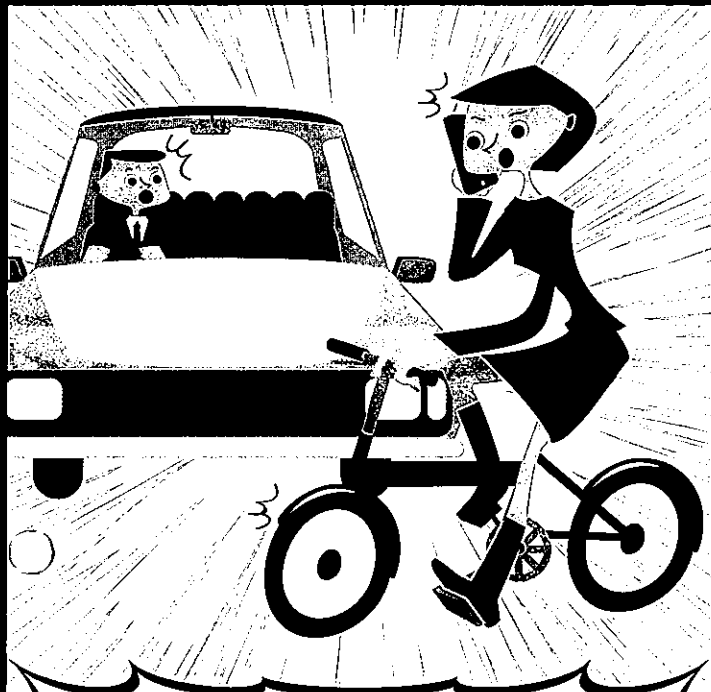
交通事故につながるおそれのある危険な行為として

- 自転車の運転中に携帯電話等を使用すること
- 自動車、バイク、自転車等を運転中にイヤホン、ヘッドフォン等を使用して、周囲の音が聞こえない状態で音楽を聞くことなどを明確に禁止します。



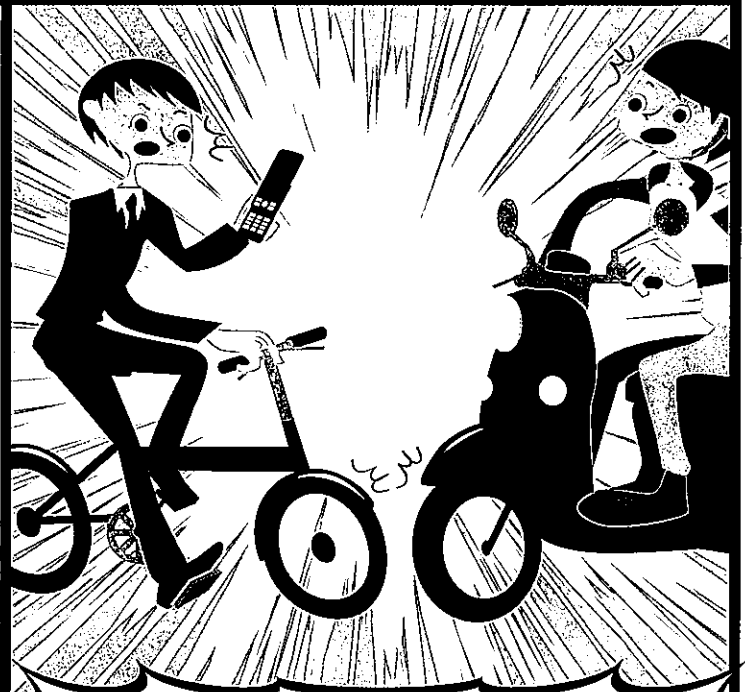
主な改正内容は次の3点です。

○ **携帯電話等を使用しながら自転車を運転する行為の禁止** 新設



携帯電話を手で持って、通話しながら自転車を運転する行為が禁止

携帯電話で通話しながら運転するのは危険です。



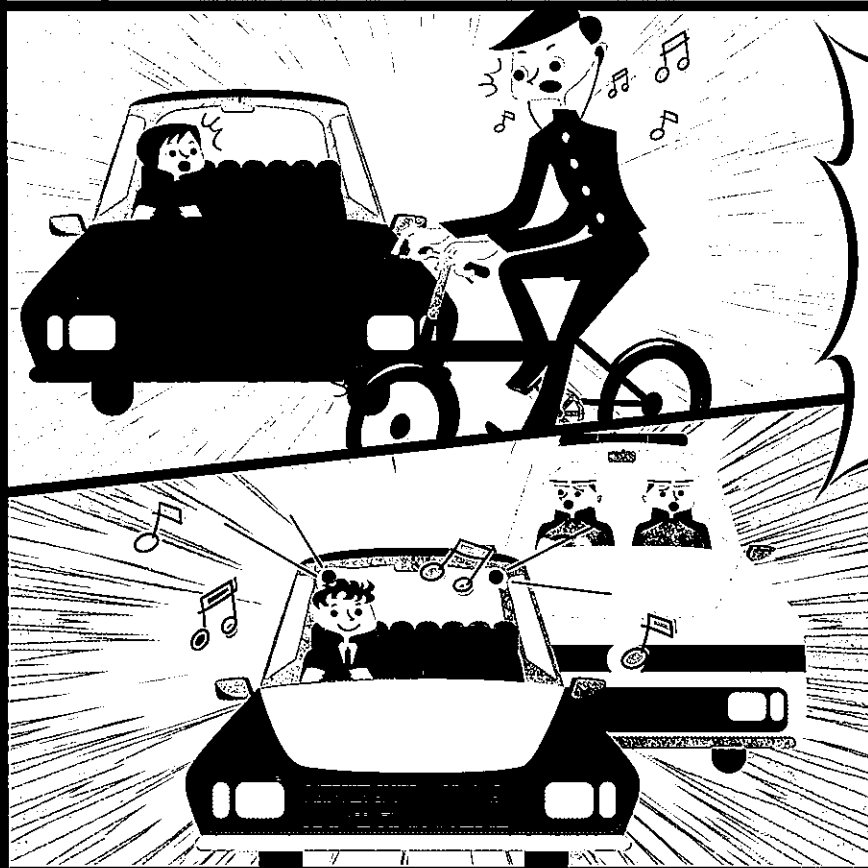
画像表示用装置を手で持って、表示された画像を注視しながら自転車を運転する行為が禁止

携帯電話や携帯ゲーム機などでメールやゲームなどをしながら運転するのは危険です。

※ 携帯電話等を手に持たず、ハンズフリー装置を使用している場合は、本件違反とはなりません。

※ 画像表示用装置とは、液晶等により画像を表示するための装置のことをいい、具体的には、携帯電話や携帯型ゲーム機のディスプレイ表示部等のことをいいます。

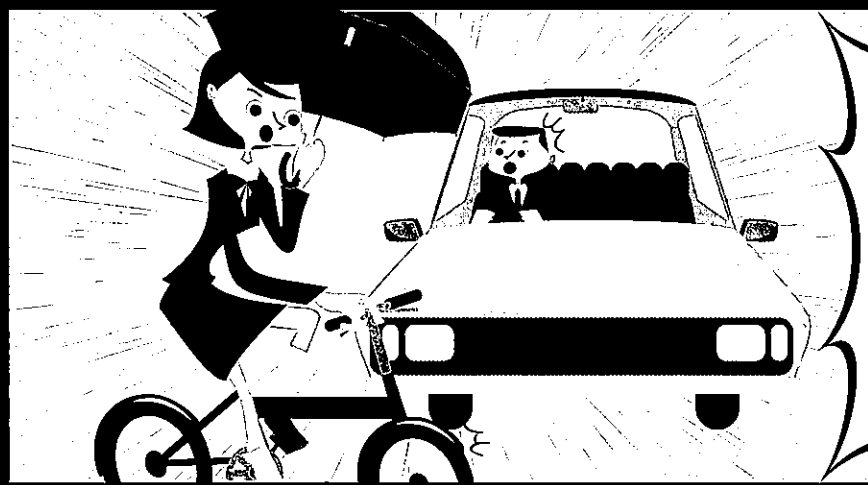
2 大音量でイヤホン等を使用して車両等を運転する行為の禁止 新設



大音量でカーラジオ等を聞き、イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽を聞く等、安全な運転に必要な交通に関する音、または声が聞こえないような状態で車両等を運転する行為の禁止

- ※ 「車両等」とは、自動車、原動機付自転車、自転車等の軽車両および路面電車のことをいいます。
- ※ 安全な運転に必要な音や声とは、具体的には警音器（クラクション）や救急車のサイレン、警官による指示などのことを指しています。
- ※ 難聴者が補聴器を使用する場合または公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは除外されます。

3 バイクや自転車で傘差し運転等をする行為が、全ての道路において禁止 改正



傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失う方法でバイクや自転車を運転する行為については、これまで「交通ひんばんな道路」に限って禁止していましたが、全ての道路において禁止することとします。

以上の違反行為をすると、公安委員会遵守事項違反として5万円以下の罰金になります。

自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転は禁止
 - 二人乗りは禁止
 - 並進は禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 信号を守る
 - 交差点での一時停止と安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用